多摩地域における共同利用図書館検討調査

報　告　書

平成 20 年 3 月

東京都市町村立図書館長協議会

＜目　次＞

1. 調査の概要 1
1.1. 調査の背景 1
1.2. 調査の目的 1
1.3. 調査の流れ 2

2. 各自治体の図書館設置状況等の整理 3
2.1. 各自治体の図書館の規模 3
2.1.1 人口 3
2.1.2 蔵書数 4
2.1.3 延べ床面積 5
2.2. 各自治体の図書館の利用状況 6
2.2.1 登録者数（個人貸出） 6
2.2.2 貸出冊数（個人貸出） 7
2.2.3 図書館間借受冊数（市町村立図書館・区立図書館・都立図書館） 8
2.3. 多摩地域の図書館設置状況等に関する課題 10
2.3.1 年々増加する利用ニーズへの対応 10
2.3.2 多摩地域の自治体間における協力体制の強化 10

3. 各自治体における資料保存状況・保存ニーズの分析 12
3.1. 資料保存状況について 12
3.1.1 アンケート調査にもとづく資料保存状況の分析 12
3.1.2 アンケート調査にもとづく課題の整理 16
3.2. 資料保存ニーズの把握 17
3.2.1 都立図書館からの除籍本に対する保存資料数の想定 17
3.2.2 多摩地域の所蔵資料に対する保存資料数の想定 17
3.2.3 多摩地域としての保存資料数の想定 18

4. 共同保存に係る概念及び動向の整理 20
4.1. 共同保存に係る概念の整理 20
4.1.1 資料保存の共同化とは 20
4.1.2 共同保存のメリット 20
4.1.3 共同保存の形態 21
4.2. 共同保存に関する動向の整理 22
4.2.1 日本国内における共同保存の事例 22
4.2.2 海外における共同保存の事例 26

5. 多摩地域の共同利用図書館の形態・体制に関する検討 28
5.1. 共同利用図書館に関する検討方針 28

5.1.1 共同利用図書館の設置に向けた基本方針の整理 28
5.1.2 共同利用図書館の設置に関する検討内容 29
5.2. 共同保存体制の検討 30
5.2.1 共同利用図書館の位置づけについて 30
5.2.2 共同利用図書館の機能について 30
5.2.3 保存対象資料について 30
5.2.4 運営主体について 31
5.2.5 設置エリアについて 33
5.2.6 設置形態について 34
5.2.7 設置場所について 35
5.2.8 施設規模について 35
5.2.9 共同利用図書館の概略（短期的ビジョンの明確化） 39
5.3. 運営システムに関する検討 40
5.3.1 資料受入冊数及び貸出請求件数の想定 40
5.3.2 運営システムの具体化 42
5.3.3 短期的ビジョンに向けた運用案 52

6. 概算運営費 53
6.1. 概算運営費の試算にあたっての前提条件 53
6.1.1 共同利用図書館における保存資料数及び貸出請求件数に関する前提条件 53
6.1.2 施設規模に関する前提条件 54
6.1.3 コストに関する前提条件 55
6.2. 短期的ビジョンに向けた運用案での概算運営費の試算結果 56

7. 今後の方向性の整理 58

巻末資料 61

巻末資料

1. 調査の概要

1.1. 調査の背景

現在、多摩地域の図書館間では、共同利用図書館（共同保存・共同利用のための図書館）の設置に向けた検討が進められている。

全国的な公立図書館の状況と変わらず、多摩地域の各市町村立図書館においても資料の保存スペースの不足が問題となっている。こうした蔵書の増加に伴う保存スペースの不足という問題に対し、各自治体が個々で取り組んでいくには限界があることから、何らかの形で地域の図書館ネットワークに基づいた対策を確立していく必要があると考えられている。

また、同様に保存スペースの不足という問題を抱える東京都立図書館では、平成 14 年度の多摩図書館における児童・青少年サービス開始に際し、日比谷図書館から児童・青少年資料約 16 万冊を受け入れると同時に、多摩図書館で所蔵していた資料約 14 万冊の除籍を行った。この多摩図書館の大量廃棄に対しては、図書館職員や市民からの反対運動が生じたこともあり、一般資料約 11 万冊の内半分の約 5 万冊が町田市に「再活用資料」として保管されることとなった。現在では、これらの資料は町田市から武蔵野市へと移され、図書交流センターで保存されている。したがって、これら 5 万冊の活用方策についても併せて検討を進める必要がある。

以上のような背景をもとに、多摩地域の公立図書館では、年々蓄積されていく膨大な資料に対する保存スペースの確保、及び都立図書館から移管された 5 万冊を含む保存資料の活用方策の確立に向け、共同利用図書館の設置を通じた具体的施策を立案することが望まれている。

また、複数の自治体が共同で図書館サービスの向上を目指す同様の事例として、平成 20 年 4 月からは、京王線沿線七市（八王子市・府中市・町田市・日野市・多摩市・稲城市・調布市）で広域連携サービスの実施が予定されている。これは、住民の日常生活圏の拡大、図書館利用者ニーズの多様化・高度化に対し、当該地域の住民の生活動線上の自治体が協力して図書館サービスを提供するものである。

このように、社会状況や利用者ニーズの変化に伴って、単独自治体で対応が困難な問題に対しては、行政サービスの効率化の面からも、複数の自治体間で連携して対処することが必要となっており、図書資料の保存に関しても多摩地域の自治体が協働で取り組むことが望まれている。

1.2. 調査の目的

本調査においては、多摩地域の市町村において設置が検討されている「共同利用図書館（共同利用・共同保存のための図書館）」について、資料の共同保存体制や、資料保存・利用システム等を含む具体的な運営方法に関する検討を行うことにより、多摩地域における資料保存スペースの確保、保存資料活用方策の確立に資する施策を立案することを目的とする。

検討にあたっては、平成 18 年度に出された東京都市町村立図書館長協議会除籍資料再活用プロジェクトの報告『多摩地域「共同利用図書館」の設置に向けて　NPO による共同出資事業化の提案』の検討結果と併せ、NPO 以外の事業実施主体等についても可能性を探りつつ、

より具体的な施策の展開を図ることとする。また、各館の資料保存状況から共同利用図書館に対するニーズを把握するとともに、保存ニーズに基づいた適切なエリア設定を行い、早期の事業開始に向けた検討を進めることとする。

1.3. 調査の流れ

本調査の流れは以下の通りである。

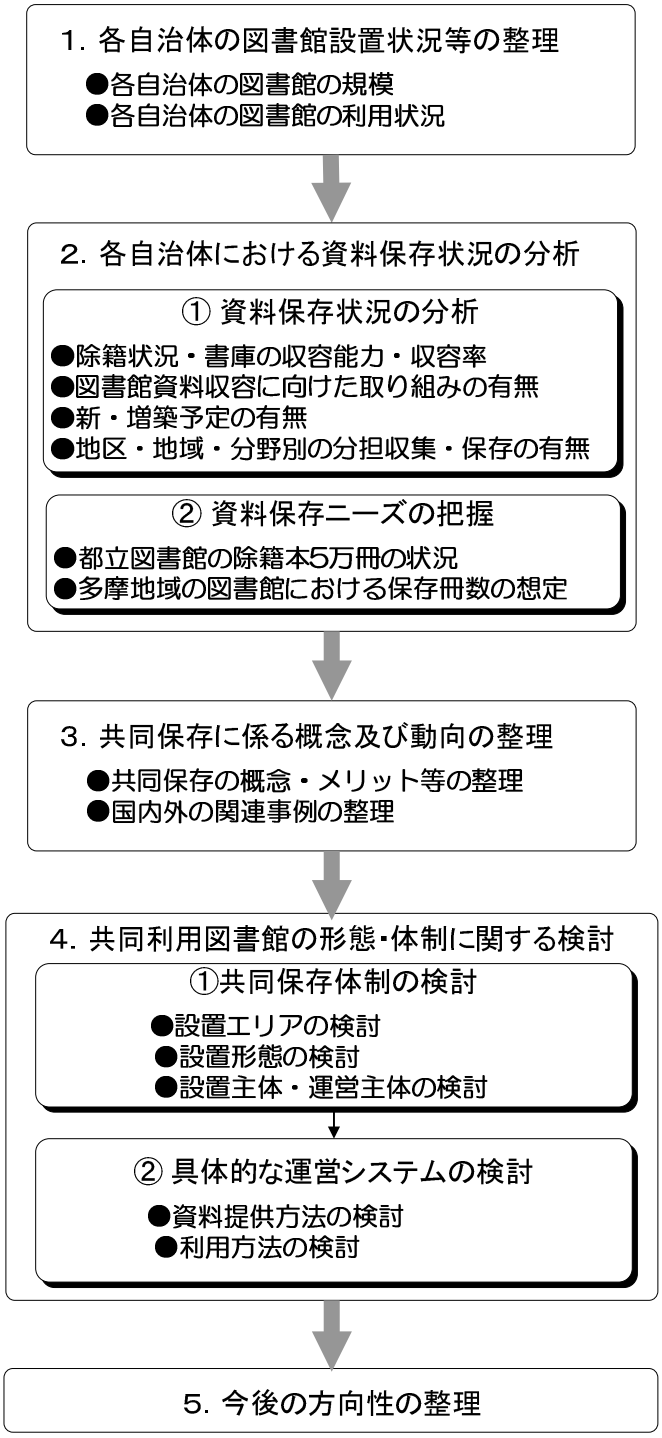

図 1-1 業務フロー

2. 各自治体の図書館設置状況等の整理

2.1. 各自治体の図書館の規模

多摩地域の 30 自治体の図書館の状況について、奉仕対象となる人口及び、図書館の規模等を以下に示す。

2.1.1 人口

多摩地域の各自治体の過去 5 年間の人口の推移を表 2-1 に整理する。

多くの自治体では、横ばいから緩やかな増加傾向が見られる。その中でも、稲城市の増加が著しい。一方、奥多摩町、檜原村等の西多摩地域の 3 自治体においては、減少傾向がある。

表 2-1 多摩地域の人口推移

単位：人

市町村名	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	増減率（H15比）
昭島市	108,029	110,695	110,929	112,023	112,578	104.2%
あきる野市	79,417	80,279	80,490	80,893	80,846	101.8%
稲城市	71,426	74,631	75,817	77,573	79,865	111.8%
青梅市	139,201	140,542	140,872	140,458	140,268	100.8%
清瀬市	68,525	70,954	72,994	73,480	73,497	107.3%
国立市	71,942	73,574	73,213	73,339	73,563	102.3%
小金井市	108,440	110,812	111,306	111,795	112,060	103.3%
国分寺市	111,121	112,773	114,519	115,278	116,143	104.5%
小平市	175,599	179,107	179,357	180,217	181,261	103.2%
狛江市	75,158	76,063	76,602	76,923	76,987	102.4%
立川市	165,410	171,142	171,919	173,307	174,989	105.8%
多摩市	141,049	143,153	143,473	143,338	145,247	103.0%
調布市	202,312	208,708	211,752	213,311	214,480	106.0%
西東京市	180,276	185,742	187,755	191,287	192,226	106.6%
八王子市	526,068	537,057	541,136	544,675	547,799	104.1%
羽村市	55,089	57,158	56,920	57,133	57,401	104.2%
東久留米市	113,603	115,200	115,560	115,880	115,696	101.8%
東村山市	142,106	145,350	146,357	146,824	147,515	103.8%
東大和市	79,644	80,786	80,863	80,874	82,215	103.2%
日野市	165,707	170,207	170,703	172,483	173,822	104.9%
府中市	227,095	234,088	238,161	241,137	242,607	106.8%
福生市	60,074	61,771	61,639	61,555	61,071	101.7%
町田市	389,921	401,875	406,092	409,814	413,398	106.0%
三鷹市	167,874	172,035	173,460	174,210	175,920	104.8%
武蔵野市	131,675	133,610	134,873	136,406	136,516	103.7%
武蔵村山市	65,938	66,817	67,321	68,280	68,808	104.4%
奥多摩町	7,459	7,256	7,051	6,906	6,727	90.2%
日の出町	16,240	16,071	15,944	15,877	15,868	97.7%
瑞穂町	33,973	34,610	34,526	34,600	34,648	102.0%
檜原村	3,233	3,152	3,102	3,043	2,961	91.6%
合計	3,883,604	3,975,218	4,004,706	4,032,919	4,056,982	104.5%

「出典）住民基本台帳による東京都の世帯と人口（平成 15 年 1 月 1 日現在）」
「出典）東京都公立図書館調査総括表（平成 16 年度から平成 19 年度）」

2.1.2 蔵書数

多摩地域の各自治体の過去 5 年間の蔵書数の推移を表 2-2 に整理する。

蔵書規模は、人口規模に関連することもあり、各自治体間で差が見られる。その差は、10 万冊以下（奥多摩町、檜原村の 2 自治体）から、100 万冊以上（小平市、多摩市、八王子市、府中市の 4 自治体）までと幅広い。

過去 5 年間の推移については、小平市、多摩市の 2 自治体で減少が見られるものの、多摩地域全体にでは約 6.6%の増加となっている。特に、稲城市等 8 自治体においては、増加率が 10%を超えており、その傾向が顕著である。

表 2-2 多摩地域の公立図書館の蔵書数の推移

単位:冊

市町村名	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	増減率（H14比）
昭島市	340,877	291,262	337,270	384,244	347,497	101.9%
あきる野市	390,724	395,197	404,693	437,552	456,773	116.9%
稲城市	315,963	323,690	337,614	353,897	438,923	138.9%
青梅市	475,202	478,329	481,083	484,199	491,407	103.4%
清瀬市	379,563	382,411	378,967	380,778	381,924	100.6%
国立市	351,934	353,633	361,481	366,625	367,168	104.3%
小金井市	396,737	399,085	406,452	417,896	429,500	108.3%
国分寺市	536,699	547,160	560,350	565,882	567,181	105.7%
小平市	1,224,414	1,201,691	1,142,343	1,141,423	1,148,998	93.8%
狛江市	224,414	261,895	265,831	269,012	272,483	121.4%
立川市	731,229	747,789	756,524	771,591	789,037	107.9%
多摩市	710,410	689,695	702,338	681,903	692,707	97.5%
調布市	1,021,652	1,053,567	1,084,475	1,111,221	1,145,873	112.2%
西東京市	690,105	702,603	684,330	705,918	721,830	104.6%
八王子市	1,299,597	1,330,740	1,377,188	1,383,294	1,415,648	108.9%
羽村市	286,950	294,588	306,544	314,290	321,890	112.2%
東久留米市	368,241	377,859	384,986	391,683	402,207	109.2%
東村山市	702,634	717,115	691,663	703,645	704,721	100.3%
東大和市	343,232	347,571	349,620	351,907	391,830	114.2%
日野市	653,244	679,896	692,244	704,990	712,237	109.0%
府中市	1,182,977	1,192,626	1,181,122	1,188,882	1,199,611	101.4%
福生市	391,850	295,268	405,372	409,106	415,697	106.1%
町田市	931,501	958,358	955,775	968,879	975,475	104.7%
三鷹市	620,989	637,307	651,356	667,113	672,450	108.3%
武蔵野市	546,838	567,195	593,590	618,274	643,437	117.7%
武蔵村山市	250,931	257,306	261,152	266,501	271,932	108.4%
奥多摩町	72,819	74,594	74,509	76,365	76,117	104.5%
日の出町	99,670	102,122	107,872	105,129	106,618	107.0%
瑞穂町	182,562	194,539	200,159	177,966	192,053	105.2%
檜原村	46,650	48,470	50,396	52,250	54,597	117.0%
合計	15,770,608	15,903,561	16,187,299	16,452,415	16,807,821	106.6%

「出典） 東京都公立図書館調査総括表（平成 15 年度から平成 19 年度）」

2.1.3 延べ床面積

多摩地域の各自治体の過去 5 年間の図書館延べ床面積の推移を表 2-3 に整理する。

平成 14 年度から 18 年度までの多摩地域全体での増加率は 8.2%となっている。各自治体の延べ床面積についても減少は見られない。

特に、中央図書館等が新たに開館した稲城市、あきる野市を含む 5 自治体においては、増加率が 10%を超えている。

表 2-3 多摩地域の公立図書館の延べ床面積の推移

単位：㎡

市町村名	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	増減率(H14比)
昭島市	1,817	1,817	1,817	1,817	1,817	100.0%
あきる野市	2,575	2,185	3,560	3,560	7,038	273.3%
稲城市	1,193	1,193	1,141	1,140	4,594	385.1%
青梅市	2,282	2,281	2,281	2,282	2,281	100.0%
清瀬市	4,157	4,157	4,157	4,157	4,157	100.0%
国立市	2,817	2,817	2,817	2,817	2,817	100.0%
小金井市	2,365	2,365	2,365	2,365	2,487	105.2%
国分寺市	3,362	3,362	3,362	3,362	3,442	102.4%
小平市	11,226	11,226	11,226	11,226	11,451	102.0%
狛江市	1,623	1,623	1,623	1,623	1,623	100.0%
立川市	8,170	8,170	8,170	8,170	8,170	100.0%
多摩市	4,909	4,909	5,087	4,909	4,909	100.0%
調布市	8,080	8,074	8,167	8,167	8,168	101.1%
西東京市	5,108	5,557	5,557	5,557	5,557	108.8%
八王子市	10,214	10,214	10,214	10,214	10,515	102.9%
羽村市	3,571	3,571	3,571	3,571	3,571	100.0%
東久留米市	3,879	3,879	3,879	3,880	3,880	100.0%
東村山市	5,009	5,009	5,009	5,009	5,009	100.0%
東大和市	3,043	3,043	3,043	3,573	3,573	117.4%
日野市	5,554	6,232	6,432	6,442	6,442	116.0%
府中市	6,099	6,099	6,099	6,099	6,099	100.0%
福生市	3,626	3,626	3,626	3,626	3,626	100.0%
町田市	9,006	9,006	9,006	9,006	9,006	100.0%
三鷹市	5,522	5,522	5,522	5,522	5,522	100.0%
武蔵野市	10,184	10,184	10,184	10,184	10,183	100.0%
武蔵村山市	2,572	2,572	2,572	2,572	2,572	100.0%
奥多摩町	469	469	514	514	514	109.6%
日の出町	473	473	473	473	473	100.0%
瑞穂町	1,512	1,512	1,512	1,512	1,512	100.0%
檜原村	350	350	350	350	439	125.4%
合計	130,767	131,497	133,336	133,699	141,447	108.2%

「出典）東京都公立図書館調査総括表（平成 15 年度から平成 19 年度）」

※ 平成 18 年の清瀬市・羽村市の延床面積は減少となっていたが、誤記入によるものであったため、前年同一値への修正を行った（清瀬市 3,582→4,157/羽村市 3,280→3,571）

※ 福生市は平成 17 年に、地域会館との複合施設図書館の面積に、図書館施設以外の共用部分が含まれていた 2 図書館の面積を、専用部分だけの面積に訂正を行っていたため、平成 14 年に遡って同一値への修正を行った

2.2. 各自治体の図書館の利用状況

多摩地域の 30 自治体の図書館の状況について、サービスの利用状況を以下に整理する。

2.2.1 登録者数(個人貸出)

多摩地域の各自治体の過去 5 年間の図書館登録者数の推移を表 2-4 に整理する。

登録者数は、あきる野市等 18 自治体で増加している一方で、国分寺市等 12 自治体で減少している。

ただし、登録者数については、各自治体で扱いが様々であり、一概に比較することは困難である。一定期間内に貸出利用実績がない登録者を、有効登録者から抹消する手続きを行っている自治体が多いが、その期間の設定等についても自治体間で差が見られる。

また、近隣自治体との相互協力貸出が導入された場合には、自自治体外からの利用者登録によって、登録者数が増加することも考えられる。以上のように、登録者数の推移の扱いに関しては留意が必要ではあるが、多摩地域全体では 4.8%の増加となっている。

表 2-4 多摩地域の公立図書館の登録者数の推移

単位:人

市町村名	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	増減率(H14比)
昭島市	27,229	27,732	27,969	27,924	27,910	102.5%
あきる野市	17,120	18,093	33,807	37,364	39,621	231.4%
稲城市	31,188	34,362	36,760	38,767	24,734	79.3%
青梅市	76,993	80,262	83,443	86,324	89,006	115.6%
清瀬市	47,633	46,002	9,432	51,298	55,460	116.4%
国立市	43,696	47,822	15,422	23,631	28,108	64.3%
小金井市	55,993	60,046	63,742	87,622	93,071	166.2%
国分寺市	72,492	81,993	81,985	86,535	38,368	52.9%
小平市	129,250	138,051	109,278	117,649	101,919	78.9%
狛江市	25,445	32,720	32,200	32,045	31,790	124.9%
立川市	76,312	76,773	87,299	86,270	84,182	110.3%
多摩市	49,462	48,835	74,233	67,738	62,909	127.2%
調布市	109,513	109,054	106,475	96,373	98,811	90.2%
西東京市	49,536	51,201	52,044	51,488	51,511	104.0%
八王子市	260,985	278,476	293,625	307,366	320,915	123.0%
羽村市	27,875	26,693	26,694	28,652	32,761	117.5%
東久留米市	41,900	40,266	41,008	40,830	39,977	95.4%
東村山市	35,388	36,187	35,783	34,779	33,707	95.2%
東大和市	39,329	38,297	35,352	38,122	38,518	97.9%
日野市	37,496	38,149	43,139	38,873	38,021	101.4%
府中市	121,851	133,556	145,077	155,771	131,969	108.3%
福生市	20,412	20,698	20,515	19,861	18,426	90.3%
町田市	133,326	131,621	131,246	128,407	125,415	94.1%
三鷹市	48,691	49,260	47,675	46,986	46,903	96.3%
武蔵野市	95,503	95,023	95,536	92,699	89,324	93.5%
武蔵村山市	11,265	13,979	16,187	18,260	20,059	178.1%
奥多摩町	3,106	3,335	3,532	3,762	3,935	126.7%
日の出町	5,995	7,097	6,461	7,623	6,996	116.7%
瑞穂町	17,783	18,933	19,175	13,938	20,992	118.0%
檜原村	1,241	1,247	1,269	1,262	1,314	105.9%
合計	1,714,008	1,785,763	1,776,363	1,868,219	1,796,632	104.8%

「出典) 東京都公立図書館調査総括表 (平成 15 年度から平成 19 年度)」

2.2.2 貸出冊数(個人貸出)

多摩地域の各自治体の過去 5 年間の貸出冊数の推移を表 2-5 に整理する。

平成 14 年度から 18 年度までの多摩地域全体での増加率は 19.7%となっている。

貸出冊数は、ほとんどの自治体で増加しており、半数にあたる 15 自治体では増加率が 20%を超えている。特に、中央図書館が新たに開館した稲城市では、増加率が 138.7%と際立っている。

ただし、4 自治体（青梅市、清瀬市、東村山市、瑞穂町）では減少傾向が見られる。

表 2-5 多摩地域の公立図書館の貸出冊数の推移

単位:冊

市町村名	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	増減率(H14比)
昭島市	519,986	524,525	532,636	493,913	566,953	109.0%
あきる野市	409,426	424,614	423,947	498,973	545,205	133.2%
稲城市	415,331	467,372	531,034	508,104	991,591	238.7%
青梅市	741,712	743,219	718,044	697,654	681,185	91.8%
清瀬市	765,849	763,989	751,211	701,811	683,136	89.2%
国立市	517,667	539,873	604,724	583,710	579,215	111.9%
小金井市	605,835	610,263	686,117	728,943	773,108	127.6%
国分寺市	852,986	903,377	1,005,949	1,006,331	1,027,043	120.4%
小平市	1,154,105	1,367,999	1,469,748	1,483,023	1,520,136	131.7%
狛江市	377,600	441,448	435,810	448,911	469,012	124.2%
立川市	1,191,968	1,480,785	1,492,569	1,618,900	1,641,252	137.7%
多摩市	1,388,757	1,331,103	1,517,782	1,439,969	1,508,192	108.6%
調布市	2,425,137	2,598,100	2,603,036	2,607,625	2,597,173	107.1%
西東京市	1,609,231	1,734,972	1,824,498	1,984,332	2,168,744	134.8%
八王子市	2,123,329	2,399,545	2,899,420	2,870,189	2,898,445	136.5%
羽村市	454,752	479,436	516,949	489,318	466,733	102.6%
東久留米市	703,359	754,772	960,136	963,738	957,378	136.1%
東村山市	869,409	872,400	902,000	877,753	855,499	98.4%
東大和市	542,779	541,654	582,149	578,474	586,663	108.1%
日野市	1,159,699	1,290,439	1,399,526	1,445,392	1,460,409	125.9%
府中市	1,576,849	1,604,331	1,981,586	1,934,387	1,905,260	120.8%
福生市	629,752	706,285	772,312	748,077	645,207	102.5%
町田市	3,474,867	3,711,211	4,016,974	3,994,550	4,054,690	116.7%
三鷹市	1,092,064	1,209,311	1,172,616	1,199,464	1,122,552	102.8%
武蔵野市	1,381,225	1,417,584	1,573,693	1,566,991	1,667,663	120.7%
武蔵村山市	285,935	294,542	317,207	330,700	329,625	115.3%
奥多摩町	26,212	27,698	29,906	27,089	31,567	120.4%
日の出町	55,803	66,976	63,012	57,986	63,422	113.7%
瑞穂町	164,542	155,895	144,769	136,267	134,124	81.5%
檜原村	7,324	8,025	11,602	10,916	10,583	144.5%
合計	27,523,490	29,471,743	31,940,962	32,033,490	32,941,765	119.7%

「出典） 東京都公立図書館調査総括表（平成 15 年度から平成 19 年度）」

2.2.3 図書館間借受冊数(市町村立図書館･区立図書館･都立図書館)

多摩地域の各自治体の過去 3 年間の図書館間資料借受冊数の推移を表 2-6 に整理する。

図書館間借受冊数については、統計データを持たない自治体も存在するため、そのすべてを把握しきれてはいないが、他自治体への貸出及び、他自治体からの借用は増加傾向にある。また、他自治体からの借用数は、他自治体への貸出数の 2 倍程度となっている。

資料の借用先は、都立図書館が最も多く、次いで多摩地域の自治体となっている。

生涯学習社会の進展に伴って、図書館利用者のニーズが多様化・高度化する中で、多摩地域の公立図書館間においては、自館資料のみで利用者の貸出請求に応えることは困難となっており、多摩地域内の他の公立図書館及び都立図書館からの資料借用に依存している状況が伺える。利用者ニーズの多様化・高度化に対応し、自治体内のすべての住民に充実した図書館サービスを提供するためには、図書館間の相互協力が不可欠なものとなっている。

表 2-6 多摩地域の公立図書館間の資料貸借数の推移

単位:冊

市町村名	平成16年					平成17年					平成18年				
	貸出総数	左記のうち多摩地区へ	他から借用して提供	左記のうち都立から	左記のうち多摩地区から	貸出総数	左記のうち多摩地区へ	他から借用して提供	左記のうち都立から	左記のうち多摩地区から	貸出総数	左記のうち多摩地区へ	他から借用して提供	左記のうち都立から	左記のうち多摩地区から
昭島市	1,868	1,797	4,236	2,156	1,928	1,661	0	4,015	1,801	2,061	2,909	不明	4,586	1,782	2,598
あきる野市	1,270	0	2,899	1,488	1,389	1,645	1,538	2,596	1,205	1,284	1,167	991	3,208	1,451	1,471
稲城市	1,002	997	3,422	2,382	985	1,083	1,075	3,697	2,176	1,471	1,324	1,259	2,910	1,264	1,556
青梅市	1,335	0	3,742	2,411	428	1,856	1,715	3,336	484	344	1,604	1,457	3,884	2,114	1,267
清瀬市	2,700	2,455	4,079	1,854	1,995	2,879	2,736	3,393	1,225	2,023	2,260	2,181	3,325	1,556	1,690
国立市	2,389	2,384	6,062	3,873	33	2,487	2,307	5,468	3,229	2,057	2,202	1,987	5,792	3,616	2,017
小金井市	926	896	4,250	2,165	1,993	1,262	0	3,566	1,619	1,803	1,313	1,160	4,115	1,916	1,990
国分寺市	0	0	6,117	4,217	1,743	3,054	2,769	5,976	3,548	2,211	2,462	2,198	7,032	4,333	2,440
小平市	4,368	0	5,178	3,012	1,968	4,472	4,040	4,997	2,484	2,284	5,181	4,719	5,203	2,663	2,325
狛江市	1,445	1,298	4,214	2,339	1,703	1,545	1,414	4,367	2,036	2,153	1,311	1,191	4,106	1,805	2,182
立川市	2,633	2,119	7,193	4,247	0	2,898	2,463	7,000	3,974	0	2,971	2,462	8,064	4,040	不明
多摩市	2,988	2,349	5,441	3,362	14	2,098	2,053	4,982	2,974	0	3,635	3,242	5,715	2,899	2,373
調布市	3,791	2,794	6,978	3,818	2,252	3,858	2,890	7,857	4,031	2,616	5,241	4,168	7,833	3,551	3,007
西東京市	5,189	4,654	7,909	4,424	3,217	5,142	4,661	10,509	4,611	4,857	6,226	5,556	10,908	4,801	4,913
八王子市	3,454	2,808	10,680	2,122	7,997	3,297	2,727	11,814	2,098	8,971	3,847	3,200	11,887	2,108	9,021
羽村市	1,096	1,005	3,742	1,724	1,974	1,153	1,088	2,808	1,118	0	692	637	2,887	990	不明
東久留米市	1,794	1,785	4,056	2,088	0	2,723	2,661	4,511	2,505	1,986	3,482	3,426	4,667	2,231	2,281
東村山市	1,686	1,627	4,682	1,961	2,495	1,967	1,920	4,936	1,888	2,804	1,574	1,543	5,033	2,184	2,662
東大和市	2,326	198	2,847	1,594	1,102	2,643	2,439	2,706	1,523	1,024	2,110	1,802	2,323	1,343	870
日野市	2,672	2,302	6,695	4,413	不明	3,232	2,955	6,747	4,230	2,223	3,572	3,231	7,712	5,089	2,263
府中市	2,509	1,877	7,107	3,363	3,202	2,272	1,769	7,528	0	0	2,803	2,245	6,061	2,548	3,055
福生市	2,260	1,934	2,213	1,238	853	2,194	1,930	2,338	1,237	955	1,654	1,408	2,371	1,236	987
町田市	4,630	0	10,316	5,779	4,299	5,336	5,316	10,188	5,568	4,375	7,218	不明	9,869	5,319	不明
三鷹市	0	0	5,005	5,005	0	0	0	5,196	0	0	不明	不明	5,421	不明	不明
武蔵野市	2,366	0	5,188	2,968	0	2,727	0	4,870	2,390	0	2,808	不明	4,794	2,493	不明
武蔵村山市	1,508	1,376	3,114	2,133	949	1,616	1,536	2,553	1,616	867	1,770	1,685	2,591	1,577	不明
奥多摩町	150	147	423	323	100	160	160	260	178	82	125	123	401	306	93
日の出町	164	147	533	370	156	309	262	1,005	658	340	185	168	1,097	671	418
瑞穂町	1,900	939	931	532	384	1,339	1,281	902	472	414	1,067	1,016	852	412	388
檜原村	2	2	100	89	8	4	4	80	68	12	13	13	125	103	21
合計	60,421	37,890	139,352	77,450	43,167	66,912	55,709	140,201	60,946	49,217	72,726	53,068	144,772	66,401	51,888

「出典) 東京都公立図書館調査総括表 (平成 17 年度から平成 19 年度) 」

2.3. 多摩地域の図書館設置状況等に関する課題

前述の図書館設置状況、利用状況等を踏まえ、多摩地域の図書館における課題を以下に整理する。

2.3.1 年々増加する利用ニーズへの対応

多摩地域では、人口増加に伴って登録者数、貸出冊数が増加、それに対応して蔵書数、さらに施設規模（延床面積）も増加というように、一連の流れによる増加傾向が続いている。

現在、我が国では現在人口減少社会を迎えているが、多摩地域では、社会増が自然減を上回る状態が今後も一定期間継続すると考えられている。また、高齢化の進展により、定年退職者等の高齢世代の生涯学習機会の拡大も想定される。

これらの状況を踏まえると、今後も多摩地域における図書館利用ニーズは増加していくことが予測され、それに対応した蔵書規模・施設規模の充実が望まれる。

2.3.2 多摩地域の自治体間における協力体制の強化

生涯学習社会、高齢化社会の進展に伴い、図書館利用機会が拡大するとともに、利用者ニーズも多様化・複雑化しつつある。これらの全てに対して、各自治体が単独で対応することは困難であり、現時点でも自治体間での協力貸出が頻繁に行われている状況が見られる。

資料の借用先については、都立図書館が最も多くなっているが、現在、都立図書館では区市町村立図書館への協力貸出に関する見直しが行われている[1]。その内容としては、区市町村立図書館への協力貸出と都立図書館の館内利用との両立を図るため、①協力貸出された資料の利用は区市町村立図書館内での閲覧にとどめること、②貸出期間（35 日間）を見直すこと、などが挙げられている。これらの状況を考慮すると、今後も多様化・複雑化する利用者ニーズに対応していくためには、多摩地域の自治体間がこれまで以上に強力な協力体制を構築することが不可欠と考えられる。

表 2-7 多摩地域全体の公立図書館の状況の推移

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
人　口　（千人）	3,883.6	3,975.2	4,004.7	4,032.9	4,057.0
登録者数（千人）	1,714.0	1,785.8	1,776.4	1,868.2	1,796.6
貸出冊数（万冊）	2,752.3	2,947.2	3,194.1	3,203.3	3,294.2
蔵書数　（万冊）	1,577.1	1,590.4	1,618.7	1,645.2	1,680.8
延床面積（㎡）	130,767.0	131,497.0	133,336.0	133,699.0	141,447.0

「出典）東京都公立図書館調査総括表（平成 15 年度から平成 19 年度）」

[1] 詳細については、『都立図書館改革の具体的方策』（東京都教育庁、2006 年 8 月）参照のこと。参考 URL:
http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2006/08/DATA/20g8o602.pdf#search='都立図書館改革の具体的方策'

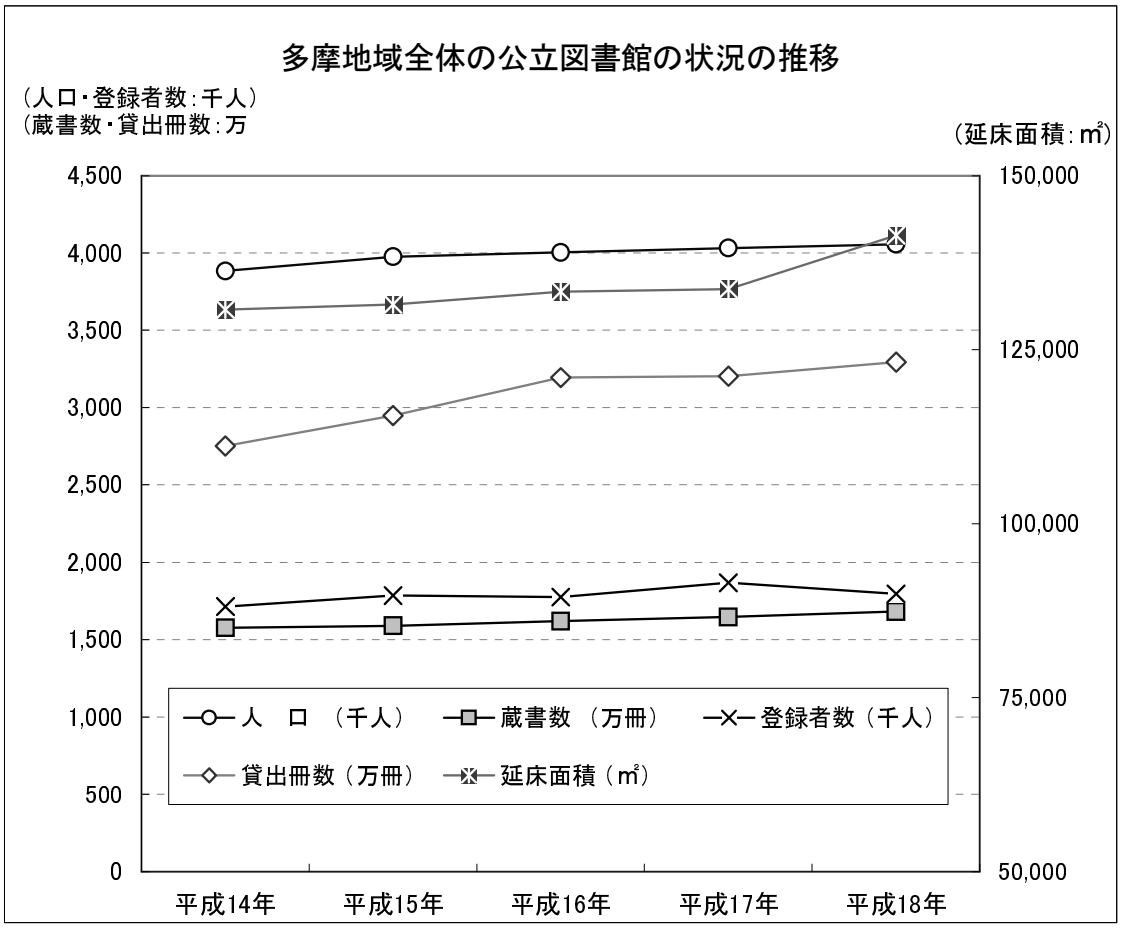

図 2-1 多摩地域全体の公立図書館の状況の推移

3. 各自治体における資料保存状況・保存ニーズの分析

3.1. 資料保存状況について

多摩地域の各自治体の状況を把握するため、「多摩地域における共同利用図書館の設置に向けた図書資料の保存及び除籍状況に関するアンケート（以下、「除籍状況に関するアンケート」とする。）」を実施した。

本アンケート調査結果について、平成 14 年度に実施された「東京都市町村立図書館の除籍に関する調査（以下、「除籍に関する調査」とする。）」の結果と比較しつつ、多摩地域における資料の保存状況を整理する。

3.1.1 アンケート調査にもとづく資料保存状況の分析

「除籍状況に関するアンケート」の概要は、以下の通りである。なお、アンケート調査票及び単純集計結果については、巻末資料として添付する。

- 調査の対象：多摩地域 30 自治体
- 調 査 方 法 ：E メールによる依頼・回収
- 実 施 期 間 ：平成 19 年 10 月 12 日（金）～10 月 26 日（金）の約 2 週間
- 目　　的：共同利用図書館の設置に向けた検討を行うため、平成 14 年度に実施した「東京都市町村立図書館の除籍に関する調査」での質問項目に加え、各自治体図書館における資料保管の現状をより深く把握すること。

（1） 除籍基準・ルールについて

各自治体が図書資料を除籍する際の基準や、所蔵状況の確認については、自治体間で大きな差が見られる。

また、資料を除籍する際に、その資料の所蔵状況を確認していない自治体も存在し、多摩地域に 1 冊しかない希少資料等の除籍が懸念される。

① 除籍基準の有無について

- 明文化された図書資料の除籍基準等が規定されている自治体が 22 自治体ある。
- 明文化された規定がない自治体が 8 自治体存在している。

② 除籍の際の所蔵状況の確認の有無について

- 所在不明、回収不能、返却超過期間等による図書資料の除籍については、その期間を３年とする自治体が多い一方で、1 年とする自治体も見られ、自治体により差がある。
- 図書資料の除籍を判断する際に、都立図書館における蔵書を含めても「最後の 1 冊」であるかどうかの確認を行っている自治体がある一方で、自自治体内で「最後の 1 冊」であるかどうかの確認も行わずに除籍を行っている自治体も存在する。

（２） 除籍の現状について

平成 18 年度の多摩地域全体での受入冊数が約 80.5 万冊であるのに対し、約 50.0 万冊（データが存在する 26 自治体による合計）が除籍されているという状況が見られる（表 3-1 参照）。これら資料の除籍理由としては、複本の調整や汚破損だけでなく、書庫がいっぱいのためというものも多く見られる。そのため、書庫のスペース不足を理由とした、文化的価値の高い希少資料等の除籍が懸念される。

また、除籍資料の処分方法として、住民へのリサイクルが占める割合が大きいが、リサイクルについては、一部の住民のみが恩恵を受ける点などが問題とされることもある。

表 3-1 受入資料に対する除籍資料の割合推移

単位：冊

市町村名	受入冊数と除籍冊数（冊）					
	平成13年			平成18年		
	受入冊数 (a)	除籍冊数 (b)	除籍割合 (b/a)	受入冊数 (c)	除籍冊数 (d)	除籍割合 (d/c)
昭島市	21,214	21,781	102.7%	21,562	15,872	73.6%
あきる野市	18,817	9,805	52.1%	24,191	4,970	20.5%
稲城市	16,656	11,554	69.4%	20,827	12,822	61.6%
青梅市	26,203	17,882	68.2%	19,245	9,333	48.5%
清瀬市	14,604	18,997	130.1%	11,330	10,353	91.4%
国立市	18,364	12,064	65.7%	3,626	－	－
小金井市	20,450	29,751	145.5%	23,467	14,238	60.7%
国分寺市	29,897	24,403	81.6%	26,019	24,720	95.0%
小平市	29,918	38,849	129.9%	32,034	35,066	109.5%
狛江市	13,720	9,702	70.7%	15,383	11,978	77.9%
立川市	40,596	12,916	31.8%	35,975	－	－
多摩市	31,753	16,971	53.4%	25,204	14,133	56.1%
調布市	66,970	30,234	45.1%	77,171	45,433	58.9%
西東京市	47,376	17,193	36.3%	47,340	31,394	66.3%
八王子市	48,996	10,659	21.8%	54,312	23,291	42.9%
羽村市	13,434	2,476	18.4%	9,331	1,733	18.6%
東久留米市	22,398	10,637	47.5%	18,775	8,313	44.3%
東村山市	29,677	20,870	70.3%	26,016	24,756	95.2%
東大和市	11,205	9,037	80.7%	43,152	20,193	46.8%
日野市	41,463	25,786	62.2%	40,302	33,055	82.0%
府中市	51,673	29,221	56.5%	44,385	33,649	75.8%
福生市	22,329	5,702	25.5%	17,947	13,913	77.5%
町田市	72,296	53,971	74.7%	57,769	51,371	88.9%
三鷹市	44,437	15,840	35.6%	39,313	33,500	85.2%
武蔵野市	40,513	14,503	35.8%	40,557	15,822	39.0%
武蔵村山市	12,295	9,401	76.5%	12,308	6,396	52.0%
奥多摩町	3,236	760	23.5%	2,139	197	9.2%
日の出町	2,005	475	23.7%	3,047	2,994	98.3%
瑞穂町	12,357	4,039	32.7%	10,574	－	－
檜原村	2,154	0	0.0%	2,205	－	－
(26自治体計)	753,535	456,460	60.6%	753,126	499,495	66.3%
合計	827,006	485,479	58.7%	805,506	499,495	62.0%

① 年間受入冊数について

- 多摩地域全体での平成 18 年度の受入冊数は約 80.5 万冊。
- 約 0.2 万冊の自治体から、約 7.7 万冊の自治体まで自治体間で大きな差がある。
- 過年度の「除籍に関する調査」と比較すると、ほぼ横ばいで推移している。
- 多摩地域全体では、毎年 10 万冊を超える資料を、寄贈等で受入れている。

② 年間除籍冊数（内訳・理由・処分方法等）について

- 多摩地域全体で、図書資料約 54 万冊・雑誌約 18 万冊、合計 72 万冊（平成 18 年度）が除籍されている。
- 自治体ごとに見ると、1 千冊から 6 万冊までと、自治体間で大きな差がある。
- 図書資料については、一般書（約 39 万冊）、児童書（約 11 万冊）、地域資料（約 0.5 万冊）の順に除籍が多くなっている。
- 受入冊数が多い自治体ほど除籍冊数も多い傾向が見られる。
- 過年度の「除籍に関する調査」と比較して、図書だけでも約 19 万冊増加している。
- 書庫が満杯のために除籍された図書資料数が半数近くを占める自治体もある。
- 処分方法については、住民へのリサイクルが全ての自治体で実施されている。
- 住民リサイクルで処分された図書資料数が、除籍された図書資料数の半数近くをを占める自治体も存在する。

（３） 書庫の状況について

多摩地域全体で、約 15 百万冊以上の収容能力を保有しているが、書庫の収容率は 106％で、所蔵資料数が収容能力を上回っているという状況が見られる。図書館の狭隘化が進んでいると考えられ、図書の取り出しや、書架整理等の作業効率の低下が懸念される。

① 書庫の収容能力について

- 多摩地域全体の収容能力は、開架・閉架併せて 15 百万冊超である。
- 自治体別に見ると、35 千冊（檜原村）から 1,614 千冊（府中市）まで、大きな差が見られる。

② 書庫の収容率について

- 多摩地域全体での収容率は 106％と、既に収容能力を超えている。
- 自治体別に見ると、収容率が 100％を超えている自治体が 30 自治体中 21 自治体である。（過年度調査「除籍に関する調査」では、30 自治体中 13 自治体。）
- 図書館以外の保存専用施設を保有している自治体が 7 自治体ある。ただし、そのうち 5 自治体では収容率が 100％を超えている。

（４） 資料の保存に向けた取り組みについて

書庫の収容率が 100％を超えている状況の中で、多様な利用者ニーズに対応していくため、各自治体では資料保存に向けたさまざまな取り組みが行われている。その主なものは、図書館や専用保存施設の整備に関するものである。これらは、一時的に収容率を下げる点では有効ではあるが、その一方で長期的視点に基づく対策が必要と考えられる。

① 図書館の新設・建替・増築の計画について

- 約半数の自治体で、平成 19 年度以降の図書館の新設等の計画・検討が行われている。
- 図書館の新設・建替・増築の計画がある自治体が 9 自治体ある。そのうち既に収容能力を設定している自治体が 5 自治体で、計画上は収容能力が約 75 万冊（うち府中市が 71 万冊）分増加することとなっている。

- 図書館の新設・建替・増築を検討している自治体が 5 自治体とある。

② 図書館以外の専用保存施設の追加整備の計画について

- 図書館以外の専用保存施設の整備を検討している自治体が 4 自治体存在する。

③ 分担収集・保存について

- 自治体間で分担収集又は分担保存を実施している自治体は存在しない。
- 自自治体内で分担収集又は分担保存を実施している自治体が 6 自治体存在する。

④ 複本の制限等について

- 購入する複本数を制限している自治体が 3 自治体存在する。

（5） データ管理について

多摩地域全体ではＴＲＣマーク、日販マーク、大阪屋マークの３種のマークが使用されている。

① 使用しているマークの種類について

- 最も多く使われているのは TRC マークである（18 自治体）。
- ２番目に多く使われているのは大阪屋マークである（7 自治体）。
- 最も少ないのが日販マークである（5 自治体）。
- 複数のマークを利用している自治体も 2 自治体存在する。
- 市販マークのない資料については、自館で職員が作成するなどの対応がなされている。

（6） 各自治体の意向について

共同利用図書館に関しては、各自治体から多くの意見が見られる。特に、利用システムに関する意見や、都立図書館との連携に関する意見が多い。

① 共同利用図書館に望むことについて

- 資料を保存するだけでなく、活用可能な仕組み（検索・予約等）づくりへの要望が見られる。
- 都立図書館だけでなく、大学との連携への要望も見られる。

② 都立図書館との関係について

- 資金面や配送面での要望が多く見られる。

③ 共同利用図書館に提供可能な施設・人員等について

- 空き教室等の空間の提供については、有効な情報はない。
- ボランティア等の提供が可能との回答が見られる。

3.1.2 アンケート調査にもとづく課題の整理

（１） 自治体単位ではない資料保存体制の構築

前述のように、生涯学習社会や高齢化社会の進展に伴う図書館利用機会の拡大や、多様化・複雑化する利用者ニーズに対応し、図書館の蔵書規模の充実が必要とされている。

しかし、多摩地域の市町村立図書館においては、書庫の収容率が 100％を超えている自治体が 21 自治体存在する。平成 14 年度調査時には 13 自治体であったことから、この数年で更に収容能力の不足が進んでいることがわかる。また、受入冊数に対する除籍冊数の割合が 60％を超えている自治体が約半数存在し、各自治体の保存スペース不足が進展しているといえる。

こうした保存スペース不足に対しては、資料の増加サイクルを考慮し、先行的に増築を行うことなどにより、書庫内のゆとりを保っていくなどの対策がとられることが一般的である。しかし、財政上の問題等を考慮すると、増築等による保存スペースの拡大には限界がある。したがって、スペース不足への対応を個々の図書館で行うことは困難と考えられ、地域の図書館ネットワークを活用した取り組みや、多摩地域全体での取り組みにより、効率的にスペース確保を図ることが必要と考えられる。

（２） 将来的な利用ニーズに対応可能な資料再活用手段の構築

多摩地域の公立図書館においては、年間約 50 万冊の図書資料が除籍されている。これらの一部は自治体内の学校・児童館等で再利用されるか、リサイクルとして市民に無償提供され、残りは廃棄されるという状況が見られる。

こうした図書資料のリサイクルには、環境保全への貢献、廃棄コスト縮減等といったメリットが存在するが、将来的な資料利用ニーズへの保証という点では問題が残る。

したがって、今後は、地域住民の将来的な資料ニーズについても対応可能な資料の再活用方策を講じる必要がある。その後については、資料のリサイクルなどの対応が必要となっていくことが考えられる。

3.2. 資料保存ニーズの把握

3.2.1 都立図書館からの除籍本に対する保存資料数の想定

現在、多摩地域において保存が必要とされている資料は、平成 13 年度に都立図書館から除籍され、多摩地域の公立図書館に移管された 5 万冊と、多摩地域の各自治体の所蔵資料とに分けられる。ここでは、まず前者の都立図書館から移管された 5 万冊の状況を整理する。

平成 13 年に都立図書館から 14 万冊の資料が除籍されたことに伴い、5 万冊が町田市に預けられることとなった。それらは、4 年間の保管の末、平成 17 年に武蔵野市の図書交流センターに移された。その後、図書館職員や有償ボランティアによる 6 日間に亘る作業によって、「多摩地域で全く所蔵されていない資料（1.5 万冊）」「同 1 冊しか所蔵されていない資料（0.9 万冊）」「同 2 冊以上所蔵されている資料（2.6 万冊）」の選別が行われ、「同 1 冊しか所蔵されていない資料」及び「同 2 冊以上所蔵されている資料」については、各市町村立図書館に保存が割り当てられた。

したがって、都立図書館からの除籍本 5 万冊のうち、「多摩地域で全く所蔵されていない資料」と「同 1 冊しか所蔵されていない資料」とを併せた 2.4 万冊について、多摩地域全体として保存・活用方策を検討していく必要がある。

3.2.2 多摩地域の所蔵資料に対する保存資料数の想定

次に、多摩地域の公立図書館の所蔵資料のうち、保存が必要と考えられる資料数を以下に整理する。

（1） 現時点での保存冊数の想定

平成 17 年に都立中央図書館が編集・作成を行った「ISBN 総合目録多摩地域 2005 年 5 月版」によると、多摩地域で所蔵されている図書資料のうち、ISBN 付与資料については、1 自治体でしか所蔵していない資料の割合（独自タイトル率）が 3.38％となっている。また、1 タイトルあたり平均 7 自治体が所蔵していると考えられる。

ISBN の付与されていない資料については、独自タイトル率を算出することが困難であるため、ISBN 付与資料と同様に、1 タイトル当たり 7 自治体が所有及び、独自タイトル率も 3.38％と仮定して保存冊数を想定することとする。ただし、地域資料については、そのほぼ全てが独自タイトルと考えられることから、独自タイトル率を乗ずる必要はないと考えられる。

平成 19 年度の東京都公立図書館調査によると、多摩地域の公立図書館蔵書数は約 1,637.8 万冊であり、そのうち地域資料（郷土及び行政資料）が約 62.8 万冊となっている。

現時点で保存が必要と考えられる冊数は、①地域資料数、②独自タイトル数、③①と②を除いた所蔵資料に関して 1 タイトル当たり 1 冊、を併せた 333.4 万冊と想定される。

現時点で保存が必要な資料数の想定

① 地域資料数：約 62.8 万冊

② 多摩地域における独自タイトル数
＝（多摩地域の公共図書館蔵書数 － 地域資料数）× 独自タイトル率
＝（ 約 1,637.8 万冊 － 約 62.8 万冊）× 3.38% ＝ 約 53.2 万冊

③ 地域資料・独自タイトル以外の多摩地域における所蔵資料タイトル数（保存対象資料数）
＝（多摩地域の公共図書館蔵書数 － 地域資料数 － 独自タイトル数）／ 7
＝（ 約 1,637.8 万冊 － 約 62.8 万冊 － 約 53.2 万冊）／ 7
＝ 約 217.4 万冊（タイトル）

◆ 多摩地域において保存が必要な冊数
＝ 地域資料数 ＋ 独自タイトル数 ＋ 所蔵タイトル数
＝ 約 62.8 万冊＋約 53.2 万冊＋約 217.4 万冊 ＝ 約 333..4 万冊

（２） 年間の保存冊数の増加分の想定

年間に発刊される書籍は約 8 万タイトルほどであるが、その全てが多摩地域の公立図書館全体で収集されているわけではない。

多摩地域の公立図書館全体での年間の増加タイトル数は、都立中央図書館が編集・作成を行っている「ISBN 総合目録多摩地域版」により算出する。これによると、平成 18 年度及び平成 19 年度実績ともに約 4.6 万タイトルの増加となっている。このことから毎年新たに保存が必要となる冊数は、約 4.6 万冊と想定される。

年間の保存冊数の増加分の想定

◆ 毎年増加する保存対象資料数：約 4.6 万冊

＜多摩地域での ISBN 付与資料タイトル数（ISBN 総合目録多摩地域版より）＞
2006 年２月・・・ 959,832 タイトル
2007 年２月・・・1,005,033 タイトル （前年比：45,201 タイトル増）
2008 年２月・・・1,050,555 タイトル （前年比：45,522 タイトル増）

3.2.3 多摩地域としての保存資料数の想定

以上をもとに整理すると、現在多摩地域で保存が必要と考えられる資料数は 335.8 万冊（2.4 万冊＋333.4 万冊）で、その数は毎年 4.6 万冊ずつ増加していくと考えられる。

保存が必要な冊数の変化を図示すると、**図 3-1** の通りとなる。

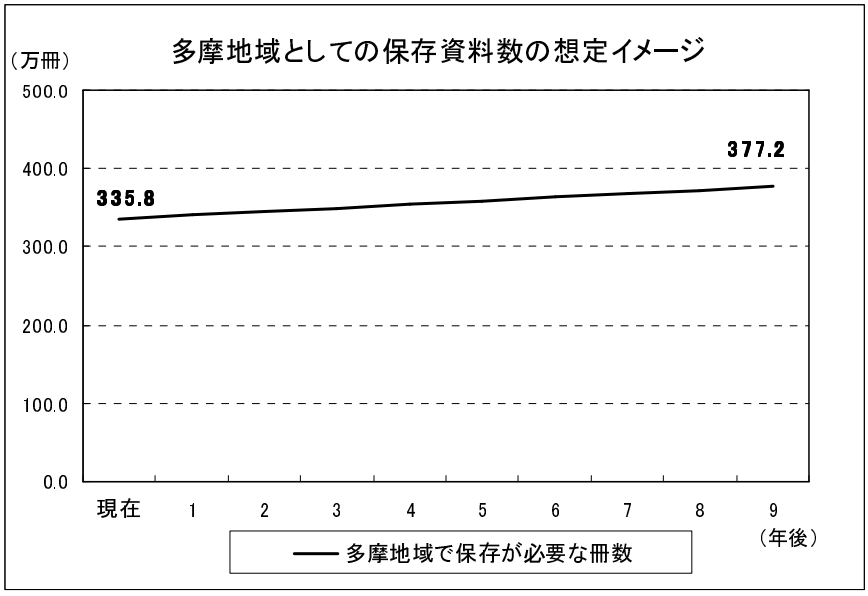

図 3-1 多摩地域としての保存資料数の想定イメージ

4. 共同保存に係る概念及び動向の整理

4.1. 共同保存に係る概念の整理

4.1.1 資料保存の共同化とは

図書資料の保存に大きな関心が払われるようになったのはここ 20 年くらいの間であり、個々の図書館における書架スペースの不足が背景に存在する。その一方で、オンラインネットワークや図書館間相互協力の発展に伴って、それらを通じた保存の共同化の概念が持たれるようになった。すなわち、他館の所在も含めて広い範囲から資料を利用できるシステムさえ作れば、共同での資料保存は有効な方法と考えられるようになっている。

図書資料の保存では、保存スペースの確保、利用システムの確立、劣化対策の３つが問題となっており、すなわち保存の共同化は、①保存スペース共同化、②利用の共同化、③劣化対策の共同化、と考えられている。保存スペースの共同化とは、各館が個々で新築・増築を繰り返すという対症療法的な状況に対し、共同で保存部分に効率的な増築システムを組み込むというものである。利用の共同化とは、相互協力問題の一部とも考えられているが、資料利用の効率化を図るために、各館に分散している資料を集積して保存するというものである。最後に、劣化対策の共同化とは、図書館における良好な保存環境の創出及び劣化資料の修復等を共同で行うことで、スケールメリットによる効率化を図るというものである。

こうした３つの側面から資料保存の共同化のメリットが認識されつつあるものの、運営組織や運用方法等の具体化が困難とされ、計画半ばで挫折するなど、実現に至っている例は少ない。

4.1.2 共同保存のメリット

前述のように、資料保存の共同化については、資料保存スペースの面でのメリットにくわえて、多くのメリットがあると考えられている。それらを以下に示す。

(1)　保存スペース面でのメリット

- 各館における保存スペース不足の問題が解消される。
  （事務スペースの圧迫等の問題が解消され、図書館職員の作業効率の向上が可能。）
- 各館の書庫を一時保管のために活用可能。
- 利用頻度の低い資料を別置することで、利用頻度の高い資料を中心に開架スペースを整備し、快適な利用状況とすることが可能。
- 頻繁に使われることのない蔵書の重複を避けることにより、保存スペースの縮小及び保存にかかるコストの縮小が可能。
- 共同で保存スペースを確保することにより、スケールメリットによるコスト縮減が可能。

(2)　利用面でのメリット

- 将来のための資料の保存が保証される。

(将来の利用者に対する資料提供が可能。)

- 多摩地域全体としての所蔵資料が増加することにより、情報提供能力が拡大する。
- 所蔵資料の増加を通じて、地域住民の学習活動に対して貢献できる。
- 図書資料の散逸を回避出来る。

(3) 劣化対策面でのメリット

- スケールメリットによる作業の効率化及びコスト削減が可能。
- 劣化対策技術の協働開発が可能。

4.1.3 共同保存の形態

図書資料の保存の共同化の方法としては、分担収集・保存、共同書庫の設置、独立した機関としての共同保存図書館の設置などの様々な形態が想定される。それらの各種形態の中で、最も特化した共同保存形態が独立機関としての共同保存図書館の設置と考えられる。

(1) 分担収集・保存

館種別、分野別、地域別など複数の図書館間で相互に協力して計画的に資料を収集し、全体として無駄な重複を避けて保存する方式として分担収集や分担保存がある。利用のための保存策として、従来とられてきた方法であり、新聞や雑誌を対象としたものを中心に行われてきた。ただし、実施にあたっては、参加館同士で出版物の量や質の確保等に関して共通理解をもつ必要があることや、小規模な館の負担が大きくなる点などが問題とされている。

分担収集の例としては、米国でヨーロッパの新刊学術研究資料を分担収集しようとするファーミントン計画 (Farmington Plan)があり、約 30 年にわたって分担収集が行われた。また、欧州ではドイツの分担収集計画である「特別収集領域計画」(ＳＳＧＰ；Sondersammelge-bietsplan)などがある。日本国内においても、大学図書館において、新聞や雑誌といった限られた資料を対象としたいくつかの地域ネットワークが存在している。

(2) 共同書庫・共同保存図書館の設置

複数の館が共同で、保存のための書庫、もしくは独立した機関としての共同保存図書館を設置する方法である。共同書庫や共同保存図書館の必要性については、分担収集・分担保存と同様に大学図書館、専門図書館を中心に書庫スペースの不足という現実的要請から論じられてきた。書架スペースの不足に悩む図書館の中には、書籍専用保管庫を持つ倉庫業者に委託保管する事例のほかに、共同で書庫もしくは保存図書館を設置する事例などが見られる(事例については、4.2 で後述する)。

こうした共同利用図書館とに関して想定される機能及び、業務・サービスとしては、以下のような事柄が想定されている。

1) 共同保存図書館に想定される機能

- 集中保存機能：各自治体の公立図書館において利用頻度の低下した資料、または必要の減じた資料を集中的に保存する。
- 収 集 機 能：集中的に収集した資料の欠本補充等を行う。

- 提 供 機 能：利用者に対し、集中保存資料や収集資料の貸出や、複写などの提供を行う。サービスの提供については、公立図書館に対するサービスと、公立図書館を通じた直接的な利用者へのサービスとが考えられる。

2） 共同保存図書館に想定される業務とサービス[2]

- 完備した保存環境による集中保存（保存書庫の環境、防災対策）
- 資料の収集（欠落した資料の補完を含む）
- 資料の移管、交換及びそれらの仲介
- 保存資料の書誌情報・所在情報等（データベース）の作成、提供
- 保存資料の検索、参考業務
- 資料の提供／閲覧・貸出・複写サービス
- 劣化資料の修復
- 印刷資料の電子媒体化などの集中処理ならびに技術開発
- 資料の搬送サービス
- 保存に関わる方策や企画の立案、保存システムの開発、実行
- 利用のためのシステム開発、ネットワークの形成、ルール等の策定
- 必要となるさまざまな技術の開発
- 実務あるいは職員の訓練・研修などの実施
- 参加館等との連絡・調整

4.2. 共同保存に関する動向の整理

4.2.1 日本国内における共同保存の事例

日本国内の公立図書館における保存図書館の事例（**表 4-1** 参照）としては、1992 年に設立された滋賀県立図書館資料保存センターがあり、県内の公立図書館で除籍された資料を受け入れ、県全域にわたる資料保存センターとしての役割を果たしている。その後、平成 16 年には、神奈川県立川崎図書館が科学技術系外国雑誌専用デポジット・ライブラリーを構築し、旧県立高校の教室を利用して学術雑誌の提供を行っている。なお、共同保存図書館の実現にはまだ至っていないが、埼玉県においても資料保存体制の構築が図られている。それぞれの特徴を以下に示す。

(1)　滋賀県立図書館 資料保存センター

資料保存センターは、滋賀県立図書館の付帯施設である。県立図書館の書庫機能の収容能力増強と、県内公立図書館の除籍資料の保存とを目的に整備された。

1）　場所・規模等

設置にあたっては、県立図書館とは別に保存図書館を建設する考え方もあったが、用地の

[2] 国立国会図書館編『図書館資料の共同保存をめぐって－現状と展望 第 5 回資料保存シンポジウム講演集 1994』「(講演 6)図書館資料の共同保存に向けて」p.109「保存の共同化により考えられる業務とサービス」より。

問題、資料の運用面での問題、人員の問題等を考慮し、県立図書館の付帯施設となった。施設規模は、延べ床面積が約6,000㎡で、そのうち約4,500が書庫となっており、約100万冊の資料の保存が可能である。

2） 保存の基本的な考え方

市町村立図書館で除籍された資料で、県立図書館で未所蔵のものは、すべて県立図書館で受け入れるという方法をとっている。すなわち、県内において1タイトルあたり1冊は保存するという考え方である。

3） 運用面

保存資料の選別に関して、設置当初は県内公立図書館が除籍した資料のすべてを同センターで受入れ、同センターで保存資料の選別を実施していた。しかし、受入れた除籍資料のうち同センターで保存する資料数が全体の1割程度であったことや、保存対象外となった資料の処分に費用負担を伴うことによって、県内公立図書館での除籍資料を全て現物で受入れる前に、除籍資料リストで選別を実施し、保存対象とされた資料のみを同センターで受入れる方法に変更されている。

(2) 神奈川県立川崎図書館 科学技術系外国語雑誌デポジット・ライブラリー

科学技術系外国語雑誌デポジット・ライブラリーは、神奈川県立川崎図書館の付帯施設で、京浜工業地帯の川崎市に位置している。もともと、県立川崎図書館は自然科学・工学・産業技術系中心の専門性の高い蔵書構成という特徴をもっており、その専門性を高めるために科学技術系外国語雑誌の収集を図りたいと考えていた。そのため、京浜地域をはじめとする神奈川県内の研究機関や企業資料室の所蔵している学術専門誌が、保存スペースの狭隘化によって廃棄せざるを得ない状況であることを考慮し、科学技術系外国語雑誌デポジットライブラリーが設置されるに至った。

同ライブラリーが資料を保存することで、貴重な資料の亡失・散失を回避できるだけでなく、その資料を広く一般県民も利用可能となり、かつ、県立川崎図書館の専門性も高められ、図書館サービスの向上が図られている事例である。

1） 場所・規模等

事例においては、新たな保存施設を新設整備することなく、閉校となった県立高校の教室を書庫として活用（転用）している。事業開始にあたっての施設整備等初期投資を抑えるとともに、公共施設の有効活用が図られている点が着目される。

2） 保存の基本的な考え方

神資研の各資料室で保存しきれなくなった科学技術系雑誌のバックナンバーを県立川崎図書館へ寄贈し、県立高校の空き教室を利用して保存、一定の整理を行った後に広く一般に公開して、県民の学習、調査研究に役立てようというもの。

(3)　埼玉県における資料保存体制

埼玉県における資料保存体制は、埼玉県図書館協会公共図書館部会加入館における相互利用のための希少資料の保存を目的として整備されたものである。前述の２事例とは若干異なり、県内で共同で資料保存に取り組むにあたって、新たな保存施設・スペースの整備・設置に先立って、第一に体制の確立を図っている。

本事例において着目すべき点は、県域全体での資料保存に実効性を持たせるために、同会加入館間で「資料保存に関する協定」を締結している点である。また、埼玉版 ISBN 総合目録を利用し、県立図書館が各加入館における希少資料（単館所蔵）データを抽出・配布し、そのデータを各加入館のシステムに取り込むことで、各加入館で希少資料であることの確認を行っている点である。埼玉版と東京版とでは機能に多少の違いがあるものの、埼玉県における「希少資料」は、多摩地域における「多摩地域での最後の１冊」に該当する資料であり、ISBN 総合目録を活用して希少資料の保存に全加入館で取り組んでいる点に着目される。

表 4-1　日本国内の共同利用図書館の事例

名称		滋賀県立図書館 資料保存ｾﾝﾀｰ	神奈川県立川崎図書館 科学技術系外国語雑誌 デポジットライブラリー	埼玉県における資料保存体制
所在地		大津市	川崎市	埼玉県全域
設立年		平成４年	平成 16 年	
性格		書架狭隘化した自館の書庫機能と県内公立図書館のための資料保存センター機能をもつ	企業・団体・大学等の資料室から廃棄される学術雑誌を、県立川崎図書館の蔵書として受け入れ、保存する機能をもつ。	相互利用における資料利用のための保存として、県内の希少資料について、各館で除籍せずに保存する機能をもつ。
設置形態		県立図書館の付帯施設	県立川崎図書館の付帯施設	－
施設・規模	面積・建物	5,939 ㎡ 地下４階	約 1,500 ㎡（23 教室）	－
	収容力	1,000,000 冊 ※ 市町村立図書館の除籍資料を保存するためのスペースを、分離・独立して設けていない。	63,000 冊 ※ H20 年度には満杯となる見込みのため、書庫の増設を検討。 ※ 現状の収容状況(100 冊/連)からの大凡の収容力	－
	設備	固定書架	固定書架（630 連分）	－
	職員	１名	１名（４日・30h／週）	－
収集方針		県内の公立図書館で除籍された図書・雑誌。	企業・団体の資料室で除籍された科学技術系の学術洋雑誌	県内の公立図書館の所蔵する図書
蔵書数		700,000 冊程度 ※ 送付図書10,000冊の内2,000冊受入('92.10) ※ これまでの受入総数 24,494 冊。直近３ヵ年度の受入実績： 1,062 冊(H16)、2,363 冊(H17)、4,390 冊(H18)。	約 1,500 タイトル ※ これまでの受入実績：17,000 冊(H15)、以後毎年 5,000 冊程度。	－
対象資料		【設置当初】 ・ 県立図書館に未所蔵の資料については、すべて保存対象。 【現在】 ・ 旅行ガイドブック等の実用書については、保存の対象外。 ・ 雑誌も保存対象に含む。	・ 神奈川県資料室研究会（神資研）各資料室から提供される資料 ・ 科学技術系の学術雑誌（洋雑誌・和雑誌）のバックナンバー ・ 原則１タイトル１冊を保存	・ 一般図書・児童資料のうち県内で１冊しかない資料 ・ 地域資料及び雑誌は除く ・ ISBN 付与資料のみ

名称	滋賀県立図書館 資料保存ｾﾝﾀｰ	神奈川県立川崎図書館 科学技術系外国語雑誌 デポジットライブラリー	埼玉県における資料保存体制
搬入方法	【図書】 ・ 県立図書館の協力車を利用 【雑誌】 ・ 搬入経費は送付側負担 ・ 協力車の利用を認めていない。 ・ 除籍を行った市町村立図書館が、資料保存センターの書架に並べるところまでを担当。（雑誌タイトル毎に担当館を設定）	・ 搬入経費は送付者負担 ・ 搬入は書庫（3･4 階）まで	－
資料提供方法	・ 県立図書館の協力車を利用 ・ 貸出対象は市町村立図書館のみ ・ 利用者は、貸出を受ける各図書館の規定による（館内での閲覧に限定されない）。	・ 貸出は不可 ・ 閲覧 ・ 文献複写 ・ 複写物の郵送やファクシミリによる送信 ・ 県立川崎図書館の連絡車が週 3 日(火･水･木)、閲覧・複写希望のあった資料を県立川崎図書館に搬送	－
利用率	－	【想定】[3] ・ 700 タイトル 15,000 の場合、年間 288～800 回の利用、1,857～5200 枚の複写依頼を想定 【実績】(H18 年度) ・ 閲覧：524 冊、複写：853 枚	－
「最後の 1 冊」の判断･確保の方法	・ 市町村立図書館が除籍する際に、除籍する資料のマーク No（TRC or 日販）を資料保存センターに送り、資料保存センターが判断。 ・ 県立図書館の作成した所蔵館調査リスト（市町村立図書館からの貸出請求のうち、県立図書館に未所蔵で、購入もできなかった資料のリスト）に該当する資料については、印をつけ、最終的には保存センターにまわすこととしている。 ・ 協定なし。（申合せ事項として運用）	－	・ 県立図書館が年 1 回単館所蔵データを抽出し、市町村立図書館へ配布。市町村立図書館はデータを各館の図書館システムに取り込み、除籍時に識別できるようコメント出力等の処理を行う。（図書館システムに取り込めない場合には、ラベル貼付等により対応） ・ 「埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定」で希少資料の保存を義務付け
資料選別方法	【設置当初】 ・ 市町村立図書館で除籍された資料をすべて資料保存センターで受け入れ、保存すべき資料を県立図書館が選択。 ・ 不要資料はリサイクル。 【現在】 ・ 市町村立図書館から除籍する資料のマーク No のリストを県立図書館に提出の上、県立図書館に未所蔵の資料のみ受け入れ。 ・ リストのチェックには約 1 ヶ月程度かかる。除籍を効率的に行うため、一括ではなく継続的な除籍手続きを行っている自治体もある。	・ 企業･団体資料室から除籍する資料のリストを県立川崎図書館に提出の上、県立川崎図書館に未所蔵の資料、所蔵資料のバックナンバーを受け入れ。	－
データ管理方法	マークデータ（市町村立図書館から受入れた資料は、新規購入した資料と同様に新規登録）	NACSIS データ（利用者は PDF による蔵書一覧を提示）	ISBN データ

[3] 神資研 HP　http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/ssk/depo/depolib.htm より

名称	滋賀県立図書館 資料保存ｾﾝﾀｰ	神奈川県立川崎図書館 科学技術系外国語雑誌 デポジットライブラリー	埼玉県における資料保存体制
設置場所	県立図書館の付帯施設	旧神奈川県立立野庭高等学校 （北棟3・4階、南棟4階部分） ※校舎の他の部分は、神奈川県立図書館、かながわ考古学財団、県立歴史博物館が使用。（施設名は野庭収蔵センター）	－
保存期間	永久保存ではない。	永久保存	
備考		・ 学校施設を書庫として活用するにあたって、床荷重の補強は行っていない。 ・ 県有施設のため、賃料及び光熱水費の負担はない。	

4.2.2 海外における共同保存の事例[4]

米国では、国家単位での分担収集・保存体制がある一方で、いくつかの地域ネットワークを基礎に発展した共同出資型の保存図書館が成立している。加盟館が出資する分担金を財源として運営されている保存図書館として有名なものに、1942 年に開設された NEDL（New England Deposit Library）や 1949 年に設立された MILC（Midwest Inter-Library Center：中西部相互図書館センター）等の事例がある。

NEDL は、最初の共同保存図書館の事例として、MILC やその後の事例に大きな影響を与えた。しかし、寄託館が選択した資料を図書館別に配架するのみで、重複資料の整理等の基本的機能を持たず、共同保存図書館の裁量権は乏しい。

一方、MILC は、1965 年に地域的な組織から全国的な組織への転換を表明し、名称も CRL（Center for Research Libraries）と改め、現在に至っている。CRL がここまで発展した理由としては、必ずしも個々の館で収集する必要のない資料に対する共同収集事業を進めることにより、学術的価値とニーズの高い独自のコレクションを形成したことが大きいと考えられている。

また、欧州では、デンマークやフィンランドに国立中央機関としての共同保存図書館が設立されており、希少資料の保存を行っている。

[4] 海外における共同保存の事例については、国立大学図書館協議会保存図書館に関する調査研究班『保存図書館に関する調査研究報告書』(1994 年 3 月)に詳しい。

表 4-2 海外の共同利用図書館の事例

名称		[米国] The Center for ResearchLibraries (CRL)	[米国] TheMedicalLibrary Center of New York (MLCNY)	[ドイツ] Die Speicherbiblio-thek Bochum des Hochschulbiblio-Th ekszentrums des Landes Nordrhein-Westfalen	[フィンランド] The National RepositoryLibrary	[デンマーク] The Denish Repository Library For Public Libraries
所在地		Chicago	New York	Bochum	Kuopio	Copenhagen 近郊
設立年		1949(MILC)	1959	1982	1989	1983
性格・設置形態		全米およびカナダに131の加盟館をもつ最大規模の会員制共同保存図書館。保存機能のほか特定の資料の共同収集機能をもつ。1949年中西部の10大学により設立された“The Midwest Inter-Library Center”(MILC)を母体とし1965年名称と性格を変更。	ニューヨーク都市部の医学関係図書館を対象とした特定分野の会員制共同保存図書館。ユニオンカタログの編纂等を通じて情報サービスセンターの機能も果たす。	Nordrhein-Westfalen州(NRW)の大学図書館を対象に教育法の下に開設された稀用図書の共同保存図書館。Hochschulbibliotheks Zentrums(HBZ)の付属施設。	全国の図書館を対象とした稀用図書の共同保存図書館。国立保存図書館法により教育省管轄の国立機関として設置された。	全国の公立図書館を対象とした稀用図書の共同保存図書館。新図書館法により文化省所管の国立機関として設置された。1968年王立図書館学校内に設置された公立図書館のための保存図書館を前身とする。
施設・規模	面積 棚延長	9,500 ㎡ (106,255sq. f) —	2,700 ㎡ (3,000 sq. f) —	3,800 ㎡ 23.3 km	3,000 ㎡ 30 km	8,000 ㎡ 36 km
	職員	67.5	14	2.5	21	20
	参加館 会費	131 有	68 有	24 無	国内の全ての図書館 無	国内の全公共図書館 無
	図書館 人件費 運営費	$804,000 $1,379,000 — (92/93)	$975,000？	0 HBZ 全体で予算運用	— $820,000 $375,000	8,000,000 Dkr
蔵書		4,617,254	350,000	140,000	図書 265,000 雑誌 12,000(種)	529,000
資料移管・年間増		寄贈・寄託（永久） 預託（保管料：有料） 50,000	寄贈・寄託（永久） 預託（保管料：有料） —	所有権ごと移転？ 40,000	所有権ごと移転 経費はセンター負担 図書 90,000 雑誌 4,000	所有権ごと移転 経費はセンター負担 33,500
利用	貸出 複写	75,345 — 13,711 (90/91)	— 42,000	6,000 400	3,600 950	73,000 —
基準	収書 除籍 保存	有 有 有	有 無 無	有 有 準備中	有 有 無	— — —
備考		1) 設立：用地取得はシカゴ大学の支援。建設費はカーネギー、ロックフェラー財団の後援による。シカゴ大学に隣接。 2) 会員：正会員・準会員あり。分担金、評議会選出資格等相違 3) コレクション(万冊/巻)：外国学位論文(60) 州政府文書(70) マイクロ資料(100) 外国学術誌(1.3) 内外の新聞ほか 4) マイクロフィルム・プロジェクト 5) 目録：OCLC・RLIN 一部資料のみ 6) 配架：サイズ別	事業概要 1) 共同保存 2) 資料提供 ・ILL ・NLM(DOCLINE)提携 ・配送便・FAXネット 3) 書誌サービス ・RLIN, OCLCと接続 ・UCMP事業：医学系図書館700と雑誌総合目録をデータベース化。 4) 共同収集 ・利用頻度の低い医系雑誌、学位論文、マイクロ資料、政府刊行物の収集	HBZの概要 1) 1973年Koelnに開設 2) 機能：NRWの地域ネットワーク・センターとして ・共同目録センター ・相互利用センター ・計算機センター等の機能をもつ 3) 対象：総合大学14 単科大学10 4) 職員：約100人 5) 目録：目録規則：RAX－WB システム：BIS データ量：340万('90)	1) スペース：面接10倍まで拡張可。使用棚数15 km 年間増6 km。 2) 配架：図書・雑誌・サイズ別に一連番号。 3) 書架：電動式書架 4) 保存部数：各版1部 不用図書リサイクル：25％ 5) 移管：国鉄の線路がNRLまで敷設。 6) 移管割合:大学77％ 7) 目録 システム：VTLS ネットワーク：Datapack,Funet,LIN-NEA	1) スペース：棚延長60㎞まで拡張可。 2) 配架：フィクション・ノンフィクション・逐次刊行物別にタイトル順 3) 書架：固定書架採用 相互貸借の業務量の観点から選択 4) 不用図書リサイクル：年5,500 5) 目録：コンピュータ化が今後の課題。

出典）国立国会図書館編『図書館資料の共同保存をめぐって－現状と展望 第5回資料保存シンポジウム講演集 1994』より。

5. 多摩地域の共同利用図書館の形態・体制に関する検討

5.1. 共同利用図書館に関する検討方針

5.1.1 共同利用図書館の設置に向けた基本方針の整理

これまでの前提条件の整理やアンケート調査結果等を踏まえ、多摩地域における共同利用図書館の設置に向けた基本方針を整理する。

多摩地域においては、人口の増加や高齢化の進展に伴って、図書館利用に対するニーズも増加傾向にある。そのため、図書館の蔵書規模や施設規模の充実が望まれるが、自治体単位での対応には限界がある。また、各市町村立図書館においては、保存スペース不足から生じる除籍も問題となっている。図書館利用者のニーズ等に対応して新たな蔵書を増やすことにより、希少な資料を除籍するという結果になるような状況も見られる。

これらの状況を踏まえ、多摩地域における図書館サービスの向上、効率化を図る上で、多摩地域における共同利用図書館の設置に向けた具体的施策の検討を進める。その前提として、過年度報告書『多摩地域「共同利用図書館」の設置に向けて NPO による共同出資事業化の提案』における、共同利用図書館の基本的性格を整理すると以下のとおりとなる。

共同利用図書館の基本的な性格 ＝ **『図書を効率的に保存し、利用するための施設』**

- 保存対象資料は「多摩地域での最後の１冊」
- 図書を一箇所に集め、重複を避けるように精査
- 集中して保存管理
- 貸出請求等のあった図書を利用できる体制づくり

また、本事業を多摩地域の 30 自治体が共同で設置するためには、多摩地域の各市町村立図書館が個別に資料保存を行った場合よりも、効率的な資料の保存・利用方法の設定が不可欠である。すなわち、共同利用図書館の設置に伴い生じる作業やコスト等に関して、各自治体における負担が極力発生しないような運営方法を検討する必要がある。

これらを踏まえた上で、本検討においては、共同利用図書館を多摩地域の 30 自治体で設置し、早期に運営を開始するための具体的施策の立案を行う。

30 自治体による共同事業化のための原則

各市町村立図書館が個別に資料保存を行った場合よりも‥‥

- 資料の保存・利用方法が効率的であること
- 共同利用図書館の設置に伴い生じる作業やコストが著しく増加しないこと

5.1.2 共同利用図書館の設置に関する検討内容

共同利用図書館を設置するための具体的施策の検討にあたって必要な項目としては、主に下記のようなものが挙げられる(それぞれの課題等の詳細については**表 5-1**、**表 5-3** 参照のこと)。

各項目に関する検討結果を次項以降に整理する。

共同利用図書館の設置に関する検討事項

1．共同保存体制について

① 図書館の位置づけ　② 図書館の機能　③ 保存対象資料
④ 運営主体　⑤ 設置エリア　⑥ 設置形態
⑦ 設置場所　⑧ 施設規模

2．運営システムについて

① 保存資料の選別方法　② 保存資料の搬入方法　③ 保存資料の配送方法
④ 配送単位　⑤ 資料提供方法　⑥ データ管理
⑦ 配架方法

5.2. 共同保存体制の検討

5.2.1 共同利用図書館の位置づけについて

共同利用図書館の位置づけとしては、公立図書館と民間図書館の２つの形態が想定される。

図書を効率的に保存し、利用することを重視した場合には、現在のマークデータ及び図書館システムを継続して使用することが望ましい。したがって、共同利用図書館を単独の図書館として位置づけるのではなく、各市町村立図書館の中央館の書庫的位置づけとすることが適当と考えられる。

また、将来的に、図書館利用者の利便性や、各市町村立図書館における作業負担の軽減を考慮した場合には、共同利用図書館から直接的に利用者（各市町村民）への貸出を行うことも想定される。その場合の共同図書館の位置づけについては、共同利用図書館所蔵資料の所有権の扱いや、運営主体者及び提供サービス内容から判断することとなる。所蔵資料の所有権等については、以下にてそれぞれ検討するが、官民協働による民間図書館の位置づけの可能性も考えられる。

5.2.2 共同利用図書館の機能について

共同利用図書館の機能としては、資料の保存機能のほか、資料の貸出機能（各市町村立図書館への貸出機能・各市町村民への貸出機能）、レファレンス機能等が想定される。

共同利用図書館の設置を早期に実現するためには、共同利用図書館を各市町村立図書館の書庫的な位置づけとすることが有効と考えられる。その場合の共同利用図書館の機能は資料の保存機能（出納処理を含む）のみとなる。

また、将来的に、図書館利用者の利便性及び資料利用の効率性を考慮する場合には、各市町村民への直接的な貸出を行うことも想定される。その際に、直接的な来館者への貸出を行う場合には、レファレンス機能等についても検討の必要が生じる。

5.2.3 保存対象資料について

各市町村立図書館の所蔵資料は、大きく図書、雑誌、視聴覚資料の 3 種に分類される。共同利用図書館の保存対象としては、これらのうち多摩地域の最後の 1 点及び、都立図書館からの除籍本の 2.4 万冊が想定される。

図書館の所蔵資料のうち視聴覚資料については、複製が比較的容易である点等を考慮し、保存対象としないこととする。また、アンケート調査の結果によると、30 自治体で除籍されている図書が約 52 万冊、雑誌が約 18 万冊となっており、図書資料の占める割合が大きい。したがって、まず、都立図書館からの除籍本 2.4 万冊及び、多摩地域の「最後の 1 冊」のうち図書資料のみを対象とすることを想定する。また、他事例等を参考に、1 タイトル当たり 1 冊の保存を原則する。

なお、将来的に、資料保存の効率性や保存施設の有限性を考慮する場合には、図書資料のうち実用書（料理本・ガイドブック等）等を対象からはずし、雑誌を対象とするなど、資料の利用頻度を考慮した保存資料の精査が必要と考えられる。

5.2.4 運営主体について

（１） 想定される運営主体とその特徴

共同利用図書館の運営主体としては、一部事務組合、NPO 法人、民間企業の 3 つの主体が想定される。

一部事務組合については、執行機関としての管理者の設置や議決機関（議会）の設置が必要であること、手続きに都知事の許可が必要であること等を考慮すると、運営主体として想定することは困難である。したがって、共同利用図書館の運営主体としては、NPO 法人及び民間企業の２つが考えられる。民間企業については、既に資料の保存施設を所有し、自治体や企業等の文書等の保管を生業としている倉庫業者と、保存施設の所有はしていないが、施設を整備・賃借等し、保管物の出納・物流、情報処理、図書等出版物の管理を得意とする民間企業が考えられる。

それぞれの運営主体のメリット・デメリットを以下に整理する。

１） NPO 法人

① メリット

△ 法定された特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、営利を目的としないことから、民間企業と同一サービスを提供する場合には、民間企業よりも安価なコストで実施される可能が高い。

※ ただし、収益事業を行わない団体には法人税は課税されず、法人住民税も減免されるが、税務署が税法上の収益事業と判断した事業に対しては、民間企業と同様に、法人税等が課税される。

○ NPO 法人の設立・活動趣旨が社会的貢献に資することである等、多くの賛同を得られる場合には、さまざまな経験を有した人材が集まり、安価にて事業に投入できる可能が高い。

② デメリット

- 人材の多くが専業（専任）で関わることが少ないために、緊急時における迅速な対応は望めないことが多い。
- 日本にNPO法人制度が導入されてから歴史が浅いことや、非営利であるために、固定資産を有しないことが一般的なことから財務的に脆弱であり、事業を実施するうえでの信用度が低い。
- 本事業に適する施設を保有していない。
- 特に本事業のように、大規模な資料の保管施設を要する事業の場合には、その保管施設の確保にあたって、長期や大型（債務・履行等）の契約が必要となることから、それらの契約を締結する際には、自治体側による何らかの援助が必要となる。
- 現在において、図書館資料の保存に向けた活動を行っている法人は多くない。NPO 法人を新設する場合には、都道府県知事又は内閣総理大臣の認証を要するなど、法人設立登記までに４ヶ月から６ヶ月程度の時間を要するとともに、都道府県知事の認証による場合は、その認証を得た都道府県内に活動範囲が限られる。

２） 民間企業（倉庫業者）

① メリット

○ 民間企業のうち、倉庫業者の場合は、既に資料等の保存のための施設を所有し、保管物の受入や搬出等を行っていることが、NPO 法人にはない強みである。

② デメリット

● 倉庫業者は施設全体の賃貸だけ、または、施設内の一定区画の賃借に併せて、保管物のデータ管理を行っているケースが多い。本事業全体での運営主体者には、保存資料の搬入や配送だけでなく、対象資料の選別等の実施も求められることから、倉庫業者が単独で応じることは難しいと考えられる。

● 保管物の受入や搬出以外の倉庫業以外のサービスの提供には、他業種企業との連携や、新たな分野への事業展開となることから、リスクに見合う対価が必要となり、より高価となることが考えられる。

● NPO 法人と異なり営利企業であることから、それぞれのサービスに対しては民間企業の採算性から求められる利益が加算され、NPO 法人と同一のサービスの提供を受ける場合には、コスト的に高価となる。

３） 民間企業（倉庫業者以外）

① メリット

○ 民間企業の場合には、それぞれ本事業の実施に必要となる一定範囲内の得意分野を有しており、その得意分野を本事業に活かせることが強みである。

② デメリット

● 物流業以外の民間企業の場合には、本事業に適する施設を所有していないために、その施設の確保が課題となる。物流企業は物流部門だけ、情報処理企業は情報処理だけで事業を行っているケースが多く、本事業全体での運営を考慮した場合には、当該企業が単独で応じることは難しいと考えられる。

● 当該企業の得意分野以外のサービスの提供には、他業種企業との連携や、新たな分野への事業展開となることから、リスクに見合う対価が必要となり、より高価となることが考えられる。

● NPO 法人と異なり営利企業であることから、それぞれのサービスに対しては民間企業の採算性から求められる利益が加算され、NPO 法人と同一のサービスの提供を受ける場合には、コスト的に高価となる。

（２） 想定される運営主体と契約等方法

NPO 法人及び民間企業が事業主体となる場合の契約形態は、以下の２通りが考えられる。

・ 各自治体が、それぞれ NPO 法人や民間企業と個別に、委託契約を締結する方法【パターン①】

・ 各自治体と市町村立図書館長協議会が、共同利用図書館の運営に関する協定を締結

（折衝・契約窓口の一本化）し、館長協議会が NPO 法人や民間企業と委託契約を締結する方法【パターン②】

共同利用図書館の効率的な運営を目指すうえでは、図書資料の選別・保存・配送といった業務だけでなく、運営に必要な契約の締結・更新や委託費用の請求・支払い等の各種事務手続きも効率的に実施することが必要となる。また、それらの事務手続きの効率化は、各自治体の負担を増さないためにも求められる事項であり、そのためには各自治体と事業主体との手続き窓口が一本化されるパターン②が、本事業における契約等方法として望ましいと考えられる。

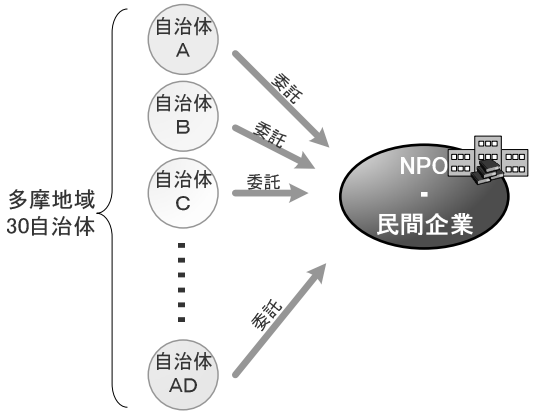

図 5-1 契約形態パターン①

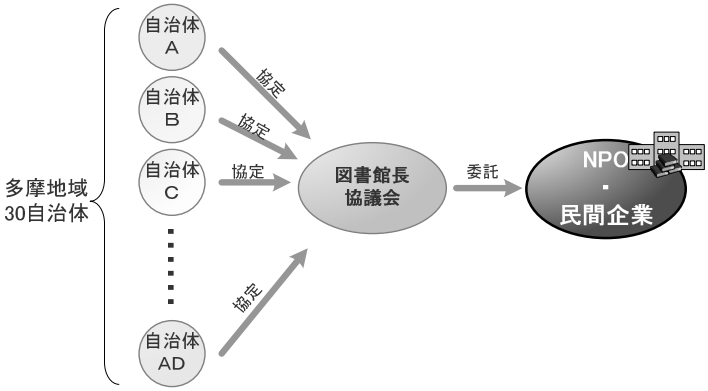

図 5-2 契約形態パターン②

5.2.5 設置エリアについて

共同利用図書館の設置エリアとしては、多摩地域及びそれ以外の地域（山梨県・埼玉県・千葉県等）が考えられる。

倉庫の賃料については、多摩地域に設置する場合のほうが多摩地域外に設置する場合よりも若干高い[5]。しかし、資料の搬入及び配送に係るコスト等を考慮すると、多摩地域内に設置することが効率的と考えられる。

また、共同利用図書館の保存資料数は、運営開始後一定期間においては、運営年数に比例して増加することを見込んでいる。その場合、共同利用図書館において年々増加する作業量に応じて、市町村立図書館と共同利用図書館が連携を密にし、協働して資料保存や貸出等運営業務の効率化を図る必要がある。本事業が、多摩地域における共同保存資料の活用にあたっての官民協働事業であることを考えると、多摩地域内に設置することが長期的な運用の面からも効率的と考えられる。

[5] 6.1.3 コストに関する前提条件（55 ページ）の◆必要規模相当物件の賃借料　参照。

5.2.6 設置形態について

共同利用図書館の設置形態としては、30 自治体が 1 つの共同利用図書館を設置する形態や、各市町村立図書館の書庫を利用して複数箇所で資料を保存する形態（分担保存）等が考えられる。

資料保存の効率性、共同利用図書館における所蔵資料の独自データベース化や、貸出業務の効率性を考慮すると、1 箇所で保存し、運営することが望ましい。（下図タイプ③）

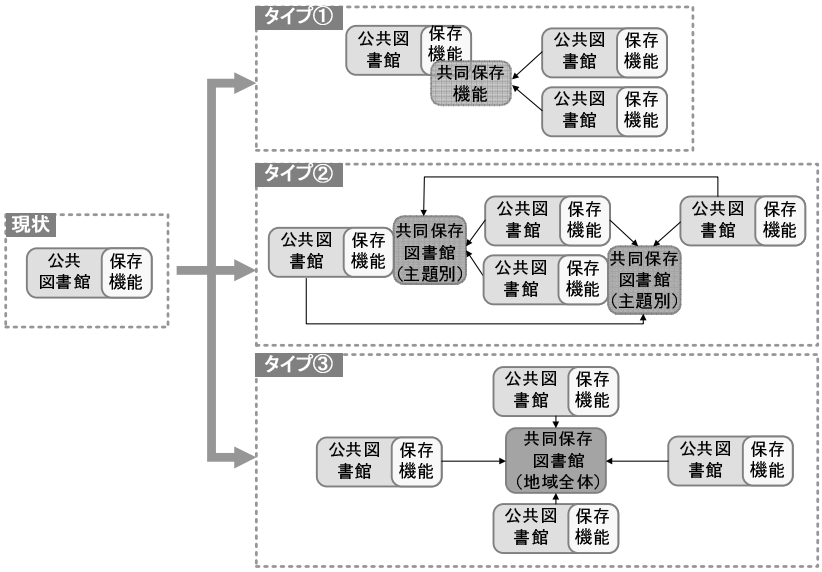

図 5-3 共同利用図書館の設置形態

【設置形態のパターン】

タイプ①：大きな図書館が一定の共同保存図書館機能を持ち（併置）、各館の資料も受け入れる形

- 特定の図書館から施設スペースの提供と人的支援を受けて運営
- 保存図書館に指定された図書館の所蔵資料も併せて活用が可能

タイプ②：特定の図書館に付設して地域別、あるいは主題別に複数の共同利用図書館を設置する形式。

- 保存資料の増加に伴いタイプ①が変化した形。
- 既設の公立図書館から施設・機能を組織的に分離。参加館による共同運営が可能。
- 保存図書館を複数館設置することにより、万一の災害から資料を保護することが可能。

タイプ③：多摩地域の図書館が全て参加し、共同保存・共同収集の機能を持つ大規模な独立機関を設置する形式。

- 共同利用（保存）機能を一元化することにより、コストの節減が可能。
- 地域レベルでまとまった取り組みが可能。

5.2.7 設置場所について

共同利用図書館の設置場所としては、各自治体の所有する空き校舎や高架下等の公共スペース、民間の倉庫事業者の所有する倉庫等が想定される。

アンケート調査等の結果によると、空き教室や高架下に関する有効な情報は得られなかった。したがって、共同利用図書館の運営開始当初には、民間企業の所有する倉庫の利用が想定される。

将来的には、空き教室等を利用することにより、共同利用図書館の運営に係るコストを下げる方法も考えられる。また、多摩地域という特性を活かし、都心に大学が移転して空いているキャンパスなどの活用の可能性も考えられる。

5.2.8 施設規模について

共同利用図書館の施設規模については、過年度報告書『多摩地域「共同利用図書館」の設置に向けて NPO による共同出資事業化の提案』において、約 50 万冊収容可能な規模と設定されている。

多摩地域における図書資料の除籍状況から、早急に共同利用図書館を設置し、多摩地域全体で資料の保存体制を構築する必要がある。また、毎年、多摩地域の自治体で除籍されている資料の中から「多摩地域での最後の 1 冊」を一定期間確実に保存できる施設規模として、約 50 万冊規模が適当と考えられる。

共同利用図書館における保存資料数に制限を設けない場合、保存資料数は運営年数に応じて膨大な量となる。多摩地域における図書資料を効率的に保存しながら、かつ、共同利用図書館設置・運営に伴うコストが、各自治体にとって課題とならない範囲での規模とすることが望まれる。

≪表の見方≫
○：メリット　●：デメリット
表内白色：早期実現に向けた検討結果

表 5-1 共同保存体制の検討（短期的ビジョン）

	運営方法		備考（課題等）
①図書館の位置付け	公立図書館		● 図書館法に準拠する必要がある。 ○ 公共の社会教育施設として、無料で開放されるため、多くの利用者に資料や情報の提供が可能。 ○ 国立国会図書館を始めとした公立図書館間とのネットワークを活用したサービスの提供が可能。 ○ 個人情報管理（守秘義務）の徹底が課せられているため、利用者のプライバシーを保護することが可能。
	民間図書館		○ 図書館法に準拠する必要がないため、柔軟な運営が可能
②図書館の機能	資料の貸出機能	市町村立図書館への貸出（館内閲覧）	・ 多摩地域内の公立図書館のみを対象とした貸出機能とするのか、多摩地域内の公立図書館を通じて各自治体への市民へも貸出すかを検討する必要がある。 ⇒ 利用のための保存である点を重視するのであれば、市町村立図書館のみへ貸し出し、そこで館内閲覧そこで館内閲覧とするのではなく、市民利用者への貸出も行うべきと考えられるが、資料の汚・破損の問題、督促処理等の扱いについても検討が必要となる。 ※また、共同利用図書館から直接市民への貸出を行う際には、共同利用図書館における作業量が増加する点にも留意が必要。
		市町村立図書館を通じて市民へも貸出	
		共同利用図書館から直接市民へも貸出	
	資料の保存機能		・ 「最後の 1 冊」を半永久的（汚破損を除く）に保存するのか、保存冊数にある程度の上限を設け、それを超えた場合には利用頻度の低い資料から除籍するのかについて検討が必要
	レファレンス機能		・ 将来的に、個人利用者の直接的な利用を想定した場合には、レファレンス機能等についても検討の必要がある。 ● どこまで需要があるか未知数 ● 一定のサービス水準を確保するために発生する応分のコストを賄えるか？
③保存対象資料	都立図書館から除籍された 2.4 万冊		○ 除籍された 2.4 万冊の有効活用が可能 ● 書誌データの作成若しくは購入が必要
	多摩地域内の最後の 1 冊をすべて対象とする場合①（1 タイトルにつき 2 冊）		○ どちらか 1 冊に資料の亡失・汚破損が生じた場合でももう 1 冊で対応可能 ○ 1 冊を市民への貸出用とすることなどにより、利用のための保存の度合いが強まる ● 保存のためのスペースが大きい
	多摩地域内の最後の 1 冊をすべて対象とする場合②（1 タイトルにつき 1 冊）		● 資料の状態を良く保つのが困難 ○ 保存のためのスペースが少なくて済む

	運営方法	備考(課題等)
	多摩地域内の最後の 1 冊のうち、実用書等を除く場合①(1 タイトルにつき 2 冊)	○ 利用の多そうな分野を選択することで、保存スペースの節約等が可能 ○ どちらか 1 冊に資料の亡失・汚破損が生じた場合でももう 1 冊で対応可能 ○ 1 冊を市民への貸出用とすることなどにより、利用のための保存の度合いが強まる ● 1 タイトル 1 冊保存と比較すると、保存のためのスペースが大きい
	多摩地域内の最後の 1 冊のうち、実用書等を除く場合②(1 タイトルにつき 1 冊)	○ 利用の多そうな分野を選択することで、保存スペースの節約等が可能 ● 資料の状態を良く保つのが困難 ○ 保存のためのスペースが少なくて済む
④運営主体	30 自治体で一部事務組合を設置して運営	● 一部事務組合設置要件や手続き、運営に関する制約が多い
	NPO に業務委託	● 法人としての信用や資金的な基盤が弱いことが多いため、自治体による支援が必要 ● 資料保存スペースとして、運営開始と同時に専用棟又は専用フロア等一定規模を確保する必要がり、コストが高い ○ 民間企業に比べ、営利を目的としていないために、コストが低く抑えられる ○ 都立図書館からの除籍資料(2.4 万冊)の書誌データ作成に対応可能 ○ 将来的に、空き教室等に移転する場合の対応が柔軟に可能
	民間企業に業務委託	● NPO に比べ、営利を目的としているために、コストが高くなる ● 都立図書館からの除籍資料(2.4 万冊)の書誌データ作成に対応できない ● 将来的に、空き教室等に移転する場合の対応が困難となることが予想される ○ 保存資料数に応じて保存スペースを増床する対応が可能であり、運営開始時に一定規模のスペースを確保する場合に比べ、コストを低く抑えられる（倉庫事業者の場合）。
⑤設置エリア	多摩地域内	● 多摩地域以外の地域に比べ、一定規模の大型物件数が少なく、賃料相場も高め ○ 保存資料の搬入や貸出請求資料の配送に対するコストを低く抑えられるとともに、短期間での対応が可能 ○ 自治体と運営主体者との連携が密に行え、継続して安定的な運営を実施しやすい
	多摩地域以外の地域	● 自治体と運営主体者との連携が密に行い難く、また、自治体側で共同利用図書館の運営状況の確認も行い難い ● 保存資料の搬入や貸出請求資料の配送コストが距離に応じて高くなるとともに、短期間での対応が難しい ○ 多摩地域に比べ、一定規模の大型物件数も多くなり、賃料相場も低めとなる
⑥設置形態	30 自治体で 1 つの共同利用図書館を設置する形態	○ 効率性を考えると、1 箇所に設置することが望ましい。 ● 新たな設置場所が必要となる。⇒　現時点では、設置場所に関する有効な情報が得られていない

	運営方法	備考(課題等)
	各自治体の書庫でそれぞれ多摩地域における「最後」の1冊を保存する形態(分担保存)	○ 新たな設置場所は不要。 ● 各自治体における保存スペース不足の問題は解消されず
⑦設置場所	空き教室	○ 民間企業の所有する倉庫等を利用する場合と比較して、コストが低い。 ● 現時点では小中学校の空き教室に関する有効な情報なし ● 都立高校の空き教室についても可能性があるが、都との協議が必要 ※ ただし、生徒数の推移・廃校の状況等を考慮した場合に国立市・福生市・奥多摩町・檜原村等が候補になると考えられる。
	高架下	● 連続立体交差事業によって新たに生まれる鉄道下空間の貸付可能面積のうち15%は、国又は地方公共団体が無償で利用できるが、商業施設や駐輪・駐車場としての利用が多く、書庫としての利用は見られない。
	その他(倉庫等)	△ 用地代または施設賃料が安価な郊外とすることにより、自治体負担を低減させることが可能。ただし、利用者に対して直接、資料の貸出を行う場合には、利便性の高い場所への設置が求められる ⇒ 各自治体による負担が必要 ○ 民間の倉庫事業者による運営を考える場合には、部分借りが可能である。 ● NPO法人及び民間企業が民間の倉庫事業者の保有する倉庫を借りて共同利用図書館を運営する場合には、倉庫を1棟借り上げる必要があり、そのための賃料がコストとして発生する。
⑫施設規模 (当初)	50万冊収容可能な規模 (過年度報告書案)	● 年間50万冊が除籍されていくと想定した場合には、多摩地域における「最後の1冊」を1タイトル当たり1冊ずつ保存した場合、運営開始14年程度で書庫がいっぱいになると考えられる ※ 各市町村立図書館における「最後の1冊」を共同利用図書館に移し、当初は現行のマークを利用して管理する方法をとる場合には、その後のデータ整理、保存資料の選別等を考えると、5～10年程度は継続して利用できる規模とすることが必要と考えられるが、その点からも妥当な規模と思われる。 ※ 現時点での多摩地域の市町村立図書館の独自タイトル数は約50万冊であることから、それらを考慮しても妥当とも考えられる

5.2.9 共同利用図書館の概略（短期的ビジョンの明確化）

これまでの検討をもとに、現時点で共同利用図書館を設置する上で適切と考えられる体制について、以下に整理する。

- 多摩地域の 30 自治体の公立図書館の共同書庫的位置づけとする
- 図書館の機能としては、出納処理を含む保存機能に特化する
- 対象とする資料は、都立図書館からの除籍本 2.4 万冊及び、各市町村立図書館の図書資料のうちの「多摩地域での最後の 1 冊」とする
- 運営主体としては、NPO 法人及び民間企業（倉庫業者他）を想定する
- 30 自治体で大規模な 1 つの共同利用図書館を設置する。
- 設置場所としては、民間企業の所有する倉庫を想定する。
- 施設規模は、50 万冊程度の資料が保存可能なものとする。

5.3. 運営システムに関する検討

5.3.1 資料受入冊数及び貸出請求件数の想定

前節で設定した共同利用図書館の概略をもとに、具体的な運用案の検討を行う。その際の前提として、共同利用図書館における年間受入冊数と貸出請求件数を以下のように設定した。

（1） 年間の資料受入冊数の想定

共同利用図書館における年間の資料受入冊数については、運営開始1年目と2年目以降とに分けて冊数を想定した。

1年目には、現在武蔵野市図書交流センターで保管されている都立図書館からの除籍資料約2.4万冊と、多摩地域における独自タイトル約22.5万冊（ISBN付与資料のみ）のうち2/3である約15万冊の併せて約17.4万冊を受入れることとする。

多摩地域における独自タイトル数は、平成16年度で約21万冊で、独自タイトル率が3.38%となっている[6]。この独自タイトル率をもとに計算すると、平成18年度末の独自タイトル数は約22.5万冊と想定される。これら独自タイトルのうち、1/3程度は貴重資料として各自治体の図書館が継続所蔵すると想定し、残りの2/3（約15万冊)が共同利用図書館に寄託されると仮定して検討を進める。

共同利用図書館での年間受入冊数（運営開始１年目）

◆ 都立図書館の除籍資料 ＋ 多地域での独自タイトルの２/３ ＝ 寄託資料数

24,000冊 ＋（225,500×2/3） ＝ 174,300冊

また、2年目以降は、各自治体の除籍予定資料から「多摩地域の最後の1冊」を保存することを想定し、受入冊数を次のように算出した。

多摩地域の図書館では、平均して1タイトルあたり7自治体が所有[7]している。多摩地域の公立図書館全体における近年の購入図書冊数及び増加タイトル数より、購入図書に占める複本の割合は約54.0%と想定される。したがって、各自治体から共同利用図書館への寄託する資料については、自治体内外における重複を考慮する必要がある。

また、平成18年度の多摩地域の除籍資料数は約54万冊であるが、この内、不明・紛失、回収不能となった資料が15.5%程度、汚破損による除籍資料が11.6%含まれており[8]、この点についても考慮する必要がある。

以上をもとに計算すると、運営開始2年目以降の受入冊数は年間約2.6万冊となる。なお、その際の年間の除籍資料数は現在と変わらないものと仮定した。以上をもとに共同利用図書館における保存資料数の推移を考えると、運営開始14年目で50万冊に達することとなる（図5-4参照）。

---

[6] 作業部会提供資料「2004年度実績データに基づく多摩地域図書館の保存データ基礎資料」による。

[7] 「ISBN総合目録多摩地域2005年5月版」（都立中央図書館編集・作成）による。延べ登録件数÷登録総タイトル数。

[8] 前述のアンケート調査結果より。除籍冊数に対して不明紛失等及び回収不能等による除籍の割合が把握可能な自治体のアンケート回答をもとに算出。

多摩地域の公立図書館における購入図書に占める複本の割合

- 年間購入図書冊数 ＝ 約700,000 冊（平成 16～18 年度実績）
- ISBN 総合目録における登録タイトル年間増加数 ＝ 約 46,000 タイトル（P18.参照）
- 多摩地域における同一タイトル購入冊数 ＝ 年間増加タイトル数 × 自治体間重複数
  ＝ 約 46,000 タイトル × 平均７自治体で所有
  ＝ 約 322,000 冊
- 年間購入複本数 ＝ 年間購入図書冊数 － 同一タイトル購入冊数
  ＝約 700,000 冊 － 約 322,000 冊 ＝ 約 378,000 冊 （年間購入冊数の約 54.0%）

共同利用図書館での年間受入冊数（2 年目以降）

- 全自治体での除籍資料数 × 不明・紛失等以外で除籍される割合 ＝ 寄託対象の資料数
  540,000 冊 × （1－ 0.271） ＝ 約 393,700 冊
- 寄託対象資料数 × 複本以外の図書の割合 ＝ 各自治体での最後の１冊
  393,700 冊 × （1－ 0.54） ＝ 約 181,100 冊
- 各自治体での最後の１冊 ÷ 平均７自治体で所有 ＝ 多摩地域での最後の１冊
  181,100 ÷ 7 ＝ 約 25,900 冊（タイトル）

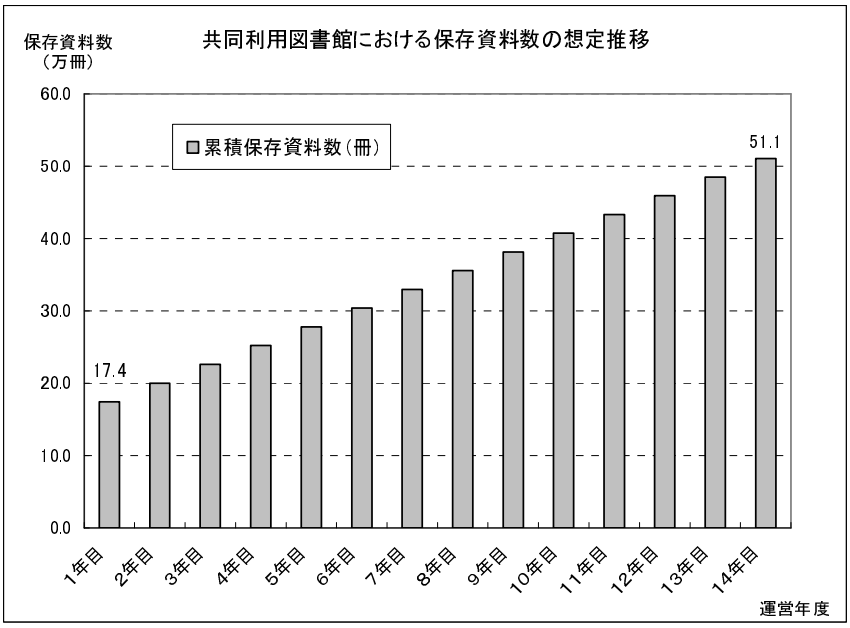

図 5-4 共同利用図書館における保存資料数の推移

（２） 貸出請求件数の想定

共同利用図書館の保存資料に対する貸出請求件数については、神奈川県立川崎図書館の科学技術系外国雑誌デポジットライブラリーにおける貸出請求実績[9]より、保存資料タイトル数に対して１％の貸出請求があるものと想定する。

共同利用図書館運営開始１年目の貸出請求数は、約 1,700 件／年となり、２年目以降は約 300 件／年ずつ増加し、２年目で約 2,000 件、３年目で約 2,300 件と増加していくことになる。

共同利用図書館での保存資料に対する貸出請求件数

◆ 共同利用図書館保存資料のタイトル数 × １％ ＝ 共同利用図書館保存資料に対する貸出請求件数

（運営開始１年目）
174,300 タイトル × 1％ ＝ 約 1,700 件（冊）

（２年目以降毎年増加）
25,900 タイトル × １％ ＝ 約 300 件（冊）

5.3.2 運営システムの具体化

前項で設定した共同利用図書館における年間受入冊数と貸出請求件数を踏まえ、具体的な運営システムに関する検討を行った。詳細を以下に整理する。

（１） 保存資料の選別方法について

保存資料の選別方法としては、大きく分けて、各市町村立図書館で保存資料を選別し、保存資料のみを共同利用図書館に移す方法と、共同利用図書館で保存資料を選別する方法との２通りが想定される。

アンケート調査結果によると、除籍を判断する際に該当資料の多摩地域における所蔵状況を確認しているとの回答が得られたのは 30 自治体中 6 自治体のみであった。そのため、各自治体の除籍予定資料から共同利用図書館で保存する資料を選別する際に、その選別作業を各市町村立図書館が実施することは困難と考えられる。したがって、保存資料の選別方法については、共同利用図書館で選別することが効率的と考えられる。

① 共同利用図書館での選別方法

共同利用図書館で保存資料を選別する選別する方法としても 2 通りの方法が考えられる。双方の概要及び実施上の課題は以下の通りである。

これらを検討した結果、保存資料の配送を配送車で実施する場合には、各市町村立図書館からの除籍予定資料のうち「自治体内での最後の１冊」を共同利用図書館に搬入し、共同利用図書館が保存すべき資料（「多摩地域での最後の１冊」）を選別の上、保存対象外の資料を各市町村立図書館へ返送する方法が各市町村立図書館における負担が少

[9] 神奈川県立川崎図書館の科学技術系外国語雑誌デポジットライブラリー(1ﾀｲﾄﾙ 1 冊保存)における H18 年度貸出請求実績は、図書ﾍﾞｰｽで約 52,000 冊(15,000 タイトル×月刊誌ベースで 12 冊÷3～4 毎に 1 冊に製本)の蔵書に対して、閲覧実績 524 冊。閲覧実績 524 冊÷蔵書数 52,000 冊(図書ベース)＝約 1% 。

ないと考えられる。

● 除籍予定リストにもとづき、搬入前に資料を選別

市町村立図書館で除籍予定資料リストを作成し、そのリストを共同利用図書館に提出することで、共同利用図書館がリスト上のデータを基に多摩地域の「最後の 1 冊」を選別する方法である。滋賀県立図書館では現在この方法で資料の選別を行っている。

● 除籍予定資料の現物を搬入後に資料を選別

各自治体において、除籍予定資料から数量調整等による複本の除籍を除いた「自治体内での最後の 1 冊」の選別を行ったうえで、「自治体内での最後の 1 冊」を各市町村立図書館から共同利用図書館に運び、そこで「多摩地域での最後の 1 冊」を選別する方法である。

② 共同利用図書館での選別による課題

①で提示した 2 通りの方法については、それぞれに課題が存在する。

● 除籍予定リストを使用して選別する場合の課題

除籍予定資料リストを使用した資料選別の場合には、市町村立図書館での除籍作業（書架からの除籍予定資料の抜き取り）後、共同利用図書館に提出した除籍予定資料リストの照合期間中に亘って、当該資料を一定の書架又はスペースに留め置く必要がある。また、共同利用図書館でのリスト照合によって、「多摩地域での最後の 1 冊」として共同利用図書館での保存指定された資料を、留め置き場所から改めて選択・抽出し、共同利用図書館への搬入に備えなければならない。つまり、市町村立図書館として、資料の抽出作業を 2 度実施することになると同時に、資料収容スペースが不足している市町村立図書館の書庫やスペースを占有することになり、市町村立図書館の作業負担の増加とともに、図書館業務に支障をきたすことが懸念される。

● 「自治体内での最後の 1 冊」を搬入後に選別する場合の課題

一方、各自治体において「自治体内での最後の 1 冊」を選別後に、当該資料を共同利用図書館に搬入する場合には、多摩地域のすべての自治体において、除籍資料の住民リサイクルが実施されていることを考慮すると、他自治体との重複資料は、搬出元である各市町村立図書館に返送する必要があると考えられる。その場合には、宅配便料金換算で 3 百万円程度のコスト負担が生じるとともに、運搬による CO_2 排出の増加といった点が課題となる。

また、共同利用図書館において重複資料を廃棄する場合にも、相応のコストを負担することとなる。廃棄費用については、約 1 百万円程度から約 4 百万円程度が見込まれるが、前述の資料の有効活用や地球温暖化防止対策に取り組むことが責務である公共自治体であることを考慮すると、共同利用図書館での廃棄には課題がある

といえる。

ただし、保存資料の配送を配送車にて実施する場合には、配送業務に合わせて保存対象外となった資料を各市町村立図書館に返送することが可能であり、市町村立図書館及び共同利用図書館での運営全体を考慮した場合には、除籍予定資料リストを利用した資料選別に比べ、図書館の運営に影響を及ぼすことは少ないと考えられる。

なお、各自治体において、「自治体内での最後の 1 冊」の選別を行わずに、除籍予定資料をすべて共同利用図書館に搬入する場合には、そのうちの 93%超（約 368 千冊）が保存対象外の資料となる図 5-5 参照）と想定されるため、本方法以上に、往復の搬送や資料選別等にさまざまな負荷を伴うこととなる。

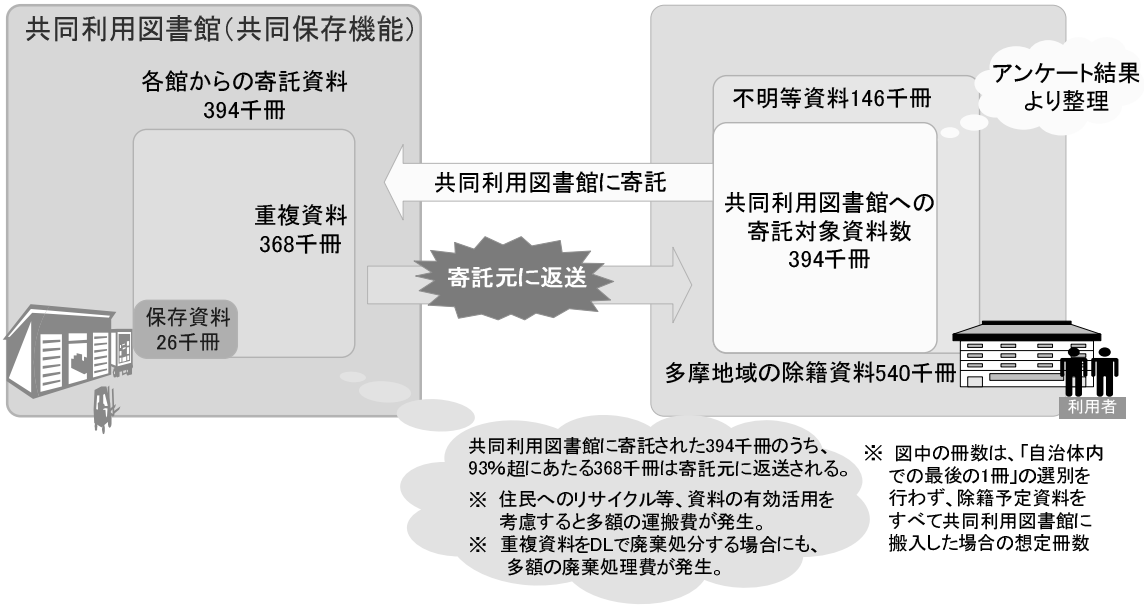

図 5-5 除籍予定資料を全て共同利用図書館に移して選別する際のイメージ

共同利用図書館での重複資料（約 155 千冊：5,200 箱相当）の概算廃棄費用

- 多摩地域のA市による事例より
  1 箱あたり 20kg 換算 =5,200 箱 × 20 ㎏ = 104,000 ㎏
  古紙業者による手数料 = 8 円/㎏・・・H18 年度A市実績
  = 104,000 ㎏ × 8 円/㎏ = 832,000 円

- 再資源化リサイクルによる事例より
  1 箱あたりのリサイクル費用 = 680 円（送料込み）
  リサイクル費用の総額 = 5,200 箱 × 680 円/箱 = 3,536,000 円

※.上記のサービスは、フィルムコート付の図書資料を、焼却処分せずに分離・再資源化することを目的としたサービス。

（2）

保存資料の搬入方法としては、共同利用図書館で独自に配送車を運営する方法、宅配便等により回収する方法や、市町村立図書館が自自治体の配送車を使って搬入する方法、宅配便等により発送する方法などが考えられる。

共同利用図書館の運営に係る費用が特定の自治体に偏ることを避けるために、保存資料については、共同利用図書館側が回収することが望ましい（配送方法についても同様）。

その際に、共同利用図書館の独自運営による配送車によって回収する方法は、各市町村立図書館において実施される除籍作業の実施時期や、実施回数に柔軟に対応することは困難と考えられる。しかし、上記（1）保存資料の選別方法についてで記載のとおり、市町村立図書館及び共同利用図書館全体の運営を考慮した場合には、配送車を利用して、市町村立図書館での除籍予定資料すべてを共同利用図書館に搬入し、共同利用図書館において選別を実施する方法が効率的であると考えられることから、配送車による搬入を基本とし、市町村立図書館の事情に応じて宅配便を併用することを想定する。

（3） 保存資料の配送方法

保存資料の配送方法としては、共同利用図書館で独自に配送車を運営する方法と、宅配便等による方法が考えられる。

他事例より、共同利用図書館の保存資料に対する貸出請求件数は、保存資料数の 1%程度と、資料利用頻度がそれほど高くないと想定される。保存資料の配送だけを目的とした場合には、独自に配送車を運営するよりも、宅配便等を利用したほうが共同利用図書館の運営に係るコストが低いと考えられる。

しかし、保存資料の配送だけでなく、共同利用図書館への保存資料の搬入と併せた配送を目的とした場合には、共同利用図書館からの往路にて貸出請求資料を配送し、復路にて保存対象資料を回収するなどが可能となり、共同利用図書館の運営全体の効率性を考慮した場合には好ましいと考えられる。以上から、配送車による配送を基本とし、貸出請求件数等に応じて宅配便等を併用することを想定する。

（4） 保存資料の配送単位

保存資料の配送単位としては、貸出請求対象資料を含む箱単位で配送する方法と、貸出請求対象資料 1 冊のみを配送する方法が考えられる。

箱単位で配送する方法は、貸出請求対象資料と同じ箱に含まれる貸出請求対象以外の資料まで各市町村に配送されることになる。各市町村立図書館にとっては、貸出請求対象資料以外の資料を管理しておく作業負担が生じるとともに、利用者にとっては、同一の保存箱に収納されていた資料を、先に受け付けられた資料が返却されるまで利用できないといった事象が生じると考えられる。したがって、貸出請求に対する配送単位は 1 冊単位を想定する。

（５） 資料提供方法

共同利用図書館に保存する資料の扱いとしては、譲渡により資料の所有権を各市町村立図書館から共同利用図書館に移転する形態と、貸与により資料の所有権は各市町村立図書館に残す形態などが考えられる。

図書資料を共同利用図書館に移した後にも、現在各館で利用しているマークデータを使用し続けるためには、共同利用図書館に移す資料は除籍対象から外す必要がある。共同利用図書館を各市町村立図書館の中央館の書庫的位置づけとすることで、あくまで配架位置の変更として扱うことが、効率的な資料保存の面では有効と考えられる。

（６） データ管理

データ管理の方法としては、共同利用図書館において新たに専用のマークを購入する場合と、共同利用図書館の保存資料を各市町村立図書館の所蔵のまま、配架位置変更のかたちをとり、各市町村立図書館で現在利用しているマークを継続利用する方法が考えられる。

5.2 共同保存体制の検討において、短期的には各市町村立図書館の中央館の書庫的な位置づけとすることが適当と考えられることから、当面は各市長村立図書館が現在利用しているマークの継続利用によるデータ管理を想定する。

なお、都立図書館からの除籍資料 2.4 万冊を貸出に供するためには、その帰属先を定めると共に、書誌データの整備及び電算処理可能な装備の装着を行ったうえで、共同利用図書館での保存とすることが必要となる。

帰属先については、共同利用図書館で所蔵する資料は、5.2.1 共同利用図書館の位置づけについてのとおり、各自治体所有のままとすることから、都立図書館からの除籍資料についても同様の取扱いとし、多摩地域の 30 自治体で分担して帰属させる必要がある。分担方法については、都立図書館からの当初除籍資料 5 万冊のうち、「多摩地域での最後の 1 冊」に該当しなかった資料を、各自治体での保存割当として分担したときと同様に、各自治体の蔵書数に応じて分担する方法が、作業負担等の面から現実的と考えられる。

また、当該資料の書誌データについては、当該資料の帰属元となる各自治体図書館で、書誌データを整備するとともに、他の自館資料と同様に貸出等処理に必要な装備を装着したうえで、共同利用図書館の保存とすることが必要となる。

都立図書館からの除籍資料 2.4 万冊を、平成 18 年の各自治体蔵書数を基準に、分担した場合の割当例を以下に示す。

表 5-2 都立図書館からの除籍資料の分担(例)

単位:冊

市町村名	平成18年蔵書数	都立図書館除籍本の割当	市町村名	平成18年蔵書数	都立図書館除籍本の割当
昭島市	347,497	500	羽村市	321,890	500
あきる野市	456,773	700	東久留米市	402,207	600
稲城市	438,923	600	東村山市	704,721	1,000
青梅市	491,407	700	東大和市	391,830	600
清瀬市	381,924	500	日野市	712,237	1,000
国立市	367,168	500	府中市	1,199,611	1,700
小金井市	429,500	600	福生市	415,697	600
国分寺市	567,181	800	町田市	975,475	1,400
小平市	1,148,998	1,600	三鷹市	672,450	1,000
狛江市	272,483	400	武蔵野市	643,437	900
立川市	789,037	1,100	武蔵村山市	271,932	400
多摩市	692,707	1,000	奥多摩町	76,117	100
調布市	1,145,873	1,600	日の出町	106,618	200
西東京市	721,830	1,000	瑞穂町	192,053	300
八王子市	1,415,648	2,000	檜原村	54,597	100
小計(a)	9,666,949	13,600	小計(b)	7,140,872	10,400
			合計(a+b)	16,807,821	24,000

※.平成19年度の東京都公立図書館調査総括表をもとに作成

（７） 配架方法

共同利用図書館における資料の配架方法については、自治体毎に保存資料を配架し、自治体毎の請求番号で整理・管理する方法と、共同利用図書館における保存資料に対して、改めて整理番号等を付与し、整理・管理する方法が考えられる。

短期的な運用におけるデータ管理については、共同利用図書館における保存資料は、各市町村立図書館の所有のまま、各市町村立図書館において利用しているマークを継続利用することを想定している。そのため、自治体毎に配架する方法が効率的と考えられる。

ただし、配架方法については、運営主体者のノウハウ・工夫の発揮により、資料管理や貸出請求による配送処理に関する効率化が図られる項目（内容）となることから、運営主体者に委ねることが望ましい。

≪表の見方≫
○：メリット　●：デメリット
表内白色：短期的視点に基づく検討結果

表 5-3 短期的ビジョンにもとづく運営システムの検討

	運営方法	備考(課題等)	NPO 法人	民間企業（倉庫業者）	民間企業（倉庫業者以外）
① 保存資料の選別方法	市町村立図書館で保存資料を選別し、共同利用図書館に移す	**【多摩地域内の「最後の１冊」を選別】** ● 市町村立図書館に確認作業が発生 ● 複数自治体から同時に多摩地域の「最後の１冊」が除籍された場合の対処が困難 ● 資料の状態を比較して多摩地域の「最後の１冊」を選別することが困難 ○ 保存資料以外の資料の搬入は生じない ○ 保存資料以外の資料の処分は発生しない ○ 共同利用図書館において資料を選別する必要はない			
		【各自治体の「最後の１冊」を選別】 ● 市町村立図書館に確認作業が発生 ○ 複数自治体から同時に多摩地域の「最後の１冊」が除籍された場合にも対処が可能 ○ 資料の状態を比較して多摩地域の「最後の１冊」を選別することが可能 ● 保存資料以外の資料の搬入が生じ、コストが発生 ● 保存資料以外の資料の処分に費用発生 ● 各自治体の「最後の１冊」が重複している可能性が高く、多摩地域の「最後の１冊」とするためには、共同利用図書館において ISBN データ等を用いて資料を再選別する必要がある	・ 運営主体による違いはない。		
			○	○	○

	運営方法	備考(課題等)	NPO 法人	民間企業 (倉庫業者)	民間企業 (倉庫業者以外)
	共同利用図書館に除籍予定資料を全て搬入し、保存資料を選別	○ 市町村立図書館には確認作業は発生しない ○ 資料の状態を比較して多摩地域の「最後の１冊」を選別することが可能 ● 保存資料以外の資料の搬入にもコストが発生 ● 保存資料以外の資料の処分費用又は返送費用が発生 ○ 配送車を利用した場合には、市町村立図書館及び共同利用図書館の運営全体を考慮すると効率的 ● 共同利用図書館において「最後の１冊」を確認し、選別する必要がある			
	共同利用図書館に除籍予定リストを提出し、共同利用図書館が保存資料を通知	○ 市町村立図書館における確認作業が発生しない ● 資料の状態を比較して「最後の１冊」を選別することが困難 ○ 保存資料以外の資料の搬入は生じない ○ 保存資料以外の資料の処分は発生しない ○ 共同利用図書館において資料を選別する必要はない			
② 保存資料の搬入方法	独自に配送車を運営する方法	● 各自治体における資料整理時期及び回数が、一定期間に集中する場合等では対応が困難 ● 保存資料の搬入時期について、他の自治体との調整が必要 ○ 各自治体における資料整理時期及び回数が、通年で均等に実施される場合には効率的 ○ 保存対象資料すべてを共同利用図書館に搬入し、保存資料の選別を実施する場合、保存対象外の資料の返送と保存資料の配送と併せて運用する場合には効率的	・ 保存資料の搬入を、独自の配送者を運営する方法による場合、運営主体による違いはない。ただし運送業者が運営主体になった場合を除く ○	○	○
	独自に宅配便等を利用して運営する方法	○ 各自治体における資料整理時期及び回数が、一定期間に集中する場合等でも対応が可能 ○ 保存資料の搬入時期について、他の自治体との調整が不要 ● 各自治体における資料整理時期及び回数が、通年で均等に実施される場合には非効率			

<table>
<tr><th></th><th>運営方法</th><th>備考(課題等)</th><th>NPO 法人</th><th>民間企業
(倉庫業者)</th><th>民間企業
(倉庫業者以外)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">③ 保存資料の配送方法</td><td>独自に配送車を運営する方法</td><td>● 共同利用図書館の蔵書の利用頻度が高い場合には効率的
● 共同利用図書館の設置場所が多摩地域外であった場合には対応が困難
○ 各自治体からの資料請求件数が少ない場合には非効率
○ 保存対象資料すべてを共同利用図書館に搬入し、保存資料の選別を実施する場合、保存対象外の資料の返送と保存資料の配送と併せて運用する場合には効率的</td><td colspan="3">・ 保存資料の配送を、独自の配送者を運営する方法による場合、運営主体による違いはない。ただし、運送業者が運営主体になった場合を除く
○ ○ ○</td></tr>
<tr><td>独自に宅配便等を利用して運営する方法</td><td>○ 共同利用図書館の蔵書の利用頻度が低い場合には効率的
○ 共同利用図書館の設置場所が多摩地域外であった場合にも対応が可能
● 各自治体からの資料請求件数が多い場合には非効率</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">④ 配送単位</td><td>箱単位</td><td>● 同一箱内に保存されている資料に対して同時に複数自治体から資料請求があった場合に、迅速に対応することが困難である。</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>1 冊単位</td><td>○ 資料請求に対し、迅速な対応が可能</td><td colspan="3">・ 1 冊単位で配送を行う場合、自動書架による管理に拠らない限り、人海戦術に拠らざるを得ず、その手間に見合う対価の支払いを要するために、コスト面ではNPO 法人が安価となる
・ 運営主体者にとって効率化が図り難い業務であるため、相応の対価が得られない場合には、民間企業では取り組まない傾向がある
○ △ △</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑤ 資料提供方法</td><td>移管
(資料の所有権は共同利用図書館)</td><td>● 各市町村立図書館は資料の所有権を失い、資料は共同利用図書館の運営主体に帰属することから、資料に対して多摩地域の自治体による管理権が及ばない
● 配架位置の変更というかたちで現行のマークデータを継続して使用することができない</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>寄託
(資料の所有権は多摩地</td><td>○ 資料の所有権は各市町村立図書館に残り、資料に対して多摩地域の自治体による管理権が及ぶ</td><td colspan="3">資料の寄託について、運営主体による違いはないが、倉庫業者以外の 2 者は、寄託を受けた資料を保管する施設を賃貸等で確保する必要がある</td></tr>
</table>

	運営方法	備考(課題等)	NPO 法人	民間企業 (倉庫業者)	民間企業 (倉庫業者以外)
	域の各市町村立図書館)	⇒ 配架位置の変更というかたちで現行のマークデータを継続して使用することが可能 ⇒ 各市町存立図書館の蔵書というかたちで、配送に都立図書館の協力車を利用できる可能性が高い (但し、都との協議は必要)	△	○	△
⑥ データ管理	新たに共同利用図書館用のマークを購入	○ 都立図書館からの除籍本 2.4 万冊分についてもマークを購入することで貸出可能 ○ 共同利用図書館内でデータ管理・配架が容易 ● マークの購入に係るコストが発生			
	配架位置の変更というかたちで現行のマークを継続利用	● 都立図書館からの除籍本 2.4 万冊を貸し出すためには、データの作成が必要となる。 ● 共同利用図書館内でのデータ管理・配架に工夫が必要 (新たに整理番号を付与 or 資料の所有自治体ごとに配架し、請求記号で管理 等) ○ 新たに発生するコストが少ない	・ データ管理について、各市町村立図書館で現在利用しているマークデータを継続使用するため、運営主体による違いはない。ただし、マークデータを発行している大手出版取次企業や、マークデータを熟知している人材を抱える NPO 法人であれば、各市町村立図書館との協働・連携が行いやすい ○	△	○
⑦ 配架方法	自治体ごとに保存資料を配架し、請求記号をもとに整理	● 資料を自治体ごとに配架する必要がある	・ 寄託資料の配架方法について、運営主体による違いはないが、倉庫業者以外の２者は、寄託を受けた資料を保管する施設を賃貸等で確保する必要がある ○	△	△
	保存資料に対して共同利用図書館で整理番号を付与	● あらたに整理番号を付与することが必要			

5.3.3 短期的ビジョンに向けた運用案

これまでの検討をもとに、短期的視点にもとづく共同利用図書館の運用案をまとめると、以下の通りとなる。

- 共同利用図書館に保存する資料の選別については、共同利用図書館が行うこととする。具体的には、各市町村立図書館が除籍予定資料のうち各自治体の「最後の 1 冊」を共同利用図書館に搬入し、共同利用図書館がその中に多摩地域の「最後の 1 冊」が含まれているかを確認する。「最後の 1 冊」が含まれていた場合には、そのまま共同利用図書館で保存し、保存対象外となった資料は各市町村立図書館に返送する。
- 保存資料については、共同利用図書館が配送車等を利用して回収する。
- 各市町村立図書館は、「最後の 1 冊」を共同利用図書館に寄託し、該当資料の配架位置を共同利用図書館に変更する。
- 各市町村立図書館から共同利用図書館に資料請求依頼があった場合には、共同利用図書館は、1 冊単位で該当資料を各市町村立図書館に配送する。また、その際には資料選別の結果、保存対象外となった資料の返送も併せて実施する。

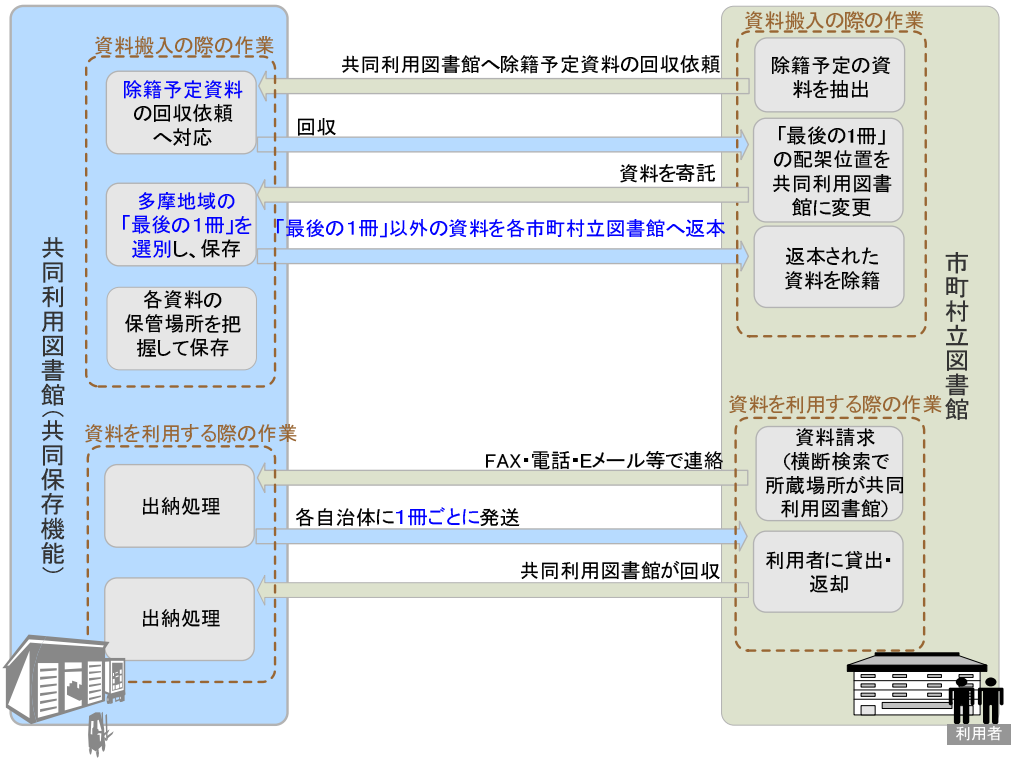

図 5-6 短期的ビジョンに向けた運用案のイメージ

6. 概算運営費

前述の短期的ビジョンに向けた運用案をもとに、概算運営費の試算を行う。

6.1. 概算運営費の試算にあたっての前提条件

6.1.1 共同利用図書館における保存資料数及び貸出請求件数に関する前提条件

共同利用図書館の運営にあたって、運営開始初年度に共同利用図書館にて受入れる資料数及び、毎年度において各市町村立図書館で除籍される資料数、共同利用図書館に寄託する資料数等の設定条件を再度整理すると下記の通りとなる。

◆都立図書館除籍資料（運営開始初年度に共同利用図書館への寄託を想定）

内　訳	資料数(冊)	備考
多摩地域の自治体で未所蔵	9,000	
多摩地域の自治体で1自治体のみ所蔵	15,000	過年度報告書より
計	24,000	

◆多摩地域における独自資料数（運営開始初年度に共同利用図書館への寄託を想定）

内　訳		資料数(冊)	備考
H16年度	ISBN登録資料数　(a)	6,480,730	
	独自資料数　(b)	218,777	過年度報告書より
	独自率　(c＝b/a)	3.38%	
H18年度	ISBN登録資料数　(d)	6,671,867	平成19年度東京都公立図書館調査結果より
	独自資料数　(e＝d*c)	225,500	

独自資料のうち、寄託される資料の割合(f)	66.67%	独自資料のうち1/3は、貴重資料として各自治体で継続所蔵されると想定
寄託される独自資料数　(g＝e*f)	150,300	

◆除籍資料数

除籍資料に占める紛失等資料の割合　(h)	15.5%	平成18年度アンケート結果より（図書に関する除籍総数と「不明・紛失、回
〃　汚破損資料の割合　(i)	11.6%	収不能」・「汚破損」が正確に把握できる10自治体の平均）
〃　複本資料の割合　(j)	54.0%	

※ (h)及び(i)における10自治体は、稲城市、清瀬市、狛江市、立川市、西東京市、羽村市、東村山市、福生市、奥多摩町、日の出町。

項目	資料数(冊)	備考
除籍資料数　(k)	540,000	平成18年度アンケート結果より
うち、紛失等と汚破損による資料数（l）	146,300	＝k＊（h＋i）
実在する資料の除籍数　(m)	393,700	＝k－l
(m)のうち「自治体での最後の1冊」(n)	181,100	＝m ×（1-j）　(6,000 箱相当)
多摩地域での1ﾀｲﾄﾙあたりの所有自治体数(o)	7	
除籍資料のタイトル数　(p)	25,900	＝n／o

◆共同利用図書館への寄託資料数とタイトル数

1タイトルあたりの資料数(q)		1冊	想定条件
初年度	寄託資料数(冊)　(r)	174,300	都立図書館除籍本24,000 ＋(g:150,300)
	上記資料の収容箱数(箱)　(s)	5,800	
2年目以降（各年度）	寄託資料数(冊)　(t)	25,900	
	上記資料の収容箱数(箱)　(u)	900	

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
累積資料数(冊)	174,300	200,200	226,100	252,000	277,900	303,800	329,700	355,600	381,500	407,400
累積収容箱数(箱)	5,800	6,700	7,600	8,500	9,400	10,300	11,200	12,100	13,000	13,900
累積ﾀｲﾄﾙ数(ﾀｲﾄﾙ)	174,300	200,200	226,100	252,000	277,900	303,800	329,700	355,600	381,500	407,400

	11年目	12年目	13年目	14年目
累積資料数(冊)	433,300	459,200	485,100	511,000
累積収容箱数(箱)	14,800	15,700	16,600	17,500
累積ﾀｲﾄﾙ数(ﾀｲﾄﾙ)	433,300	459,200	485,100	511,000

◆貸出請求件数

資料への貸出リクエスト数　(s)	1%(冊/ﾀｲﾄﾙ数・年)	神奈川県立川崎図書館科学技術系外国語雑誌デポジット・ライブラリー実績より

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
リクエスト対象タイトル数	174,300	200,200	226,100	252,000	277,900	303,800	329,700	355,600	381,500	407,400
リクエスト数(冊)	1,700	2,000	2,300	2,500	2,800	3,000	3,300	3,600	3,800	4,100

	11年目	12年目	13年目	14年目
リクエスト対象タイトル数	433,300	459,200	485,100	511,000
リクエスト数(冊)	4,300	4,600	4,900	5,100

6.1.2 施設規模に関する前提条件

短期的ビジョンに向けた運営案のイメージでは、共同利用図書館の運営実施主体となるものが施設を所有していない倉庫業者以外の場合には、倉庫施設を1棟（専用棟）または1フロア（専用フロア）まとめて借上げる必要がある。

以上より、必要となる倉庫規模を、以下の条件にて設定する。

◆倉庫規模(固定式書架の場合)

項目		単価	備考
保存目標資料数(冊)	(あ)	500,000(冊)	過年度報告書より
1㎡あたりの収容冊数	(い)	225(冊/㎡)	7段固定式書架による平均値
保存目標資料数の収容必要面積	(う)	2,222(㎡)	(あ)/(い)
	(え)	672(坪)	3.30578㎡/坪で算出
資料照合・選別等スペース	(お)	10%	収容面積(う・え)に対して加算
目標資料数の保存に必要な規模	(か)	740(坪)	

なお、施設規模の設定にあたって、㎡あたりの資料収容量が固定式書架の２倍程度の集密書架を導入した場合には、倉庫施設の規模は上記結果の半分程度となるが、固定式書架で設定した理由は以下のとおりである。

- 保存目標資料である 50 万冊収容可能な集密書架を 5 年リースで導入した場合、電動式よりも安価な手動式においても、約 2.7 百万円/月程度のコストを要する。（過年度報告書より）
- 集密書架を導入し、施設規模が半分程度となることを、コスト面から検討すると、集密書架導入コストと同額以上の施設賃料が削減されなければならない。同コストを賃料換算した場合には 7 千円超/坪となり、都内市部における倉庫・配送センターの平均的な募集賃料（6 千円/坪）より高額となる。
- よって、集密書架を導入して、倉庫施設の賃貸面積を縮小することでのコスト削減効果より、固定式書架を導入した場合のコスト削減効果の方が大きいと判断した。

6.1.3 コストに関する前提条件

共同利用図書館の運営にあたって、上記の資料及び施設規模の設定条件に対し、過年度報告書及び民間事業者（倉庫業者等）による実績等から、以下のコスト（単価）を設定する。

◆必要規模相当物件の賃借料

No.	坪数	月額賃料（千円）	坪単価（千円/	年総額（千円）	敷金等（ヶ月）	敷金等（千円）	初年度のみ（千円）	所在地（固定式書架の場合の収容能力）
【試算にあたって参考とした物件】								
1	766	5,500	7.18	66,000	7	38,500	104,500	大田区(57万冊相当)
2	770	2,318	3.01	27,816	5	11,590	39,406	八王子市(57万冊相当)
3	753	1,382	1.84	16,584	6	8,292	24,876	埼玉県加須市(56万冊相当)
【 過年度報告書による想定 】								
参考・1	323	600	1.86	7,200	4	2,400	9,600	八王子市(24万冊相当)
【 多摩地域内 】								
参考・2	1,017	4,882	4.80	58,579	4	19,526	78,106	八王子市(76万冊相当)
参考・3	528	2,250	5.80	27,000	6	13,500	40,500	瑞穂町(39万冊相当)
参考・4	三多摩地区における倉庫・配送センターの平均的な募集賃料6千円程度/坪となっている							
【多摩地域外での大型物件】								
参考・5	892	2,122	2.40	25,459	4	8,486	33,946	秋田県秋田市(60万冊相当)
参考・6	1,222	3,000	2.45	36,000	5	15,000	51,000	茨城県古河市(83万冊相当)
参考・8	599	1,500	2.50	18,000	5	7,500	25,500	群馬県館林市(41万冊相当)
参考・9	619	1,550	2.50	18,600	5	7,750	26,350	栃木県岩舟町(43万冊相当)
参考・7	652	1,715	2.63	20,582	3	5,146	25,728	埼玉県戸田市(44万冊相当)
参考5～9平均坪単価→			2.50					

※ 敷金等には、賃貸情報等で公表されている敷金・礼金月数に、不動産業者による契約手数料1ヶ月を加算した月数としている。(過年度報告書分は、報告書記載内容のまま契約手数料を加算していない)

※ 参考・4は、某不動産業者による「倉庫・配送センター市況レポート(2008冬～春版)」による。

◆概算コストの設定条件

項目	単価	備考
専用倉庫を1棟借上た場合の賃料 (さ)	27,816(千円/年)	倉庫市況調査(参考物件№2)の例による
上記の場合の初年度経費(敷礼金) (し)	11,590(千円)	〃 (契約費用として運営1年目に計上)
単立書架ﾘｰｽ料(9年ﾘｰｽ) (す)	7,862(千円/年)	50万冊収容相当の書架(H2247×W900×D644)×800ｾｯﾄ 運営開始時に50万冊収容相当のすべてを9年ﾘｰｽにて導入
単立書架買取料(ﾘｰｽ終了6年目) (そ)	983(千円)	月額ﾘｰｽ料の1.5ヵ月分を想定
専用倉庫での運営に係る光熱費 (た)	960(千円/年)	NPOによる試算結果より(電気代のみ計上)
〃 〃 消耗品・通信費 (ち)	300(千円/年)	NPOによる試算結果より
共同利用図書館での資料選別人件費(NPO)(つ)	7,200(千円/年)	NPOによる試算結果より(NPO社員人件費3名分が含まれると想定)
〃 選別費 (NPO) (て)	1,116(千円/年)	過年度報告書よる想定(自治体での最後の1冊を受入れた場合)
	1,085(千円/年)	運営開始1年目のみ
〃 選別費 (民間) (な)	14,508(千円/年)	NPOと同条件による想定
	14,105(千円/年)	運営開始1年目のみ
1箱あたりの収容冊数 (に)	30(冊/箱)	過年度報告書より
運搬・保存用の箱代 (ぬ)	180(円/箱)	ﾔﾏﾄ運輸ｸﾛﾈｺﾎﾞｯｸｽ10(W38×D27×H29)
1箱あたりの保管料 (ね)	2,520(円/箱・年)	民間(倉庫業者等)による実績より(ヒアリング結果)
宅配便の配送費(箱単位) (の)	630(円/箱・回)	
貸出・返却にともなう配送費(冊単位) (は)	1,050(円/冊・往復)	
〃 〃 (箱単位) (ひ)	1,260(円/箱・往復)	
貸出・返却に係る荷役費 (民間) (ふ)	1,550(円/箱・往復)	NPO法人のケースは社員人件費に含まれると想定

※ (て:NPOによる資料選別費)は、過年度報告書による「5万冊の選別作業に6日間で延155名(職員延べ64名・有償ボランティア延べ91名)を要した」を参考に、全て有償ボランティアで対応した場合を想定したもの。
・運営開始1年目のみ ＝ (p:174,300冊)/50,000冊＝約3.5　155名×3.5×2千円(日当実績)＝1,085千円
・運営開始2年目以降 ＝ (m:181,100冊)/50,000冊＝約3.6　155名×3.6×2千円(日当実績)＝1,116千円

※ (な:民間による資料選別費)は、(て:NPOによる資料選別費)の算出と同様に、過年度報告書による人数と作業日数を参考にしての想定。
・運営開始1年目のみ ＝ (p:174,300冊)/50,000冊＝約3.5　155名×3.5×20千円(日当)×1.3(諸経費込み)＝14,105千円
・運営開始2年目以降 ＝ (m:181,100冊)/50,000冊＝約3.6　155人×3.6×20千円(日当)×1.3(諸経費込み)＝14,508千円

なお、、上記の設定コスト（単価）においては、あくまで現想定段階における概算額であり、以下の点に留意が必要である。

- スケールメリットによる割り引きを考慮していない
- 専用倉庫を 1 棟借上げた場合の賃料設定においては、想定規模と同程度の物件で、かつ、多摩地域において借主を募集していた物件の募集賃料（3 千円／坪）を基に算出している
  - 三多摩地区における倉庫・配送センターの平均的な募集賃料は 6 千円/坪
  - 圏央道の開通等による需給の変化や、地価の上昇・下落等の経済状況の変化によって、賃料相場は常に変動する
- ①共同利用図書館での選別方法等において、保存資料の搬入及び配送については、市町村立図書館並びに共同利用図書館双方の運営全体の効率性から、配送車の利用を基本として、宅配便は時々の事情に応じて利用する方法が適当としたが、配送車と宅配便の利用割合の算出が困難なため、資料の搬入・配送については、すべて宅配便を利用した場合で概算費用を算出している。

6.2. 短期的ビジョンに向けた運用案での概算運営費の試算結果

共同利用図書館の運営開始から寄託資料が約 50 万冊に達する運営開始 14 年目までのパターン別の概算運営費は、以下と想定される。

運営開始初年度から運営開始後 5 年目までにおいては、民間企業（倉庫業者）の場合が最も運営費が安価であるが、6 年目以降は NPO 法人による場合が最も安価となり、以後同様となる。民間企業（倉庫業者）の場合は、NPO 法人及び民間企業（倉庫業者以外）の場合と異なり、寄託資料数の増加とともに運営費も増加し続ける。このことから、運営開始から寄託資料が約 50 万冊に達する運営開始 14 年目までの運営費を整理した。

表 6-1 運営主体別の概算運営費（事業期間 14 年間）

	NPO 法人	民間企業（倉庫業者）	民間企業（倉庫業者以外）
総事業費	725 百万円	824 百万円	878 百万円
1 自治体あたり負担額（年平均）	1,726 千円	1,962 千円	2,090 千円

※1 自治体あたり負担額は、概算運営費を自治体数の 30 で除した場合の額

◆運営主体別概算コストの想定

単位：千円

			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	計
資料数（万冊）			17.4	20.0	22.6	25.2	27.8	30.4	33.0	35.6	38.2	40.7	43.3	45.9	48.5	51.1	—
NPO	固定料金	倉庫賃料	39,406	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	289,750
		書架リース料	7,862	7,862	7,862	7,862	7,862	7,862	7,862	7,862	7,862	983	0	0	0	0	71,741
		寄託時運送費	3,654	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	37,674
		運搬資材費	1,044	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	10,764
		資料選別・照合費	8,285	8,316	8,316	8,316	8,316	8,316	8,316	8,316	8,316	8,316	8,316	8,316	8,316	8,316	83,129
		光熱費・消耗品費	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	12,600
		計	61,511	50,114	50,114	50,114	50,114	50,114	50,114	50,114	50,114	43,235	42,252	42,252	42,252	42,252	505,658
	変動料金	貸出・返却配送	1,785	2,100	2,415	2,625	2,940	3,150	3,465	3,780	3,990	4,305	4,515	4,830	5,145	5,355	30,555
	各年度計		63,296	52,214	52,529	52,739	53,054	53,264	53,579	53,894	54,104	47,540	46,767	47,082	47,397	47,607	536,213
	（1自治体あたり）		(2,110)	(1,740)	(1,751)	(1,758)	(1,768)	(1,775)	(1,786)	(1,796)	(1,803)	(1,585)	(1,559)	(1,569)	(1,580)	(1,587)	(17,874)
	運営開始後累計		63,296	115,510	168,039	220,778	273,832	327,096	380,675	434,569	488,673	536,213	582,980	630,062	677,459	725,066	—
	前年度比		—	−11,082	315	210	315	210	315	315	210	−6,564	−773	315	315	210	—
民間企業（倉庫業者）	固定料金	保管料	14,616	16,884	19,152	21,420	23,688	25,956	28,224	30,492	32,760	35,028	37,296	39,564	41,832	44,100	248,220
		書架リース料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
		寄託時運送費	3,654	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	37,674
		運搬資材費	1,044	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080	10,764
		資料選別・照合費	14,105	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	144,677
		光熱費・消耗品費	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	12,600
		計	34,679	37,512	39,780	42,048	44,316	46,584	48,852	51,120	53,388	55,656	57,924	60,192	62,460	64,728	453,935
	変動料金	貸出・返却配送	4,420	5,200	5,980	6,500	7,280	7,800	8,580	9,360	9,880	10,660	11,180	11,960	12,740	13,260	75,660
	各年度計		39,099	42,712	45,760	48,548	51,596	54,384	57,432	60,480	63,268	66,316	69,104	72,152	75,200	77,988	529,595
	（1自治体あたり）		(1,303)	(1,424)	(1,525)	(1,618)	(1,720)	(1,813)	(1,914)	(2,016)	(2,109)	(2,211)	(2,303)	(2,405)	(2,507)	(2,600)	(17,653)
	運営開始後累計		39,099	81,811	127,571	176,119	227,715	282,099	339,531	400,011	463,279	529,595	598,699	670,851	746,051	824,039	—
	前年度比		—	3,613	3,048	2,788	3,048	2,788	3,048	3,048	2,788	3,048	2,788	3,048	3,048	2,788	—
民間企業（倉庫業者以外）	固定料金	保管料	39,406	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	27,816	289,750
		書架リース料	7,862	7,862	7,862	7,862	7,862	7,862	7,862	7,862	7,862	983	983	983	983	983	71,741
		寄託時運送費	3,654	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	3,780	37,674
		運搬資材費	1,044	162	162	162	162	162	162	162	162	162	162	162	162	162	2,502
		資料選別・照合費	14,105	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	14,508	144,677
		光熱費・消耗品費	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	12,600
		計	67,331	55,388	55,388	55,388	55,388	55,388	55,388	55,388	55,388	48,509	48,509	48,509	48,509	48,509	558,944
	変動料金	貸出・返却配送	4,420	5,200	5,980	6,500	7,280	7,800	8,580	9,360	9,880	10,660	11,180	11,960	12,740	13,260	75,660
	各年度計		71,751	60,588	61,368	61,888	62,668	63,188	63,968	64,748	65,268	59,169	59,689	60,469	61,249	61,769	634,604
	（1自治体あたり）		(2,392)	(2,020)	(2,046)	(2,063)	(2,089)	(2,106)	(2,132)	(2,158)	(2,176)	(1,972)	(1,990)	(2,016)	(2,042)	(2,059)	(21,153)
	運営開始後累計		71,751	132,339	193,707	255,595	318,263	381,451	445,419	510,167	575,435	634,604	694,293	754,761	816,010	877,779	—
	前年度比		—	−11,163	780	520	780	520	780	780	520	−6,099	520	780	780	520	—

※1. 上表における1自治体あたりの負担額は、概算運営コストを30(自治体数)で除した場合の額である。
※2. 上表の概算値は、あくまで現想定段階における概算額であり、スケールメリットによる割引等を考慮していない点に留意が必要である。
※3. 寄託時運搬費は、トラックによる運搬が考えられるが、運搬時期や所要日数によって費用が大きく変動するため、宅配便を利用した場合で想定した額である。

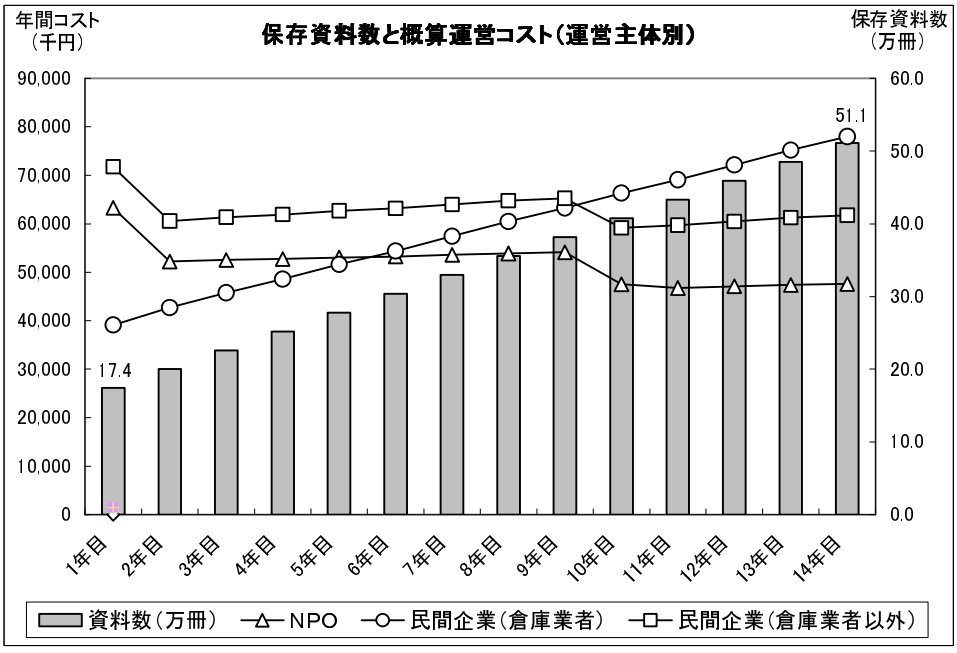

図 7 共同利用図書館における保存資料数と運営主体別概算運営コストの推移

7. 今後の方向性の整理

本調査においては、共同利用図書館の設置に向けた施策の立案に向けて、資料の共同保存体制及び利用システム等に関する検討を行った。今後、さらに具体な検討を進めていくにあたっては、以下の点が課題となる。

【円滑に運営を開始するために】

今後、多摩地域における共同利用図書館の事業化に向けて、実施主体となる行政（東京都市町村立図書館長協議会等）における予算措置等の必要な各種手続きを経るとともに、多摩地域の各市町村立図書館から共同利用図書館への保存資料搬入スケジュールの調整等、図書館利用者や各市町村立図書館の運営に混乱が生じさせないことを目的に、より詳細な事業実施スケジュールや、運営開始前の準備作業を検討する必要がある。

運営開始前の準備作業については、実施主体者による各種手続きと平行し、実施主体者や各市町村立図書館間での調整を図りながら、早急に取り組むことが必要である。

- 契約手続きや費用負担方法等

  出来る限り早急に事業を実施するためには、実施主体者と委託者との契約方法や手続き、及び多摩地域の 30 自治体間における費用負担方法を検討する必要がある。契約方法及び費用負担方法については、実施主体者となる行政側だけでなく、委託者側の負担や意向も汲み、双方に煩雑な負担が生じず、かつ公明な方法によることが求められる。

- 保存に関わる作業及びコスト負担が特定の自治体に集中・偏向しない運用

  多摩地域全体の共同事業であることに留意しつつも、多摩地域の 30 自治体間の規模や図書資料の蔵書数、図書館利用者数等に格差があることから、保存に関わる作業及びコスト負担が、特定の自治体に集中・偏向しない運用方策が求められる。

- 「各自治体内での最後の 1 冊」の保存を定めるルールづくり

  共同利用図書館では、「多摩地域での最後の 1 冊」を保存することになるが、その過程においては、各自治体において「自治体内での最後の 1 冊」が保存（選別）してあることが前提となる。現在、「自治体内での最後の 1 冊」の確認が行われていない自治体も存在していることから、多摩地域の全自治体において「自治体内での最後の 1 冊」の確認を定めるルール及び、各市町村立図書館の蔵書構成等、特色に影響を与えない共同利用図書館への寄託ルールを策定することが求められる。

- その他、運営主体者の選定等

  運営主体者の選定にあたっては、本事業は長期かつ継続性を要する事業であることから、運営コストだけでなく、その法人・団体の事業遂行能力や運営方法に対する提案力等、共同利用図書館の効率的・効果的な運営に寄与する部分を重視するとともに、

公平・公明に選定することが求められる。

また、共同利用図書館となる施設の確保が必要となる法人が、選定事業者となった場合、当該施設の賃貸借契約にあたって行政側の援助が必要となることも考えられるため、その場合における対応策を事前に検討しておくことが求められる。

【円滑な運営を継続するために】

本事業は、保存スペースの不足している各市町村立図書館から、共同利用図書館に図書資料を寄託し、その運営を NPO 法人等に委託することで終了するものではなく、共同利用図書館に寄託した資料が図書館利用者に活用され、その資料価値を最大限有効に発揮し続けられると同時に、各市町村立図書館においては、新鮮かつ利用頻度の高い資料を館内に充実させることで、利用者及び公立図書館双方の利便性が向上することが重要である。

そのためには、共同利用図書館の円滑な運営が継続して実施されなければならず、運営開始後においても、以下の課題に取り組むことが必要である。

◆ 効率的な運営

共同利用図書館の運営に係る概算コストのうち、倉庫賃料・保管料に次いでコスト負担が大きいのが、資料の選別・照合費である。同作業に関わる作業スペースについても限られることから、本事業が軌道にのった段階で、各市町村立図書館で寄託資料の選別を実施することの作業負担と、コスト負担を精査し、効率的な運用を検討することが求められる。

◆ 保存対象資料の優先順位

共同利用図書館での所蔵資料数は、運営開始 14 年目には収容率が 100％（約 50 万冊程度）に達すると予想されることから、長期に亘って安定的な運営を目指し、保存対象資料の優先順位を検討することが求められる。

◆ 各市町村立図書館の蔵書検索システムとの連携

共同利用図書館で、寄託資料のデータを独自に管理・運用する場合には、寄託資料の検索機能が、各市町村立図書館におけるＯＰＡＣと連動することが求められる。

巻末資料

問１.図書資料の除籍・ルールについて

問1-1
貴自治体では、明文化された図書資料資料の除籍基準等はありますか？
（「ない」場合には、どのような判断で除籍を行っていますか？）

問1-2
貴自治体図書館において、一般的な図書資料（利用者による汚破損や旅行ガイド・料理本・旧版となった実用書を除く）の除籍を判断する際に、貴自治体図書館では、該当資料の判断をどなたがおこなっていますか？

		1.ある	2.ない	判断内容	担当係名
1	昭島市		○	基本的には、各図書の利用回数を元に引抜を行い除籍を行っている	貸出係
2	あきる野市		○	現在策定中のため、これを参考として行っている	中央図書館係、東部図書館エル係、五日市図書館係、増戸分室係
3	稲城市	○			奉仕係の主任
4	青梅市		○	除籍・廃棄についての内規をもとに判断している	管理課管理係
5	清瀬市		○	添付資料を目安に各担当の判断で行っている	整理・収書係、奉仕・地域図書館係
6	国立市	○			正職員
7	小金井市	○			奉仕係
8	国分寺市	○			各図書館ごと及び一般書全館除籍会議・児童書選書会議
9	小平市	○			中央図書館資料係
10	狛江市	○			奉仕係
11	立川市	○			各係の担当者。最終的には中央図書館の保存担当者。
12	多摩市	○			奉仕1係（蔵書管理担当）
13	調布市	○			各分野担当職員
14	西東京市	○			一般書担当、児童書担当
15	八王子市	○			除籍基準に沿って組織的に行っている
16	羽村市		○	しっかりと明文化したものはないが、近いものがあり、除籍起案の際に添付している。除籍理由の説明に近いものであるが。	除籍担当職員が中心となり、かくかくの担当職員は行う。督促・弁償担当、児童担当など。
17	東久留米市	○			図書サービス係職員
18	東村山市	○			奉仕係および各館の一般・児童・ティーンズ担当
19	東大和市	○			事業係　桜ヶ丘図書館　清原図書館
20	日野市	○			各館の蔵書担当者と館の責任者
21	府中市	○			奉仕係で構成する図書館資料選定会議
22	福生市		○	利用頻度、新版の買換え、類書があるか、内容が古い、都立、他市での所蔵状況の確認等により専任の職員数名で当館での保存価値を判断。	図書係（当館は１係）○
23	町田市	○			一次　各分野別配架担当　二次　管理担当　最終保存除籍委員会
24	三鷹市	○			図書サービス係長・各分館長（決裁は図書館長）
25	武蔵野市	○			各館職員全員（それぞれ担当部門あり）
26	武蔵村山市	○			各担当職員
27	奥多摩町	○			係名はありません
28	日の出町		○		担当職員
29	瑞穂町	○			図書館係職員1名
30	檜原村		○	新図書館移転につきバーコードのないものの、汚破損本の除籍を開館以来初めて行いました。除籍基準については今後の課題と考えており、明文化した基準をお持ちの自治体の方にお教え願えたらと思っております。よろしくお願いいたします。	

問1-3
一般的な図書資料（利用者による汚破損や旅行ガイド・料理本・旧版となった実用書を除く）の除籍を判断する際に、貴自治体図書館では、該当資料の蔵書状況の確認を行っていますか？

左記で、「1.確認を行っている」とお答えになった自治体において

蔵書状況の確認は、以下のどのレベルまで行っていますか？
また、確認を行われた結果、その図書資料が最後の１冊であった場合、どのように対処されていますか？

		1.確認を行っている	A.自自治体内で確認している		B.多摩地域まで確認している		C.都立図書館まで確認している		2.確認を行っていない
			①保存している	②除籍している	①保存している	②除籍している	①保存している	②除籍している	
1	昭島市								○
2	あきる野市	○	○						
3	稲城市	○	○ ※1		○		○ ※2		
4	青梅市	○	※3						
5	清瀬市	○					○		
6	国立市	○	※4						
7	小金井市	○	○ ※5	○					
8	国分寺市	○					○		
9	小平市	○	○						
10	狛江市	○		保存する場合もある					
11	立川市	○	○						
12	多摩市	○					○		
13	調布市	○	○ ※6						
14	西東京市	○			○				
15	八王子市	○	※7						
16	羽村市	○	○		○		○		
17	東久留米市	○					○		
18	東村山市								○
19	東大和市	○ただし、１部分	○						
20	日野市	○					○		
21	府中市	○	○						
22	福生市		○		○		○		
23	町田市	○		○					
24	三鷹市	○	○						
25	武蔵野市	○	○						
26	武蔵村山市	○		○	○				
27	奥多摩町	○		○	○		○		
28	日の出町	○	○						
29	瑞穂町								○
30	檜原村								○

※1　都立に所蔵がなければ保存している
※2　市町村になければ保存している
※3　「資料の内容により保存か除籍か判断している」
※4　個別に判断して除籍・保存している
※5　資料の内容による
※6　中央図書館で判断
※7　最後の一冊だった場合、原則として除籍しないが、分野や類書の多さなどによりする場合もあり

問２．除籍の現状について

問 2-1
貴自治体図書館において、平成 18 年度に除籍した資料は、どのような内訳となっていますか？
資料の分類毎に除籍冊数をお答えください。
※ここでは、利用者による汚破損や、旅行ガイド・料理本・旧版となった実用書も含めてお答えください。

		書籍								雑誌	合計
		1.一般	（うち、9類文学）	2.児童	3.レファレンス	4.地域資料	5.その他	（内容）	小計		
1	昭島市	13,128	(1,398)	5,225		26	179	紙芝居、CD等	18,558	1,910	20,468
		64.1%	(10.6%)	25.5%		0.1%	0.9%		90.7%	9.3%	100.0%
2	あきる野市	2,350		2,546			74		4,970		4,970
		47.3%		51.2%			1.5%		100.0%		100.0%
3	稲城市	12,692	(2,508)	4,355		130			17,177	5,928	23,105
		54.9%	(19.8%)	18.8%		0.6%			74.3%	25.7%	100.0%
4	青梅市	8,356		3,681					12,037	※1	12,037
		69.4%		30.6%					100.0%		100.0%
5	清瀬市	1,864		285					2,149	98	2,247
		83.0%		12.7%					95.6%	4.4%	100.0%
6	国立市	※2							17,168		17,168
									100.0%		100.0%
7	小金井市	9,180	(3,658)	5,148	217	23	406	CD	14,974	4,142	19,116
		48.0%	(39.8%)	26.9%	1.1%	0.1%	2.1%		78.3%	21.7%	100.0%
8	国分寺市	22,546		2,174					24,720		24,720
		91.2%		8.8%					100.0%		100.0%
9	小平市	18,931		5,168		436	20		24,555	13,132	37,687
		50.2%		13.7%		1.2%	0.1%		65.2%	34.8%	100.0%
10	狛江市	8,863		3,011		123			11,997	4,262	16,259
		54.5%		18.5%		0.8%			73.8%	26.2%	100.0%
11	立川市	※3 16,096		2,406	1. に含む	1. に含む	227	視聴覚、ハンディ	18,729	13,128	31,857
		50.5%		7.6%			0.7%		58.8%	41.2%	100.0%
12	多摩市	※4 7,650		6,344	1. に含む	1. に含む	97	CD、カセットテープ	14,091	6,708	20,799
		36.8%		30.5%			0.5%		67.7%	32.3%	100.0%
13	調布市	34,698	(15,247)	8,952		1,770	13	映画	45,433	18,540	63,973
		54.2%	(43.9%)	14.0%		2.8%	0.0%		71.0%	29.0%	100.0%
14	西東京市	25,700		5,694					31,394	15,109	46,503
		55.3%		12.2%					67.5%	32.5%	100.0%
15	八王子市	21,678		3,115	31	5			24,829	14,982	39,811
		54.5%		7.8%	0.1%	0.0%			62.4%	37.6%	100.0%
16	羽村市	679	(171)	555	22	7	57		1,320	3,292	4,612
		14.7%	(25.2%)	12.0%	0.5%	0.2%	1.2%		28.6%	71.4%	100.0%
17	東久留米市	※5 6,726	(2,325)	1,527	1. に含む	60	467	視聴覚資料	8,780	6,735	15,515
		43.4%	(34.6%)	9.8%		0.4%	3.0%		56.6%	43.4%	100.0%
18	東村山市	※6 18,126		8,402	1. に含む	1. に含む			26,528	6,392	32,920
		55.1%		25.5%					80.6%	19.4%	100.0%
19	東大和市	9,710		367			1	紙芝居	※7 10,078	5,095	15,173
		64.0%		2.4%			0.0%		66.4%	33.6%	100.0%
20	日野市	25,681	(1,116)	7,669	276	1,599			※8 35,225	14,540	49,765
		51.6%	(4.3%)	15.4%	0.6%	3.2%			70.8%	29.2%	100.0%
21	府中市	※9 24,177		9,472	1. に含む	1. に含む	195	視聴覚	33,844	15,112	48,956
		49.4%		19.3%			0.4%		69.1%	30.9%	100.0%
22	福生市	7,252	(2,862)	4,008	79	17			11,356	7,772	19,128
		37.9%	(39.5%)	21.0%	0.4%	0.1%			59.4%	40.6%	100.0%
23	町田市	※10 36,781		11,222	1. に含む	90			48,093	6,600	54,693
		67.2%		20.5%		0.2%			87.9%	12.1%	100.0%
24	三鷹市	24,326		6,754			2,420	絵本、紙芝居	33,500	※11	33,500
		72.6%		20.2%			7.2%		100.0%	0.0%	100.0%
25	武蔵野市	18,313	(6,092)	4,192		267			22,772	12,942	35,714
		51.3%	(33.3%)	11.7%		0.7%			63.8%	36.2%	100.0%
26	武蔵村山市	5,172		1,200					6,372	2,753	9,125
		56.7%		13.2%					69.8%	30.2%	100.0%
27	奥多摩町	189	(111)	8			89	ビデオ	286	726	1,012
		18.7%	(58.7%)	0.8%			8.8%		28.3%	71.7%	100.0%
28	日の出町	2,977		72					3,049	549	3,598
		82.7%		2.0%					84.7%	15.3%	100.0%
29	瑞穂町	3,953		1,361					5,314	1,552	6,866
		57.6%		19.8%					77.4%	22.6%	100.0%
30	檜原村	※12							14,000		14,000
									100.0%		100.0%
合計		387,794	(35,488)	114,913	625	4,553	4,245		543,298	181,999	725,297
		53.5%	(9.2%)	15.8%	0.1%	0.6%	0.6%		74.9%	25.1%	100.0%

注　上表においては、合計冊数のみを回答している自治体を含んでいるため、合計と内訳は一致しない
※1　集計不能
※2　分類別の冊数記入なし
※3　1,3,4 合算の数値
※4　1,3,4 合算の数値
※5　1,3 合算の数値
※6　1,3,4 合算の数値
※7　アンケート票による回答値は 7,078 であるが、アンケート票の各分類記載合計値を表示
※8　アンケート票による回答値は 33,350 であるが、アンケート表の各分類記載合計値を表示
※9　1,3,4 合算の数値
※10　1,3 合算の数値
※11　データなし
※12　分類別の冊数記入なし

問 2-2
貴自治体図書館において、平成 18 年度に除籍した資料は、どのような理由によるものですか？
※ここでは、利用者による汚破損や、旅行ガイド・料理本・旧版となった実用書も含めてお答えください。
※除籍理由毎に除籍冊数を記載することが不可能な場合には、いくつかの理由で合算した記載でも結構です。

		1.汚破損による		2.不明・紛失による		3.他部署への移管による		4.書庫が満杯のため		5.文献的な価値を失ったため		6.ベストリーダーなどの数量調整のため		7.回収不能となったため		8.その他		※調整		合計	
		書籍	雑誌	書籍	雑誌	書籍	雑誌	書籍	雑誌	書籍	雑誌	書籍	雑誌	書籍	雑誌	書籍	雑誌	書籍	雑誌	書籍	雑誌
1	昭島市	16,699	1,910	1.に含む		1,859		1.に含む		1.に含む										18,558	1,910
		※1 18,609				1,859														20,468	
		90.9%				9.1%														100.0%	
2	あきる野市																	4,970		4,970	
																		4,970		4,970	
																		100.0%		100.0%	
3	稲城市	2,560		135						14,482						※2 5,928				17,177	5,928
		2,560		135						14,482						5,928				23,105	
		11.1%		0.6%		0.0%				62.7%						25.7%				100.0%	
4	青梅市																	12,037		12,037	
																		12,037		※3 12,037	
																		100.0%			
5	清瀬市	1,611		55						150				10		323			98	2,149	98
		1,611		55						150				10		323		98		2,247	
		71.7%		2.4%						6.7%				0.4%		14.4%		4.4%		100.0%	
6	国立市 ※4																	17,168		17,168	
																		17,168		17,168	
																		100.0%		100.0%	
7	小金井市	117	8	271		14,586		3.に含む		3.に含む		3.に含む		3.に含む			4,134			14,974	4,142
		125		271		※5 14,586										4,134				19,116	
		0.7%		1.4%		76.3%														100.0%	
8	国分寺市 ※6																	24,720		24,720	
																		24,720		24,720	
																		100.0%		100.0%	
9	小平市	2,601		3,016				32,070										−13,132	13,132	24,555	13,132
		2,601		3,016				32,070										0		37,687	
		6.9%		8.0%				85.1%										0.0%		100.0%	
10	狛江市	96		1,249				10,652											4,262	11,997	4,262
		96		1,249				※7 10,652		4.に含む		4.に含む						4,262		16,259	
		0.6%		7.7%				65.5%										26.2%		100.0%	
11	立川市	1,054	14	1,309	101					16,058	12,976					308	37			18,729	13,128
		1,068		1,410						29,034						345				31,857	
		3.4%		4.4%						91.1%						1.1%				100.0%	
12	多摩市	264	10	1.に含む		26		13,801	6,698	4.に含む		4.に含む		4.に含む		4.に含む				14,091	6,708
		274 ※8				26		20,499 ※9												20,799	
		1.3%				0.1%		98.6%												100.0%	
13	調布市															※10		45,433	18,540	45,433	18,540
																		63,973		※11 63,973	
																		100.0%		100.0%	
14	西東京市	4,191	45	9,360	1,389			15,305	13,520					2,534	153	4	21			31,394	15,109
		4,236		10,749				28,825						2,687		6				46,503	
		9.1%		23.1%				62.0%						5.8%		0.0%				100.0%	
15	八王子市	12,308	13,969	1.に含む		1.に含む		1.に含む		1.に含む		1.に含む		12,521	1,013					24,829	14,982
		※12 26,277												13,534						39,811	
		66.0%												34.0%						100.0%	
16	羽村市	417	22	290	11	163	167		3,081	235		9		197	11	9				1,320	3,292
		439		301		330		3,081		235		9		208		9				4,612	
		9.5%		6.5%		7.2%		66.8%		5.1%		0.2%		4.5%		0.2%				100.0%	
17	東久留米市																	8,780	6,735	8,780	6,735
				※14														15,515		※13 15,515	
																		100.0%		100.0%	
18	東村山市	697	3	1,772	121			23,987						2.に含む		72	6,268			26,528	6,392
		700		1,893				※15 23,987		4.に含む		4.に含む				※16 6,340				32,920	
		2.1%		5.8%				72.9%								19.3%				100.0%	
19	東大和市	19		190	25			6,821	5,070	4.に含む		4.に含む		48				3,000		10,078	5,095
		19		215				※17 11,891						48				3,000		15,173	
		0.1%		1.4%				78.4%						0.3%				19.8%		100.0%	
20	日野市																	35,225	14,540	35,225	14,540
																		49,765		※18 49,765	
																		100.0%		100.0%	
21	府中市	4.に含む		4.に含む				33,844						4.に含む			15,112			33,844	15,112
								※19 33,844									15,112			48,956	
								69.1%									30.9%			100.0%	
22	福生市	794	13	2,190	40					8,334	7,717			38	2					11,356	7,772
		807		2,230						16,051				40						19,128	
		4.2%		11.7%						83.9%				0.2%						100.0%	
23	町田市	44,776	4,362	1,094	184	837	14	1.に含む		1.に含む		1.に含む		1,386	40				2,000	48,093	6,600
		※20 49,138		1,278		851								1,426				2,000		54,693	
		89.8%		2.3%		1.6%								2.6%				3.7%		100.0%	
24	三鷹市																	33,500		33,500	
																		33,500		※21 33,500	
																		100.0%			
25	武蔵野市	3,332	209	5,180	946			10,051	9	1,664	8			2,528	116	20	11,654	−3		22,772	12,942
		3,541		6,126				10,060		1,672				2,644		11,674		−3		35,714	
		9.9%		17.2%				28.2%		4.7%				7.4%		32.7%		0.0%		100.0%	
26	武蔵村山市	5,820	21	368	66			1.に含む	2,666	1.に含む				184	8				−6	6,372	2,753
		※22 5,841		434				2,666						192				−8		9,125	
		64.0%		4.8%				29.2%						2.1%				−0.1%		100.0%	
27	奥多摩町	31		6	5					65	721	95				89				286	726
		31		11						786		95				89				1,012	
		3.1%		1.1%						77.7%		9.4%				8.8%				100.0%	
28	日の出町	2,873	518	176	31															3,049	549
		3,391 ※23		207																3,598	
		94.2%		5.8%																100.0%	
29	瑞穂町	5,314	1,552					1.に含む		1.に含む		1.に含む								5,314	1,552
		6,866																		6,866	
		100.0%																		100.0%	
30	檜原村															14,000	※24			14,000	0
																14,000				14,000	
																100.0%				100.0%	
合計		105,574	22,656	26,661	2,919	17,471	181	146,531	31,044	40,988	21,422	104		19,446	1,343	14,825	43,135	171,698	59,299	543,298	181,999
		128,230		29,580		17,652		177,575		62,410		104		20,789		57,960		230,997		725,297	
		17.7%		4.1%		2.4%		24.5%		8.6%		0.0%		2.9%		8.0%		31.8%		100.0%	

注　上表による計が問 2-1 の計と一致しない自治体については、※調整欄にて差額を調整し、問 2-1 の計と一致させている
※1　1,2,4,5 の合計
※2　保存年限切れ
※3　理由別冊数集計不可能
※4　理由別冊数の記入なし
※5　3,4,5,6,7 の合計
※6　理由別冊数の記入なし
※7　4,5,6 の合計
※8　1,2 の合計
※9　4,5,6,7,8 の合計
※10 次のもの以外は特定できず。
　・亡失：1151 冊・長期未返却：427 冊
※11 理由別冊数の記載なし
※12 1,2,3,4,5,6 の合計
※13　理由別冊数の記載なし
※14　2,7 の合計
※15　4,5,6 の合計
※16　雑誌 6,268 冊のうち 6,258 冊は保存年限がすぎたため
※17　4,5,6 の合計
※18　各項目の横にチェック印だけあり、合計数のみの記載
※19　1,2,4,5,6,7 の理由
※20　1,4,5,6 の合計
※21　各項目の横にチェック印だけあり、合計数のみ記載。
　雑誌はデータなし
※22　1,4,5,6 の合計
※23　1,4,5,6 の合計
※24　新館移転による

問３.除籍資料の処分について

問 3-1
貴自治体図書館において、平成 18 年度に除籍した資料の処分は、どのような方法によって行いましたか？

		1.住民へのリサイクル		2.他の部署への移管		3.地域の福祉団体等への譲渡		4.専門業者への売却・有料引取り		5.清掃工場等で焼却・溶解		6.その他			※調整		合計	
		書籍	雑誌	書籍	雑誌	書籍	雑誌	書籍	雑誌	書籍	雑誌	書籍	雑誌	（内容）	書籍	雑誌	書籍	雑誌
1	昭島市	4,700	1,184	1,859						11,999	726						18,558	1,910
		5,884		1,859						12,725							20,468	
		28.7%		9.1%						62.2%							100.0%	
2	あきる野市	4,586	3,193												384	−3,193	4,970	
		7,779 ※1													−2,809		4,970	
															−56.5%		100.0%	
3	稲城市		3,759					2,695	2,169			14,482					17,177	5,928
		3,759						4,864				14,482		19年度の住民リサイクルへ			23,105	
		16.3%						21.1%				62.7%					100.0%	
4	青梅市	6,527	4,810					3,582				1,928	403	書籍については学校等へのリサイクル、雑誌については翌年のリサイクルへ繰越		−5,213	12,037	
		11,337						3,582				2,331			−5,213		12,037	
		94.2%						29.8%				19.4%			−43.3%		100.0%	
5	清瀬市	1,642	74							※2		507	24				2,149	98
		1,716										531					2,247	
		76.4%										23.6%					100.0%	
6	国立市														17,168		17,168	
		※3													17,168		17,168	
															100.0%		100.0%	
7	小金井市														14,974	4,142	14,974	4,142
		※4													19,116		19,116	
															100.0%		100.0%	
8	国分寺市														24,720		24,720	0
		※5													24,720		24,720	
															100.0%		100.0%	
9	小平市	17,426	11,406							7,129	1,726						24,555	13,132
		28,832								8,855							37,687	
		76.5%								23.5%							100.0%	
10	狛江市	4,879	1,215					2,994	936						4,124	2,111	11,997	4,262
		6,094						3,930							6,235		16,259	
		37.5%						24.2%							38.3%		100.0%	
11	立川市	24,558	4,122	1,610								592			−8,031	9,006	18,729	13,128
		28,680		1,610								592		私立幼稚園他	975		31,857	
		90.0%		5.1%								1.9%			3.1%		100.0%	
12	多摩市	10,132	6,708	2,864											1,095		14,091	6,708
		16,840		2,864											1,095		20,799	
		81.0%		13.8% ※6											5.3%		100.0%	
13	調布市	36,006	※7											紙リサイクル等	9,427	18,540	45,433	18,540
		36,006													27,967		63,973	
															43.7%		100.0%	
14	西東京市	12,805	13,470	2,500	50										16,089	1,589	31,394	15,109
		26,275		2,550											17,678		46,503	
		56.5%		5.5%											38.0%		100.0%	
15	八王子市	3,337	11,015							8,971	2,954	12,521	1,013	不明10年超データの一括除籍			24,829	14,982
		14,352								11,925		13,534					39,811	
		36.1%								30.0%		34.0%					100.0%	
16	羽村市	244	3,081	163	167	417	22								496	22	1,320	3,292
		3,325		330		439									518		4,612	
		72.1%		7.2%		9.5%									11.2%		100.0%	
17	東久留米市	5,482	6,573							2,831	162				467		8,780	6,735
		12,055								2,993					467		15,515	
		77.7%								19.3%					3.0%		100.0%	
18	東村山市	23,987	6,258												2,541	134	26,528	6,392
		30,245													2,675		32,920	
		91.9%													8.1%		100.0%	
19	東大和市	6,426				70									3,582	5,095	10,078	5,095
		6,426				70									8,677		15,173	
		42.4%				0.5%									57.2%		100.0%	
20	日野市	25,000	11,040	1,850		150	100	5,250	3,300	1,000		100	100		1,875		35,225	14,540
		36,040		1,850		250		8,550		1,000		200			1,875		49,765	
		72.4%		3.7%		0.5%		17.2%		2.0%		0.4%			3.8%		100.0%	
21	府中市	26,024	11,758	1,826				5,994	3,354								33,844	15,112
		37,782		1,826				9,348									48,956	
		77.2%		3.7%				※8 19.1%									100.0%	
22	福生市	8,334	7,717							794	13				2,228	42	11,356	7,772
		16,051								807					2,270		19,128	
		83.9%								4.2%					11.9%		100.0%	
23	町田市	28,000	5,000	8,000						12,000	1,600				93		48,093	6,600
		33,000		8,000						13,600					93		54,693	
		60.3%		14.6%						24.9%					0.2%		100.0%	
24	三鷹市	7,992		3,050		969				21,489							33,500	
		7,992		3,050		969				21,489							33,500	
		23.9%		9.1%		2.9%				64.1%							100.0%	
25	武蔵野市	10,000	11,000	1,600											11,172	1,942	22,772	12,942
		21,000 ※9		1,600 ※10						※11					13,114		35,714	
		58.8%		4.5%											36.7%		100.0%	
26	武蔵村山市	4,442	1,637			904		474	933						552	183	6,372	2,753
		6,079				904		1,407							735		9,125	
		66.6%				9.9%		15.4%							8.1%		100.0%	
27	奥多摩町	151	721							79		19			37	5	286	726
		872								79		19			42		1,012	
		86.2%								7.8%		1.9%			4.2%		100.0%	
28	日の出町	2,873	549												176		3,049	549
		3,422													176		3,598	
		95.1%													4.9%		100.0%	
29	瑞穂町	1,881	1,105							2,404	688				1,029	−241	5,314	1,552
		2,986								3,092					788		6,866	
		43.5%								45.0%					11.5%		100.0%	
30	檜原村	7,000								7,000							14,000	
		7,000								7,000							14,000	
		50.0%								50.0%							100.0%	
合計		284,434	127,395	25,322	217	2,510	122	20,989	10,692	75,696	7,869	30,149	1,540	−	104,198	34,164	543,298	181,999
		411,829		25,539		2,632		31,681		83,565		31,689			138,362		725,297	
		56.8%		3.5%		0.4%		4.4%		11.5%		4.4%			19.1%		100.0%	

注　上表による計が問 2-1 の計と一致しない自治体については、※調整欄にて差額を調整し、問 2-1 の計と一致させている
※1　「延べ 4,586」「延べ 3,193」合計は不明と記載
※2　「5.もあるが、数字は取っていない」
※3　冊数記入なし
※4　未カウント
※5　冊数記入なし
※6　市内小中学校図書館へ
※7　雑誌とあわせて
※8　回収不能・不明・紛失分の数が不明のために 4 に含まれています
※9　約 10,000 冊、約 11,000 と記載
※10　約 1,600 冊と記載
※11　専門の業者に委託して溶解（年間 150 箱）

問 3-2
（問 3-1. 除籍資料の処分方法で、「1. 住民へのリサイクル」を選択された自治体貴自治体図書館に対して）
住民へのリサイクルを行っている場合、どのように実施していますか？平成 18 年度での実施方法についてお答えください。

		1.定期的に実施	2.不定期に実施	3.常時実施		
		回	回	①中央館のみ	②地区館・分館のみ	③両方とも
1	昭島市	年に3回				○
2	あきる野市		5～6			
3	稲城市	1年に1回				
4	青梅市					○※1
5	清瀬市					○※2
6	国立市					○
7	小金井市	1 ※3		○		
8	国分寺市					○
9	小平市	3				
10	狛江市	1				
11	立川市		各館で実施のため、実施回数は表示せず			
12	多摩市					○
13	調布市					○
14	西東京市					○
15	八王子市	1 ※4			○	
16	羽村市			○		
17	東久留米市	図書:年1回(中央館のみで実施) 雑誌:月1回(各館で実施)				
18	東村山市	1 ※5				
19	東大和市	1または2回				
20	日野市					○
21	府中市	2 ※6				
22	福生市					○
23	町田市					○
24	三鷹市		各館で随時リサイクル市民工房に寄贈			
25	武蔵野市					○
26	武蔵村山市	3				○
27	奥多摩町					○
28	日の出町	1				
29	瑞穂町	年に1回				
30	檜原村		4			

※1 本については中央館のみリサイクル実施、雑誌については各館にてリサイクル実施
※2 ただし、１館をのぞく
※3 分室・センター祭りで実施
※4 中央館
※5 図書と雑誌各１回
※6 全館で本、雑誌につき各１回実施

問４．書庫の現状について

問 4-1
貴自治体図書館における書庫収容能力と収容率をお教えください。
また、図書館とは別の保存専用施設がある場合は、併せてお教えください。

※ 図書館の書庫収容能力は、図書館開館時に整備された書庫及び、正規の増設工事によって増設された書庫に限定し、暫定的、応急的な措置としての棚の設置などは含まないものとします。
※ 図書館とは別の保存専用施設には、空き教室などを利用した仮説書庫を含みます。

		開架			閉架			図書館以外の施設			合計		
		収容能力	蔵書冊数	収容率	収容能力	蔵書冊数	収容率	収容能力	蔵書冊数	収容率	収容能力	蔵書冊数	収容率
1	昭島市	225,000	237,000	105.3%	13,000	12,000	92.3%	53,000	52,000	98.1%	291,000	301,000	103.4%
2	あきる野市	300,000	313,000	104.3%	320,000	146,000	45.6%	5,000	7,000	140.0%	625,000	466,000	74.6%
3	稲城市	317,000	312,000	98.4%	212,000	126,000	59.4%				529,000	438,000	82.8%
4	青梅市	385,400	385,400	100.0%	106,000	106,000	100.0%				491,400	491,400	100.0%
5	清瀬市	280,000	370,000	132.1%	60,000	36,000	60.0%				340,000	406,000	119.4%
6	国立市	273,000	273,000	100.0%	85,000	94,000	110.6%				358,000	367,000	102.5%
7	小金井市	213,000	257,000	120.7%	142,000	172,000	121.1%				355,000	429,000	120.8%
8	国分寺市	410,000	455,000	111.0%	90,000	112,000	124.4%				500,000	567,000	113.4%
9	小平市	806,000	806,000	100.0%	389,000	389,000	100.0%				1,195,000	1,195,000	100.0%
10	狛江市	117,000	212,000	181.2%	33,000	66,000	200.0%	20,000	9,000	45.0%	170,000	287,000	168.8%
11	立川市	604,000	676,000	111.9%	184,000	185,000	100.5%				788,000	861,000	109.3%
12	多摩市	360,000	507,000	140.8%	200,000	202,000	101.0%				560,000	709,000	126.6%
13	調布市	509,000	713,000	140.1%	300,000	354,000	118.0%	200,000	79,000	39.5%	1,009,000	1,146,000	113.6%
14	西東京市	500,000	520,000	104.0%	200,000	200,000	100.0%				700,000	720,000	102.9%
15	八王子市※1	935,000	1,415,000	151.3%							935,000	1,415,000	151.3%
16	羽村市	210,000	197,000	93.8%	168,000	69,000	41.1%				378,000	266,000	70.4%
17	東久留米市									※2	345,000	402,000	116.5%
18	東村山市	270,000	346,000	128.1%	310,000	358,000	115.5%				580,000	704,000	121.4%
19	東大和市	235,000	234,000	99.6%	105,000	158,000	150.5%	21,000	11,000	52.4%	361,000	403,000	111.6%
20	日野市	530,000	530,000	100.0%	147,000	182,000	123.8%				677,000	712,000	105.2%
21	府中市	814,000	814,000	100.0%	800,000	500,000	62.5%				1,614,000	1,314,000	81.4%
22	福生市	295,000	277,000	93.9%	100,000	138,000	138.0%				395,000	415,000	105.1%
23	町田市	460,000	698,000	151.7%	285,000	270,000	94.7%	2,000	1,000	50.0%	747,000	969,000	129.7%
24	三鷹市									※2	705,000	672,450	95.4%
25	武蔵野市	359,000	399,000	111.1%	480,000	317,000	66.0%				839,000	716,000	85.3%
26	武蔵村山市	230,000	260,000	113.0%	10,000	11,000	110.0%				240,000	271,000	112.9%
27	奥多摩町	75,000	65,000	86.7%	3,000	3,000	100.0%	15,000	15,000	100.0%	93,000	83,000	89.2%
28	日の出町	125,000	119,000	95.2%	9,000	8,000	88.9%				134,000	127,000	94.8%
29	瑞穂町	120,000	156,000	130.0%	30,000	31,000	103.3%				150,000	187,000	124.7%
30	檜原村	25,000	22,000	88.0%	10,000	7,000	70.0%				35,000	29,000	82.9%
合計		9,982,400	11,568,400	115.9%	4,791,000	4,252,000	88.7%	316,000	174,000	55.1%	16,139,400	17,068,850	105.8%

※1　閉架との合計値
※2　合計のみ記載

問 4-2
貴自治体図書館では、蔵書用書庫を蔵書以外の資料保管に利用していますか？
※本設問では、“書庫の棚”の利用状況をお尋ねしています。
※“書庫の棚”以外の書庫スペースに新聞を置いている場合などは含みません。

		蔵書用書庫における利用割合	1.保管している					2.保管していない
			資料の内訳					
			1.新聞・雑誌	2.寄贈資料	3.事務書類	4.その他	合計	
1	昭島市							○
2	あきる野市	1.9%	44.8%	1.1%	6.3%	47.8%	100%	
3	稲城市							○
4	青梅市							○
5	清瀬市	51.0%	20.0%	13.0%	20.0%	47.0%	100%	
6	国立市	10.0%	100.0%				100%	
7	小金井市							○
8	国分寺市	※1						
9	小平市	5.0%	80.0%	20.0%			100%	
10	狛江市							○
11	立川市							○
12	多摩市							○
13	調布市	20.0%			100.0%		100%	
14	西東京市							○
15	八王子市	1.1%	46.2%	7.6%	46.2%		100%	
16	羽村市	24.0%	26.0%	43.0%	14.0%	17.0%	100%	
17	東久留米市	4.0%	50.0%		50.0%		100%	
18	東村山市	9.2%	74.0%		11.0%	15.0%	100%	
19	東大和市	0.9%	97.0%	2.0%		1.0%	100%	
20	日野市	7.0%	96.5%		3.5%		100%	
21	府中市							○
22	福生市	※2						
23	町田市							○
24	三鷹市							○
25	武蔵野市	9.0%	0.0%	5.0%	5.0%	90.0%	100%	
26	武蔵村山市							○
27	奥多摩町	30.0%	30.0%	60.0%	5.0%	5.0%	100%	
28	日の出町							○
29	瑞穂町	20.0%	60.0%		40.0%		100%	
30	檜原村							○

※1　不明
※2　数値記入は不可能

問５.図書資料の保存に向けての取り組みについて

問5-1
平成14年度に実施しました除籍資料の現状調査以後、貴自治体図書館において、蔵書資料の収容能力を高めるために行った取組みがありましたら、お答えください。（複数回答可）

A. 新たに保存専用専用施設（書庫）または、仮設書庫（空き教室など）を設置し、図書資料の収容能力向上に努めている。
B. 近隣の自治体等とで、分担収集または分担保存を実施している。
C. 自自治体内で、分担収集または分担保存を実施している。
D. 購入する複本を制限する等の工夫をしている。
E. その他

		＜参考＞蔵書収容率（問4：結果）	取組み内容									回答なし
			A	B	（内容）	C	（内容）	D	（内容）	E	（内容）	
1	昭島市	103.4%	○									
2	あきる野市	74.6%										○
3	稲城市	82.8%										○
4	青梅市	100.0%										○
5	清瀬市	107.8%								○	特になし	
6	国立市	110.6%										○
7	小金井市	120.8%								○	適正な除籍を進めた	
8	国分寺市	113.4%				○	シリーズ本・文庫・新書などを分担し収集保存している。	○	購入本の調整を行っている。複本数の調整をしている。			
9	小平市	100.0%										○
10	狛江市	168.8%										○
11	立川市	109.3%				○	地区館の閉架書架の再活用					
12	多摩市	126.6%								○	本館が来年3月に学校跡地を改修して移転する予定ですが、書庫の収容冊数は現状の学校空き教室より微増する予定です。	
13	調布市	113.6%								○		
14	西東京市	102.9%				○	地域行政資料、書庫の分担保存の実施	○	特に予約多数本の複本購入を以前より削減した			
15	八王子市	151.3%				○	分野・分類の一部について分担収集・分担保存を実施している。					
16	羽村市	70.4%						○	リクエストに対する複本購入冊数の制限			
17	東久留米市	116.5%								○	既設書庫の整備	
18	東村山市	121.4%										○
19	東大和市	111.6%	○									
20	日野市	123.8%				○	保存書庫のある1分館が改築のため取り壊されるので、その保存資料を3分館で分担保存するようにした					
21	府中市	81.4%	○									
22	福生市	105.1%				○	利用頻度が落ちた資料は自治体内1冊			○	地域資料を除く資料の書庫保存は自治体内1冊	
23	町田市	129.7%	○									
24	三鷹市	95.4%	○									
25	武蔵野市	85.3%								○	中央図書館書庫の固定架を集密架に変える。予算取れ次第	
26	武蔵村山市	112.9%								○	利用されない複本資料の除籍	
27	奥多摩町	89.2%	○									
28	日の出町	94.8%	○									
29	瑞穂町	124.7%										○
30	檜原村	82.9%										○

問 5-2
貴自治体において、今後 10 年以内に、図書館の新設又は建替・増築の計画はございますか？

また、図書館とは別の保存専用施設について、新設又は建替・増築の計画はございますか？

		＜参考＞蔵書収容率（問4:結果）	図書館の新設又は建替･増築の計画							保存専用施設の新設又は建替･増築の計画							
			1.計画がある					2.検討している	3.検討もしていない	1.計画がある					2.検討している	3.検討もしていない	
				計画内容	竣工予定年度	収容能力（計画）	現収容能力				計画内容	竣工予定年度	収容能力（計画）	現収容能力		
1	昭島市	103.4%							○							○
2	あきる野市	74.6%							○							○
3	稲城市	82.8%	○	新設	平成21年度	50,000										○
4	青梅市	100.0%	○	新設 ※1	平成19年度	79,800	106,000									○
5	清瀬市	107.8%							○							○
6	国立市	110.6%						○								○
7	小金井市	120.8%	○	※2												○
8	国分寺市	113.4%						○								○
9	小平市	100.0%	○	※3												○
10	狛江市	168.8%														
11	立川市	109.3%							○						○	
12	多摩市	126.6%	○		平成23年度	50,000										○
13	調布市	113.6%							○							○
14	西東京市	102.9%	○	建替	平成20年度	100,000	70,000									○
15	八王子市	151.3%							○						○	
16	羽村市	70.4%							○							
17	東久留米市	116.5%							○							○
18	東村山市	121.4%							○							○
19	東大和市	111.6%							○						○	
20	日野市	123.8%	○		平成21年度										○	
21	府中市	81.4%	○	建替	平成19年度	1,100,000	387,000									○
22	福生市	105.1%	○	※4												○
23	町田市	129.7%	○	新設	平成22年度	未定										○
24	三鷹市	95.4%	○	新設	平成22年度	未定										○
25	武蔵野市	85.3%	○	建替	平成22年度		9,000									○
26	武蔵村山市	112.9%						○								○
27	奥多摩町	89.2%							○							○
28	日の出町	94.8%						○								○
29	瑞穂町	124.7%						○								○
30	檜原村	82.9%							○							○
	合計					1,379,800	572,000									

※1　平成 20 年 3 月開館予定（新中央図書館）
※2　H22 年度、調査費計上予定
※3　計画はあるが未定
※4　地域会館（分館併設）の改修計画あり。会館の改修で図書館の増築は未定。

問６．データ管理について

問 6-1
貴自治体図書館で通常使用している図書資料ＭＡＲＣの種類を教えてください。
（複数のＭＡＲＣをご利用の場合は、その理由を教えて下さい）

問 6-2
貴自治体図書館において、通常使用しているＭＡＲＣのない資料は、どのようなデータ管理を行っていますか？

		採用しているMARCの種類	複数の場合	複数の理由	作成方法・基準
1	昭島市	大阪屋マーク			自館作成を中心に行っている
2	あきる野市	TRCマーク			TRC－MARCに準拠した形式で職員が採録し、登録している
3	稲城市	TRCマーク	日販マーク	2006年7月から日版マーク	自館で作成
4	青梅市	TRCマーク			TRC－MARCと同様の形式で自館で作成・管理。
5	清瀬市	大阪屋マーク			MARCのある資料も、独自の入力基準に基づいて修正してデータ作成をしている。MARCのない資料は新規に、または類似のデータを作成する。
6	国立市	日販マーク			図書館で独自に書誌作成、マークとどう内容のデータ管理を行っている
7	小金井市	TRCマーク			自館で職員が作成している。日本目録規則にほぼ準じている。
8	国分寺市	大阪屋マーク			自館入力。国分寺市の入力仕様に沿って入力し、データ管理を行っている。
9	小平市	TRCマーク			自館にて簡易なMARCを作成する
10	狛江市	TRCマーク			自館で作成している。基準無し
11	立川市	大阪屋マーク			フォーマットに沿ったデータを作成・管理
12	多摩市	TRCマーク			TRCマーク・マニュアルに準じて職員が入力し「自館マーク」として作成している。
13	調布市	日販マーク			自館作成、日版図書館サービスに作成依頼
14	西東京市	TRCマーク			自館作成、MARCの落としこみ、日本目録規則改定3版準拠
15	八王子市	TRCマーク			リクエストが出て購入した本については自館データを作成している。書名・著者名・出版社・出版年・大きさ・ページ数・ISBN・分類番号などの必要最低限のデータを入力している。
16	羽村市	TRCマーク	日販マーク	一業者に固定することへの市役所契約係からの懸念	①自館作成・・・国会図書館や都立図書館などのデータを参考に、職員が直接入力している。②TRCDからのダウンロード
17	東久留米市	大阪屋マーク			自館にて作成
18	東村山市	TRCマーク			TRC－MARCに準拠して自館で作成
19	東大和市	大阪屋マーク			自館でデータ作成
20	日野市	日販マーク			NS－MARCに準拠してデータを作成している
21	府中市	TRCマーク			職員が、図書館業務オンライン(受入作業)でデータを作成する。内容は目録規則に準じる。
22	福生市	日販マーク			自館作成
23	町田市	日販マーク			自館で作成。NDC8版、目録規制1987年に準じ、日版MARCに基づく簡易データを作成
24	三鷹市	TRCマーク			国立国会図書館のマークなどを参考に自館マークを作成している。
25	武蔵野市	TRCマーク			TRCマークに準じて自館マークを作成している
26	武蔵村山市	大阪屋マーク			職員が自館作成、郷土・行政資料などMARCがないもので受入をするもの。
27	奥多摩町	TRCマーク			資料の情報を入力する
28	日の出町	TRCマーク			
29	瑞穂町	TRCマーク			
30	檜原村	TRCマーク			索引簿を作成して管理している（郷土資料）

問７．共同利用図書館の設置に向けて

問 7-1
共同利用図書館が設置された場合、保存資料の他に何か提供できる可能性がありますか？
または、共同利用図書館の実現に向けて、有益な情報をお持ちでしたらお聞かせください。

		意見
1	昭島市	
2	あきる野市	特にございません
3	稲城市	
4	青梅市	
5	清瀬市	
6	国立市	
7	小金井市	負担金については三多摩全体で、人口比などにより負担できたらならばと考えている。
8	国分寺市	
9	小平市	特になし
10	狛江市	なし
11	立川市	
12	多摩市	
13	調布市	公立図書館の立場としては、寄贈本提供、 共同利用図書館実現に際して、ボランティアの活用（交通費・保険等を準備をして）、 「NPO共同保存図書館・多摩」との協働
14	西東京市	
15	八王子市	特になし
16	羽村市	
17	東久留米市	協力員の派遣
18	東村山市	
19	東大和市	市内でボランティアを募集する
20	日野市	空き施設の可能性あり（施設の一部、全面は困難※1
21	府中市	新中央図書館は、今後の蔵書増も見込み収容能力を考えており、資料等も含め、提供は難しいと考えます
22	福生市	市の財政事情は厳しく、実施計画で負担金が採択される可能性は低いと考えている。協力員の派遣は可能。都議会の会派要望で西多摩に共同保存図書館を設置してほしいという要望を毎年提出している。今後も提出し続けたい。都の教育長への要望もしている。
23	町田市	
24	三鷹市	
25	武蔵野市	ボランティア募集のポスターを掲示することは可能（応募があるかどうかは、保存庫の場所にもよると思います）負担金は、予算を獲得できるよう交渉はしますが、確実ではありません。
26	武蔵村山市	
27	奥多摩町	
28	日の出町	
29	瑞穂町	特にありません
30	檜原村	

※1　H19 年 10 月時点での回答。翌 11 月に実施した緊急付帯調査においては、共同利用図書館の設置に関して、協力できる空き施設は「ない」との回答を得ている。

問 7-2
多摩地域における共同利用図書館と、都立図書館の関係については、どのような関係が望ましいかをお聞かせ下さい。

		意見
1	昭島市	
2	あきる野市	都と市町村が一体となり取り組んでいくことが望ましいと考えます
3	稲城市	都立図書館は区市町村のバックアップは今までどおり行ってほしい（共同図書館ができたとしても）
4	青梅市	市町村だけでなく、東京都の出資等を仰ぎ、両者が共同して運営していく関係
5	清瀬市	
6	国立市	
7	小金井市	これまでどおり、二線図書館として機能し、共同図書館は三多摩の図書館全体の共同保管庫としたい
8	国分寺市	
9	小平市	都立図書館が中心となって計画し、運営すべきと考える
10	狛江市	都立図書館と共同利用図書館の両方に所蔵がある場合、借用について共同利用図書館を優先してよいと思いますが、都立図書館が貸し渋るようなことになっては困る。
11	立川市	
12	多摩市	都立図書館は、資料的に保存価値がある図書・学校図書・高価本を中心に保存する図書館です。これに対し、共同利用図書館は、都立では保存しないような文庫本・実用書・雑誌等で多摩地区の全図書館でも1冊しかない図書を中心に保存してほしいと思います。両者が々本を保存するのでなく、機能を別にして効果的に図書を保存してもらいたいと思います。
13	調布市	本来なら都立図書館が保存まで責任を持って行い、この事業は市町村の共通の保存庫の役割を果たせばよいのではないのか。 共同利用事業は地方自治法の規程から広域行政を分担する都の事務である。事業運営費・技術支援・連絡調整は都において行われるべきものと考える。それも不可能ならば、都の遊休施設貸与・都立図書館データの活用・協力車の巡回コースに含めるなど、最大限の協力をすべきである。
14	西東京市	
15	八王子市	
16	羽村市	都立図書館の大量廃棄が発端となって始まった問題であるので、捨てればおしまいではなく、本来都立図書館が長期的展望の基にしっかり責任を持って管理してほしい。がしかし、長年に渡って第二線図書館として区市町村立図書館をバックアップしてきた経緯や、現在の市立町村図書館の書庫状況を考えると、都および市町村すべての図書館を対象とした、共同事業が望ましい。
17	東久留米市	
18	東村山市	区立図書館等の参加も視野にいれ、東京都全体の共同利用図書館として、全面的なバックアップを希望する
19	東大和市	同一地域の公共図書館という立場で援助、協力してほしい
20	日野市	広域的保存は、本来、都立図書館の役割であるが、その責任を放棄するのであれば、地域的連携が必要である。
21	府中市	出版年の古い資料や貴重本は、都立図書館のみ所蔵ということも多く、共同利用図書館ができたとしても、そこで収集するのは難しいと考えられます。資料貸借や情報の交換は欠かせないものです。今後も友好な関係を築く必要はあります。
22	福生市	多摩地域における共同利用図書館の設置により、都立図書館の機能が更に低下するのではないかと危惧する。都立未所蔵資料の保存書庫と考えているが、将来にわたって安定的保存計画となるのか、現段階では疑問に感じている。デポジット機能を重視した図書館として三多摩広域のエリアを対象とする共同保存書庫であるならば、都立図書館の政策の中に明確に位置づけていくことが第一に考えるべき課題と思う。広域事業であるので、あくまでも都民税で運営し主体（母体）は都立図書館が管轄することが現実的である。東京という首都で世界に誇れる保存重視図書館の構築が望まれる。「都立図書館のありかた」を市民に役立つ政策に転換していくことが大切と考える。図書館のことを何も知らない都立図書館の政策担当者に政策提言していくことが、三多摩の図書館に求められているのではないでしょうか。
23	町田市	都立図書館から共同利用図書館への援助（資金面及び配送用メールカーの運行）
24	三鷹市	検討を要する。
25	武蔵野市	都立図書館から除籍した資料が、この共同保存庫へ渡るルートができると望ましい。予算的な面でも出してほしいが、だめならばせめて交換車を出すことはしてほしい。
26	武蔵村山市	理想は、相互で調整して資料を保存できれば良いのですが、現在の東京都の状況では相互貸借が危機状態なので悲観的です。
27	奥多摩町	
28	日の出町	都立図書館との共栄共存が望ましいと思います。今以上に、都立図書館に何らかの形でバックアップしていただかないと、運営が難しいと思います。
29	瑞穂町	共同利用図書館の存在が、都立図書館の市町村向けサービスの低下につながることがないようにお互いに協力できる関係が望ましいと考えます。
30	檜原村	

問 7-3
多摩地域における共同利用図書館として、どのようなものを望みますか？お聞かせください。

		意見
1	昭島市	
2	あきる野市	特にございません
3	稲城市	
4	青梅市	保存機能だけでなく、研修や人材派遣機能等も有する図書館
5	清瀬市	
6	国立市	
7	小金井市	①各市で重複する資料を保管し、各市の所蔵スペースを確保する。 ②データベースを構築し、借用依頼し、翌日には届けられるシステム。
8	国分寺市	
9	小平市	小平市図書館としての意見はまとまっていない
10	狛江市	構想のとおり
11	立川市	
12	多摩市	多摩地区の各図書館が廃棄するような図書でも、今後多少の利用が引き続き見込まれるような図書を保存する共同図書館として、協力貸出の要望に応えられるような規模の保存図書館を望みます。（図書の例としては、各図書館では保存の能力を超えた、ティーンの文庫小説、話題になったUFOや心霊本、健康法の本等を保存していただければ、各図書館ではかなり書架に余裕が生まれると思います。
13	調布市	・十分なスペース ・交通の利便性 ・良好な保存環境 ・OPACの公開 ・貸出手続きの簡素化 ・貸出制限を最少に ・巡回車の運行 ・レファレンス機能をもち協力貸出が容易 ・多様な協力する立場、それぞれに見合った妥当かつ公平な負担 ・運営に必要な人材確保 ・国立国会図書館、都内外の公共図書館、大学・専門図書館及び類縁機関と良好な関係を築く。
14	西東京市	活発な活用が出来るように条件を整備してほしい。巡回車の運行、保存データの公開、予約取り寄せのシステム、等、使える保存書庫にするための計画を作成してほしい。
15	八王子市	
16	羽村市	都立図書館も含め各図書館の書庫に保管しきれなくなった資料を収集・整理し、地元の図書館を介して、インターネット検索→貸出申込→配送→地元の図書館を介して利用者に貸出ができる第二の都立図書館。また、現在の都立図書館のような複写の制限などない方式のもの。
17	東久留米市	
18	東村山市	住民の広範な資料要求に応えるため、利用と保存のバランスを取りつつ、通常の相互貸借のように検索・取り寄せが出来るのが望ましい。
19	東大和市	
20	日野市	多摩地域での経費負担などを進めながら、都立にも応分の負担を負わせ、実現していく
21	府中市	多くの図書館が利用者のために活用できる、活発な長期にわたり使えるものになるべきと考えています。
22	福生市	首都にふさわしいキャパシティーの大きな共同保存図書館。公立図書館のデポジット図書のみでなく、三多摩に存在している大学との連携によって、専門書や研究者向けの雑誌なども保存できる書庫が理想。図書館や大学の研究機関の蔵書だけでなく、市民の蔵書も保存していく大規模なものが理想。あくまでも予算と施設、及び総合的な運営は、都の予算で運営することが前提。首都東京に存在する多くの出版社や古書店などとの連携の下、文化としての図書の保存を至上命題として設立していく。各界からの寄付金などを募ったり、共同保存図書館のための都民税などに目的税の導入を考えても良い。アメリカに大統領の名を冠した図書館があるが、ロックフェラーのような財閥や企業からの寄付を募るなど、いろいろなアイディアで一般市民から寄付金を募って共同で構築し、運営しているというスタイルを確立すべきと考える。今年から高校などにボランティアの制度ができたが、将来を担う高校生や学生のボランティアとして常時様々な仕事をメニュー化し体験できる施設にする。
23	町田市	一定規模（最低10万冊）以上の収蔵能力が不可欠。データ管理物流システムについても十分な計画が必要。使い勝手の良い共同利用図書館を望む。
24	三鷹市	多摩地域における共有財産として、市民の期待に応えられる図書館に育てたい。
25	武蔵野市	各自治体の図書館から、WWW上で、検索・予約が出来る。また希望した資料が1～2週間で交換便で届くのが理想です。
26	武蔵村山市	各自治体が協力して、資料を利用(直接・間接)しながら保存できればベストだと思います。
27	奥多摩町	
28	日の出町	
29	瑞穂町	除籍するにあたっては、一冊一冊データを確認する余裕がなく、ISBN総合目録の独自データに頼っている状態です。（それも完全とはいえません）共同利用図書館にはいずれはそうした資料についての情報発信もできるようになってほしいと思います。
30	檜原村	

緊急付帯調査

設問1
貴自治体で、協力できる可能性がある空き教室・土地等はありますか？

①. ある
a. 空き教室（　　）クラス
b. その他の空き施設（　　）
c. 空いた土地（　　）㎡
②. ない

設問2
多摩地区で複本が1冊となる資料の保存についてどう考えますか？
① 複本が1冊のものはすべて残すべきである
② 残すべきだと思うがスペースに限界があるため、選別せざるを得ない

設問3
設問2で②と応えた自治体に伺います。
どのような分野を優先的に残したいですか？また、残さなくてもよいと考える分野は何ですか？

		設問1.		設問2.		設問3.	
		1.ある	2.ない	1.残すべき	2.選別せざるをえない	優先的に残したい分野	残さなくてもよい分野
1	昭島市		○		○	分野ごとに選別の優先を決めるのではなく全ての分野で選別を行うべき	
2	あきる野市		○		○	絶版資料　都立図書館未所蔵資料	
3	稲城市		○		○		旅行案内（ガイドブック）　学校案内　スポーツなどの指導書（ルール改訂などを除く）　料理や手芸などの実用書（その時代に話題になったことや、著名な作家は除く）
4	青梅市		○		○	②以外の分野	類書が多く出版され、新しい出版物にその内容が網羅されている分野のもの（例：5門の料理、編み物、裁縫等の本　6門の園芸関連の本　7門の一般的なスポーツ関連の本）
5	清瀬市		○		○	②以外の全て	一過性の人気により購入したが資料的価値が認められない資料
6	国立市		○	○			
7	小金井市		○		○	本の内容による	本の内容による
8	国分寺市		○	○			
9	小平市		○		○	全体的に残したい	ガイドブック、料理の本などの実用書　科学、化学等の内容が陳腐化したもの
10	狛江市		○		○	小説　自費出版　心霊関係など	旅行ガイド
11	立川市		○		○		旅行ガイドブック　家庭実用書　コンピュータ関係
12	多摩市		○	○			
13	調布市		○	○			
14	西東京市		○	○			
15	八王子市		○		○	郷土に関する分野（資料）　図書館に関する分野	新刊、新版が多く出る分野（例：法律、経済、家政全般、地理（観光ガイドなど）、園芸関係、医学）
16	羽村市		○		○	文学　社会科学　自然科学　哲学　宗教　歴史	旅行ガイド　ゴルフ場やスキー場などのガイドブック、料理・洋裁など実用書（技法などの基本的資料は残したい）
17	東久留米市		○		○	文学関係　各分野の歴史的、研究書など	実用書類　文学以外の読物的なもの
18	東村山市		○		○	都立図書館未所蔵資料　昔のベストセラーで小説以外のもの　心霊研究　人生訓　タレント本	ごく一般的な実用書（旅行ガイド・料理・手芸など）
19	東大和市		○	○			
20	日野市		○	○※1			
21	府中市		○	○			
22	福生市		○	○		最終的には地域資料や自費出版のように他府県などに所蔵のないもの	＊残すかどうかは、個々の資料価値であり分野で決めることはできない
23	町田市		○		○	地域資料　文芸書	実用書（ペットの飼い方等代替となる資料があるもの　旅行ガイド等）
24	三鷹市		○		○	地域資料は優先的に残すべきである。他の分野は個別的判断によって残置する	
25	武蔵野市		○		○	0～8門の都立にしかないような専門書　9門（市立レベルで購入せず都立から借用してるもの）	IT関係　料理　手芸　手紙の書き方などの実用書
26	武蔵村山市		○		○	雑誌　郷土・行政資料　昭和50年以前刊行の資料（多摩地区に図書館が開館し始めた頃のもの）	るるぶ等の年鑑型の旅行ガイド
27	奥多摩町		○		○	地域資料　レファレンス本	
28	日の出町		○	○			
29	瑞穂町		○	○			
30	檜原村		○		○		進化する度合いが速い分野は残さなくてもよいと思うが、取捨選択は難しい。

※1　共同保存図書館による保存がされるのであれば、②「選別せざるを得ない」

平成 19 年 10 月 12 日

多摩地域市・町・村立図書館長殿

東京都市町村立図書館長協議会
共同利用図書館検討委員会

多摩地域における共同利用図書館の設置に向けた
図書資料の保存及び除籍状況に関するアンケートの実施について

貴下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

ご承知のとおり、東京都市町村立図書館長協議会では、平成 18 年度より共同利用図書館検討委員会を設置し、多摩地域における共同利用図書館の設置に向けての検討を行っております。

今年度におきましては、東京都市長会より「平成 19 年度多摩・島しょ広域連携活動助成事業」の指定を受け、平成 18 年度に本協議会の除籍資料再活用プロジェクトによる報告「多摩地域「共同利用図書館」の設置に向けて　NPO による共同出資事業化の提案」等の内容を踏まえて、より具体的な施策の展開を図る検討を進めております。

本アンケートは、多摩地区図書館サービス研究会によって実施（平成 14 年度）しました「東京都市町村立図書館の除籍に関するアンケート調査」から、5 年が経過しておりますことから、各自治体図書館における図書資料の保存及び除籍状況を確認するために、多摩地域の市町村立図書館を対象に実施するものです。

つきましては、本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力頂けますようお願い致します。

記

1．回答方法

本アンケート依頼は、各自治体の中央図書館（本館）のみに対して行っておりますので、各自治体における状況及びご意見を、おとりまとめのうえ、ご返答をお願いします。

2．提出方法及び期限

別紙アンケート用紙に、設問に対する回答をご記入頂き、10 月 26 日（金）までに電子メールで下記の提出先宛への送付をお願いします。

3．本調査に関する問合せ先（アンケート提出先）

本検討委員会では、本アンケートの実施を下記会社に委託しております。本アンケートについて、ご不明な点がございましたら、下記にお問合せください。

受託者　八千代エンジニヤリング株式会社
社会マネジメント部 担当:勝田・市村
（電話　０３-５９０６-０１０７）

アンケート提出先：ichimura@yachiyo-eng.co.jp

委託者　共同利用図書館検討委員会
東村山市立中央図書館　木村
（電話　０４２-３９４-２９００）
羽村市図書館　関口
（電話　０４２-５５４-２２８０）

以上

共同利用図書館の設置に向けた
これまでの検討経緯

東京都市町村立図書館長協議会では、平成 13 年度における都立図書館の再編計画による図書の大量除籍に端を発して、その除籍資料の有効活用策の検討を行うだけでなく、市町村立図書館が抱えている資料の除籍と保存状況の実態を明らかにし、その問題解決のために、多摩地域における共同利用図書館の設置に向けた検討を行って参りました。

【これまでの検討経緯】

平成13年度

都立図書館で
- 14 万冊の除籍図書発生（大量廃棄の危機）
- 1 点 1 冊収集、現有書庫範囲内での保存に方針転換

平成 13 年度に東京都市町村立図書館長協議会で検討開始

平成14年度

・都立図書館が除籍した資料のうちの 5 万冊を館長協議会で保管することを決定（町田市が保管）。
・館長協議会下の多摩地域図書館サービス研究会が、**市町村図書館の除籍資料の状況調査**を実施。

主な調査結果は……
・市町村図書館の書庫収容率は 90%に達し、13 市町村では、書庫収容率が 100%を超えている。
・多摩地区の図書館では、保存機能の必要性を強く感じている。

平成15年度

・図書館サービス研究会が、**「都・市町村図書館の除籍資料をどう活用するか－今後のあり方の提言－」**の報告をまとめる。

提言の主な内容は……
・館長協議会として、多摩地域の共同保存センターの実現の模索。
・多摩地域の図書館が共通に抱えている諸課題の解決。
・多摩地域の広域的課題の解決に取り組むプロジェクトチームの設置
・平成 17 年度末までに、除籍資料 5 万冊の活用策に結論。他

平成16・17年度

・図書館サービス研究会からの報告を受け、**図書館長協議会に除籍資料活用プロジェクトチームを設置**し、除籍資料の再活用策だけでなく、**多摩地域の広域的課題の解決を視野に入れた検討を行う**（全 24 回）。
・除籍資料再活用プロジェクトチームが、**『多摩地域「共同利用図書館」の設置に向けて』の報告**をまとめる。

・市町村の共同出資、NPO 法人運営による共同利用図書館の提案。

平成18年度

・除籍資料再活用プロジェクトチームからの報告を受け、館長協議会幹事会のメンバーで**「共同利用図書館検討委員会」を設置**し、今後の取組みについての検討を開始する。

1

共同利用図書館の設置に向けた図書資料
の保存及び除籍状況に関するアンケート

アンケートの目的

本アンケートでは、共同利用図書館の設置に向けて、より具体的な検討を行うため、平成 14 年度に実施した「東京都市町村立図書館の除籍に関する調査」での質問項目に加え、各自治体図書館における資料保管の現状をより深く把握することを目的としています。

問１．図書資料の除籍・ルールについて

問1-1. 貴自治体図書館では、明文化された図書資料の除籍基準等はありますか？

1．ある　　2．ない
（「2．ない」場合には、どのような判断で除籍を行っていますか？）

※「1. ある」の場合は、本アンケート回答とともに、除籍基準も併せて提出して下さい。

問1-2. 貴自治体図書館において、一般的な図書資料（利用者による汚破損や、旅行ガイド・料理本・旧版となった実用書を除く）の除籍を判断する際に、貴自治体図書館では、該当資料の判断はどなたが行っていますか？

担当係名：

1

問1-3. 一般的な図書資料（利用者による汚破損や、旅行ガイド・料理本・旧版となった実用書を除く）の除籍を判断する際に、貴自治体図書館では、該当資料の蔵書状況の確認を行っていますか？

1．確認を行っている　　2．確認を行っていない

上記で、「1．確認を行っている」とお答えになった自治体の方にお尋ねします。

蔵書状況の確認は、以下のどのレベルまで行っていますか？
また、確認を行われた結果、その図書資料が最後の１冊であった場合、どのように対処されていますか？

A.「自自治体内において、最後の１冊かどうか」まで確認している。	
確認資料が最後の１冊だった場合	①．除籍をとりやめ保存している。
	②．除籍している。

B.「自自治体内だけでなく、多摩地域において、最後の１冊かどうか」まで確認している。	
確認資料が最後の１冊だった場合	①．除籍をとりやめ保存している。
	②．除籍している。

C.「自自治体内及び多摩地域だけでなく、都立図書館においても、最後の１冊かどうか」まで確認している。	
確認資料が最後の１冊だった場合	①．除籍をとりやめ保存している。
	②．除籍している。

問２．除籍の現状について

問 2-1 貴自治体図書館において、平成 18 年度に除籍した資料は、どのような内訳となっていますか？資料の分類毎に除籍冊数をお答えください。

※ ここでは、利用者による汚破損や、旅行ガイド・料理本・旧版となった実用書も含めてお答えください。

資料分類	除籍冊数
1．一般 （うち、９類の文学	冊 冊）
2．児童	冊
3．レファレンス	冊
4．地域資料	冊
5．その他 （　　）	冊
小　計	冊
6．雑誌	冊
合　計	冊

問 2-2. 貴自治体図書館において、平成 18 年度に除籍した資料は、どのような理由によるものですか？除籍理由毎に除籍冊数をお答えください。

※ ここでは、利用者による汚破損や、旅行ガイド・料理本・旧版となった実用書も含めてお答えください。

※ 除籍理由毎に除籍冊数を記載することが不可能な場合には、いくつかの理由で合算した記載でも結構です（例:「４．書庫が満杯のため」～「６．ﾍﾞｽﾄﾘｰﾀﾞｰなどの数量調整のため」で、書籍 1,000 冊、雑誌 500 冊）

除籍理由	書　籍	雑　誌
1．汚破損による	冊	冊
2．不明・紛失による	冊	冊
3．他部署への移管による	冊	冊
4．書庫が満杯のため	冊	冊
5．文献的な価値を失ったため	冊	冊
6．ﾍﾞｽﾄﾘｰﾀﾞｰなどの数量調整のため	冊	冊
7．回収不能となったため	冊	冊
8．その他	冊	冊
合　計	冊	冊

問３．除籍資料の処分について

問3-1 貴自治体図書館において、平成 18 年度に除籍した資料の処分は、どのような方法によって行いましたか？

処分方法	書　籍	雑　誌
1．住民へのリサイクル	冊	冊
2．他の部署への移管	冊	冊
3．地域の福祉団体等への譲渡	冊	冊
4．専門業者への売却・有料引取り	冊	冊
5．清掃工場等で焼却・溶解	冊	冊
6．その他（　　）	冊	冊
合　計	冊	冊

上記の問３．で、「１．住民へのリサイクル」を選択された自治体にお尋ねします。

問3-2 住民へのリサイクルを行っている場合、どのように実施していますか？平成 18 年度での実施方法についてお答えください。

住民リサイクルの実施方法
1．定期的に実施　　（　　回実施）
2．不定期に実施　　（　　回実施）
3．各館でリサイクルコーナーを設け、常時実施 ①中央館（中心館）のみ　②地区館・分館のみ　③両方とも

問４．書庫の現状ついて

問4-1 貴自治体図書館における書庫収容能力と収容率をお教えください。
また、図書館とは別の保存専用施設がある場合は、併せてお教えください。

※ 図書館の書庫収容能力は、図書館開館時に整備された書庫および、正規の増設工事によって増設された書庫に限定し、暫定的、応急的な措置としての棚の設置などは含まないものとします。
※ 図書館とは別の保存専用施設には、空き教室などを利用した仮設書庫を含みます。

		収容能力（A）	蔵書冊数数（B）	収容率（B/A）
図書館	開　架	千冊	千冊	%
	閉　架	千冊	千冊	%
図書館以外の施設		千冊	千冊	%
合計		千冊	千冊	%

問4-2 貴自治体図書館では、蔵書用書庫を蔵書以外の資料保管に利用していますか？

※ 本設問では、“書庫の棚”の利用状況をお尋ねしています。
※ “書庫の棚”以外の書庫スペースに新聞を置いている場合などは含みません。

１．蔵書以外の資料を保管している　　２．保管していない

（１.の場合：確認内容）
・蔵書用書庫において、蔵書以外の資料を保管している割合はどのくらいですか？

蔵書用書庫の＿＿＿＿＿＿ %程度を、蔵書以外の資料を保管している。

１．新聞・雑誌	%
２．寄贈資料	%
３．事務書類	%
４．その他（　　）	%
合計	100%

問５．図書資料の保存に向けての取り組みについて

問5-1 平成 14 年度に実施しました除籍資料の現状調査以後、貴自治体図書館において、蔵書資料の収容能力を高めるために行った取組みがありましたら、お答えください。（複数回答可）

取組み内容	
A	新たに保存専用施設（書庫）または、仮設書庫（空き教室など）を整備し、図書資料の収容能力向上に努めている。
B	近隣の自治体等とで、分担収集または分担保存を実施している。 （内容：　　）
C	自自治体内で、分担収集または分担保存を実施している。 （内容：　　）
D	購入する複本を制限する等の工夫をしている。 （内容：　　）
E	その他（　　）

問5-2 貴自治体において、今後 10 年以内に、図書館の新設又は建替・増築の計画はございますか？

1．計画がある　　3．計画はなく、検討も行っていない
2．具体的な計画はないが検討している

（1.の場合：その計画内容）

	竣工予定年度	書庫収容能力（計画値）	現施設の書庫収容能力
新設・建替・増築	平成　　年度	千冊	千冊

また、図書館とは別の保存専用施設について、新設又は建替・増築の計画はございますか？

1．計画がある　　3．計画はなく、検討も行っていない
2．具体的な計画はないが検討している

（1.の場合：その計画内容）

	竣工予定年度	書庫収容能力（計画値）	現施設の書庫収容能力
新設・建替・増築	平成　　年度	千冊	千冊

問６．データ管理について

問6-1 貴自治体図書館で通常使用している図書資料ＭＡＲＣの種類を教えて下さい。

採用しているＭＡＲＣの種類は（　　）
（複数のＭＡＲＣをご利用の場合は、その理由を教えて下さい）

問6-2 貴自治体図書館において、通常使用している図書資料ＭＡＲＣのない資料は、どのようなデータ管理を行っていますか。

（データの作成方法・基準などを教えて下さい）

問７．共同利用図書館の設置に向けて

問7-1 共同利用図書館が設置された場合、保存資料の他に何か提供できる可能性がありますか？ または、共同利用図書館の実現に向けて、有益な情報をお持ちでしたらお聞かせ下さい。

（空き地や施設･書架などの設備･運搬車両、負担金、ボランティアや協力員の派遣など）

問7-2 多摩地域における共同利用図書館と、都立図書館の関係については、どのような関係が望ましいかをお聞かせ下さい。

問7-3 多摩地域における共同利用図書館として、どのようなものを望みますか？お聞かせ下さい。

［本アンケート回答内容に対する連絡先をお教え下さい。］

市
町
村　　図書館　　ご担当者名

（電話番号　　）

※. ご回答頂きました結果は、本調査目的以外に使用することはありません。また、ご担当者のお名前が外部に出ることは絶対にありません。

ご協力ありがとうございました

平成19年11月22日

東京都市町村立図書館
館　長　各　位

東京都市町村立図書館長協議会
共同利用図書館検討委員会
委員長　木　村　稔

「多摩地域における共同利用図書館の設置に向けた図書資料の保存
及び除籍状況に関するアンケート」の緊急付帯調査について（依頼）

貴館におかれましては、日ごろより館長協議会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日は、「多摩地域における共同利用図書館の設置に向けた図書資料の保存及び除籍状況に関するアンケート」にご回答いただき誠にありがとうございました。

共同利用図書館の検討の中で確認を要する事項があり、お手数ですが緊急付帯調査にご協力をお願い申し上げます。アンケートの期日が短くご迷惑をおかけしますが、下記に記入していただき、ご返信くださるようお願い申し上げます。

今後もこのような緊急調査を行う場合があるかと思いますが、より良い共同利用図書館の実現のため、ぜひご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

回答期限　平成１９年１１月３０日（金）
回答方法　メールでお願いします
回答返信先　東村山市立中央図書館　宮後
TEL 042-394-2900 FAX 042-394-4107
tosyokan@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

以上

共同利用図書館の設置に関する緊急付帯調査

問１　貴自治体で、協力できる可能性がある空き施設・土地等はありますか？

① ある

a　空き教室　（　　）クラス

b　その他の空き施設　（　　）

c　空いた土地　（　　）㎡

② ない

問２　多摩地区で複本が１冊となる資料の保存についてどう考えますか。

① 複本が１冊のものはすべて残すべきである

② 残すべきだと思うがスペースに限界があるため、選別せざるを得ない

問３　問２で②と答えた自治体に伺います。どのような分野を優先的に残したいですか。
また、残さなくてもよいと考える分野は何ですか。

① 残したい分野

② 残さなくてもよい分野
旅行ガイドブック・家庭実用書・コンピュータ関係

自治体＿＿＿＿＿＿＿＿　担当者＿＿＿＿＿＿＿＿　連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿